

## 活動報告

### 【会 合】

## 第 2 1 回法整備支援連絡会

国際協力部教官

小 谷 ゆかり

### 第 1 開催状況

- 日時 令和 2 年 2 月 1 4 日（金）午前 1 0 時から午後 5 時 4 0 分まで
- 場所 東京会場：法務省国際法務総合センター「国際会議場 A」  
関西会場：J I C A 関西「ブリーフィングルーム」
- テーマ 「Access to Justice の向上と法整備支援～エンパワーメントにつながる法情報の提供とその実質的な利用～」
- 式次第 後掲資料「プログラム」参照
- 出席者 1 1 2 名（東京会場 9 3 名，大阪会場 1 9 名）

### 第 2 第 2 1 回法整備支援連絡会の概要

#### 1 はじめに

法務総合研究所では，独立行政法人国際協力機構（J I C A）との共催により，平成 1 2 年（2 0 0 0 年）以降，法整備支援関係者間の情報共有や意見交換の場として，法整備支援連絡会を開催しています。

年々，法整備支援の重要性は高まり，その活動範囲も広がりを見せていますが，これに伴い，法整備支援連絡会も，関係者間の情報共有・意見交換にとどまらず，法整備支援の在り方，方向性を考える貴重な機会を提供する場となりました。

2 1 回目を迎えた今回の法整備支援連絡会では，「Access to Justice の向上と法整備支援～エンパワーメントにつながる法情報の提供とその実質的な利用～」と題し，東京都昭島市にある法務省国際法務総合センター「国際会議場 A」をメイン会場，兵庫県神戸市にある J I C A 関西「ブリーフィングルーム」をサテライト会場として行なったところ，両会場合わせて 1 0 0 名を超える参加者が集まり，活発な意見交換が行われました。



【東京会場の様子】



【関西会場の様子】

## 2 第21回法整備支援連絡会のテーマについて

前回の法整備支援連絡会では「持続可能な開発目標（SDGs）と法整備支援」をテーマとし、海外の専門家も参加するなどして幅広く意見交換が行われましたが、掘り下げた議論を行うには時間が足りなかったという印象が残りました。とはいえ、意見交換の中では、法の支配がSDGs達成に向けて中核的な役割を担っていること、法の支配には途上国の貧しい人々に対する司法アクセスの保障を始めとする様々な側面が含まれることなど、SDGsの観点から見た法整備支援の役割・課題が示されました。

そこで、21回目となる今回の法整備支援連絡会では、引き続きSDGsに関するテーマとして司法アクセスに焦点を当て、更に掘り下げた議論を目指すこととしました。

ご承知のとおり、SDGsのゴール16では、すべての人々に司法へのアクセスを提供することが明記されており、世界的に見ても「司法へのアクセス」の関心は高まっています。京都で開催予定の第14回国連犯罪防止刑事司法会議<sup>1</sup>、いわゆる京都コンgresにおいて、2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進を全体テーマとして掲げる中で、すべての人々へ司法へのアクセスを提供するための取組について議論される予定であり、当部においても、司法アクセスをテーマとしたパネルディスカッション等の準備を進めているところです。

他方で、我が国の法整備支援は、約四半世紀にわたってその実績が積み重ねられてきましたが、その効果は支援対象国の国民一人一人に行き渡っているのだろうかという新たな問題が指摘されるようにもなりました。このような問題の背景事情として、政府が法整備支援を行う場合、実施機関となるのは対象国の政府・司法機関が中心となり、市民への波及効果や、司法へのアクセスの改善については正面から取り組むことが少なかったこと、また、司法アクセスに取り組む弁護士会などの関係機関との連携も十分ではなかったことが挙げられますが、そのほかにも複雑な問題が絡み合っているのかもしれない。

このように、法整備支援の効果が支援対象国一人一人の国民に行き渡るにはどうすればよいかという法整備支援の問題は、司法へのアクセスを考えることと密接に関わるように思います。

そこで、今回の連絡会では、これまであまり議論してこなかった「Access to Justiceの向上と法整備支援」をテーマとし、その中でも特に、一人一人の立場（能力）に焦点を当てるという観点から、「エンパワーメントにつながる法情報の提供とその実質的利用」をサブタイトルとして、法整備支援の役割や課題、今後の方向性について議論することとしました。

## 3 プログラムについて

プログラムの概要をご紹介します。詳細につきましては、後掲のプログラム及び

<sup>1</sup> 後掲の議事録において、京都コンgresにつきましては今年4月に開催予定である旨告知されていますが、新型コロナウイルス感染拡大による影響により、開催延期となりました。今後の予定につきましては、コンgres専用ホームページ（<http://www.moj.go.jp/KYOTOCONGRESS2020/>）をご参照ください。

議事録をご覧ください。

(1) 第1部では、当部(ICD)、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)、JICA、日本弁護士連合会、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)及びジェトロ・アジア経済研究所から、それぞれ活動報告が行われました。活動報告では、ここ1年の活動状況に加え、司法アクセスの向上につながる取組についても報告がなされたほか、プロジェクトと研究活動の連携、国際機関との連携、ASEANとインドといった地域間の連携など、活動の幅を広げる様々な取組や方向性が示唆されました。また、質疑応答では、会場出席者から、日本インドネシア法律家協会についての活動紹介や、中国における司法アクセスの状況の報告があるなど、全体を通じて有益な情報共有の場となりました。

(2) 第2部では、海外から2人のゲストスピーカーをお招きし、それぞれ講演を行っていただきました。

まず、ワールド・ジャスティス・プロジェクト(WJP)<sup>2</sup>のエグゼクティブ・ディレクターであるエリザベス・アンダーセン氏から、「Global Insights on Access to Justice (司法へのアクセスに関する世界的洞察)」と題して、ご講演いただきました。WJPは、2017年から2018年にかけて、世界101か国で法的ニーズに関する調査・分析を行い、その結果を「Global Insights on Access to Justice 2019」として取りまとめ、ウェブサイトで公開しています<sup>3</sup>。

アンダーセン氏の講演では、上記調査の手法として、主に対面によるインタビュー形式で行い、日常の法的問題(ニーズや解決方法)を評価し得る128の質問を用意したことなどが紹介されました。また、調査・分析結果として、グローバルな司法格差や法的ニーズ、取り組むべき課題などが示されました。講演の最後には、法整備支援に求めることとして、消費者問題等最も一般的なニーズへの対応、市民教育や法情報戦略の重視、社会的事業等法律以外のサービス提供者との協力に対する投資、弁護士以外の支援提供者における能力向上といった提言もなされました。

アンダーセン氏の講演は、全体を通じて、上記調査・分析結果を法整備支援に生かすことの重要性が示されており、今後の法整備支援の活動や方向性、評価方法の検討に資する有益な内容でした。

<sup>2</sup> WJPは、法の支配の促進に向けた取組を行っている学際的な団体(非営利団体)であり、ワシントンD.C.に拠点を置いています。毎年、法の支配の実態調査として「Rule of Index」を発表していることで知られています。

<sup>3</sup> <http://data.worldjusticeproject.org/accesstojustice/#/>



【エリザベス・アンダーセン氏による講演の様子】

続いて、JICAプロジェクトの実施機関の一つであるベトナム弁護士連合会より、同会会長のドー・ゴック・ティン氏に、「法整備支援を通じた司法アクセスの実現」と題してご講演いただきました。

ティン会長の講演では、昨年10周年を迎えたベトナム弁護士連合会の沿革<sup>4</sup>に加え、ベトナム弁護士連合会による司法アクセス強化の取組として、弁護士による法律の周知宣伝、訴訟活動の参加、冤罪事件の取組、広報誌やウェブサイトを通じた広報活動が紹介されました。そして、これらの中でも特に、司法格差問題を解消するための広報や、個々の弁護士の能力・責任感を向上するための教育が重要であるとの指摘がなされ、これらの取組に資する法整備支援の必要性が伝えられました。

また、講演の中では、JICAプロジェクトによる協力で完成した3分冊の弁護士ハンドブック（弁護士の業務マニュアル）が紹介されるとともに、我が国の法整備支援に対する感謝の気持ちが述べられました。



【ドー・ゴック・ティン氏による講演の様子】

(3) 第3部では、「Access to Justice の観点から見た法整備支援の課題と展望」をテーマにパネルディスカッションを実施しました。パネルディスカッションは、パネリスト

<sup>4</sup> ベトナム弁護士連合会の沿革については、ICD NEWS 82号「ベトナム弁護士連合会10年間の発展の軌跡」（ベトナム弁護士連合会弁護士チャン・トゥイ・ズン、翻訳監修等 JICA 長期専門家枝川充志）をご参照ください（<http://www.moj.go.jp/content/001316918.pdf>）。



として、首都大学東京法学部我妻学教授、釜井英法弁護士、原若葉弁護士、鍋木信行弁護士（日本司法支援センター本部事務局長付）の4名にご参加いただき、モデレーターを務める当部部長の森永太郎による進行で進められました。

冒頭では、まず、森永部長より、「Access to Justice」の意義・範囲が広いこと、本パネルディスカッションでは一般市民が法的問題に直面した際の対応に焦点を当てることなどの説明がなされ、議論の方向性が示されました。

その上で議論は、現場で司法アクセスの問題に関わってこられた釜井弁護士、鍋木弁護士、原弁護士によるプレゼンテーションから始まりました。

釜井弁護士からは、国内の取組として、弁護士過疎・偏在解消のために日弁連が取り組んだ活動や、都市型公設事務所が果たした役割などが紹介されました。発表の中では、これらの取組により、弁護士過疎・偏在の問題は相当程度改善したものの、依然として弁護士にたどり着くことができない市民が多く存在しており、Access to Justiceの実質を埋める必要があること、この実質を埋めるためのキーワードが「連携」であり、都市型公設事務所、法テラス、行政、各種分野の専門弁護士、法律以外のサービス提供者との協力が必要となることなどの指摘がありました。

鍋木弁護士からは、法テラス中津川法律事務所（岐阜県下呂市）での取組を踏まえ、地域における司法アクセスの可能性を伴った司法インフラ整備についてお話いただきました。発表では、下呂市の事例を挙げつつ、ゼロ・ワン地域解消の次の課題として隠れた司法過疎の問題があること、様々な工夫を重ね、市、弁護士会、ソーシャルワーカーと連携しながら相談体制を構築した取組などが紹介され、地域ニーズの掘り起こしやその結果の分析、解決策立案の重要性が指摘されました。

原弁護士からは、法テラスでの勤務やJICA個別案件専門家として支援に携わった経験を踏まえ、コートジボワールにおけるコールセンター立ち上げの取組や、司法アクセス向上に向けた法整備支援の課題などについてお話いただきました。発表では、コートジボワールでの経験として、住民に対するニーズ調査インタビューの実施、コールセンターで用いるQ&A集や市民に周知させるためのリーフレットの作成などをご紹介いただくとともに、司法アクセスに関する日本の知見（特に法テラスをモデルとした司法アクセスの取組）は途上国においても有益であること、司法アクセスの現状及び現地ニーズの的確な把握が重要となる旨の指摘がありました。

このような発表を踏まえて、我妻教授には、研究者としての立場から、司法アクセスの阻害要因や、司法アクセス向上のための法整備支援の役割などについて整理していただきました。発表では、司法アクセスの阻害要因として、距離（都市と過疎地域）、高齢者など家族関係の問題、費用、心理的要因、情報収集、遅延（紛争解決までに時間がかかること）があると指摘された上で、司法アクセス向上に向けた法整備支援の課題については、ニーズに即した法整備支援、関係機関との連携、多様なサービスの提供及びグローバルなネットワークの構築の必要性が示されました。

質疑応答では、持続性の観点から見た我が国の法整備支援の問題点や、垣根を取り

払ったグローバルネットワーク構築の必要性などの意見が会場から示され、活発な議論が展開されました。



【パネルディスカッションの様子】

以上のとおり、本プログラムの概要について簡単にご紹介いたしました。全体を通じて有意義かつ大変興味深い議論が行われましたので、是非、後掲の議事録もお読みいただければと思います。

#### 4 おわりに

本連絡会での議論を通じて、一般市民が司法へアクセスすることのできる環境整備の重要性、そのための法整備支援の役割・課題について確認することができました。これまでの法整備支援連絡会においても、法整備支援の在り方として関係機関との連携の重要性が指摘されていましたが、今回「Access to Justice」をメインテーマとしたことで、より、国内外を含めた関係機関・関係者との幅広い連携、協力の重要性を意識した議論が展開されました。

ご参加いただいた皆様においても、本連絡会は、上記メインテーマ等について活発かつ忌憚のない議論がなされたことにより、法整備支援の在り方についてこれまでとは異なる視点から考察する良い機会となったものと考えます。

次回の第22回法整備支援連絡会については、現在、関係各機関との間で開催日を調整しているところです。開催日が決まりましたら、当部ホームページに日程等を掲載しますとともに、開催日が近くなりましたら、改めて詳細な御案内を掲載いたしますので、法整備支援に興味のある方は、是非ご参加ください。

## 第21回法整備支援連絡会 プログラム

### 第1 日時

令和2年2月14日（金）午前10時から午後5時40分まで

### 第2 場所

東京会場：法務省国際法務総合センター「国際会議場A」

関西会場：JICA関西「ブリーフィングルーム」

### 第3 主催・後援

主催：法務省法務総合研究所，独立行政法人国際協力機構（JICA）

後援：最高裁判所，日本弁護士連合会，独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

アジア経済研究所，公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC），国連開

発計画（UNDP）駐日代表事務所

### 第4 開催趣旨

法制度整備支援関係者の情報交換，支援の在り方に関する意見交換

### 第5 テーマ

Access to Justice の向上と法整備支援

～エンパワーメントにつながる法情報の提供とその実質的な利用～

### 第6 プログラム概要 ※敬称略

開会挨拶 10:00～10:05

法務省法務総合研究所長

大場 亮太郎

挨拶 10:05～10:10

独立行政法人国際協力機構（JICA）理事

天野 雄介

第一部 活動報告 10:10～12:00（休憩10分含む）

法務省法務総合研究所国際協力部副部長

伊藤 浩之

国連アジア極東犯罪防止研修所教官

二子石 亮

JICA産業開発・公共政策部次長兼ガバナンスグループ長

澤田 寛之

日本弁護士連合会 / 弁護士

内藤 裕二郎

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長

藤本 亮

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アジア経済研究所新領域研究センター・グローバル研究グループ長

今泉 慎也

—— 昼食休憩 12:00～13:20 ——

第二部 講演 13:20 ~ 15:10

(1) 「Access to Justice の現状と分析」 13:20 ~ 14:20

ワールド・ジャスティス・プロジェクト

Executive Director

エリザベス・アンダーセン

(2) 「法整備支援を通じた Access to Justice の実現」 14:20 ~ 15:10

ベトナム弁護士連合会会長

ドー・ゴック・ティン

—— 休憩 (15:10 ~ 15:25) ——

第三部 パネルディスカッション 15:25 ~ 17:35 (会場との質疑応答含む)

\* テーマ

「Access to Justice の観点から見た法整備支援の課題と展望」

\* モデレーター

法務省法務総合研究所国際協力部長

森 永 太 郎

\* パネリスト

日本弁護士連合会 / 弁護士

釜 井 英 法

日本司法支援センター本部事務局長付 / 弁護士

鏑 木 信 行

首都大学東京 法学部教授

我 妻 学

弁護士

原 若 葉

閉会挨拶 17:35 ~ 17:40

公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC) 理事 / 弁護士 小杉 丈夫

備考 日本語・英語同時通訳, 日本語・越語逐語通訳



## 第2 1 回法整備支援連絡会発言録

○下道 ご来場の皆様、大変長らくお待たせいたしました。

ただいまから第21回法整備支援連絡会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます法務省法務総合研究所国際協力部教官の下道良太と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に際しまして、プログラムの一部変更についてお知らせいたします。

第2部でご講演を予定していましたUNDPバンコク地域ハブ、ビジネスと人権専門官のショーン・リース氏ですが、残念ながらご都合により本連絡会を欠席することとなりました。そのため、第2部のプログラムを一部変更させていただきますのであらかじめご了承ください。

なお、ショーン・リース氏が講演を予定していました内容につきましては、配付資料を準備しておりますのでご参照ください。

法整備支援連絡会は、今回で21回目を迎えます。本日は、この会場と関西の会場をテレビ会議システムで結び、関西からも質問やコメントをいただきます。

ここで、関西会場につないでみたいと思います。

関西会場、聞こえておりますでしょうか。

○氷室 はい、聞こえています。

関西会場の進行役を務めます法務総合研究所国際協力部教官の氷室隼人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○下道 関西会場もたくさんの皆様にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、本連絡会の主催者であります法務省法務総合研究所所長の大場亮太郎より、開会のご挨拶を申し上げます。

大場所長、よろしくお願いいたします。

○大場 皆さん、おはようございます。法務総合研究所所長の大場亮太郎でございます。

まず、本法整備支援連絡会に多くの方々にご出席

を賜りまして、大変ありがたく厚く御礼を申し上げる次第であります。

本日は、ベトナム弁護士連合会のドー・ゴック・ティン会長、ワールド・ジャスティス・プロジェクトから、エグゼクティブ・ディレクターのエリザベス・アンダーセン様及びアジア・太平洋地域ディレクターのジェラルド・ヴィンルアン様にご参加いただいております。大変お忙しい中おいでいただきありがとうございます。

また、活動報告やパネルディスカッションをお願いいたしております皆様にも、お忙しい中ご準備をいただきまして心から御礼を申し上げるところであります。

そして、今日ご出席の皆様には、日頃、法務総合研究所の行う法整備支援活動に多大なご支援、ご協力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

さて、2000年から始まりましたこの法整備支援連絡会も今回で21回目となりました。

日本の法整備支援につきましては、四半世紀にわたって実績を積み重ねてまいりましたが、アジアの国々を中心に、我が国の支援に対する期待は引き続き高く、支援の対象国や対象とする法分野も拡大しております。

そうした中で、法整備支援に関わる関係者が一堂に会し、情報を共有し、意見交換をする場としての法整備支援連絡会の重要性はますます高まっているものと思っています。

今回の法整備支援連絡会におきましては、「Access to Justice の向上と法整備支援」をテーマとしております。

皆様ご承知のとおり、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGs 16は、持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築するとされております。

昨年の法整備支援連絡会におきましても、このSDGsと法整備支援をテーマにいたしました。今回は司法へのアクセスに焦点を当てて法整備支援を考えてみたいと思っています。

様々な法整備支援の実績が積み重ねられてきた一方で、果たして支援の効果が対象国の一人一人の国民に行き渡っているかどうか、あるいは行き渡るにはどのようにすればよいかという視点で現状を認識し、その上で法整備支援の役割や課題を検討することは意義があるものと考えています。

本日は、日本司法支援センター、いわゆる法テラスからご出席をいただいております。私自身、2005年から法務省でこの法テラスの設立に関与し、2006年の設立から1年間法テラスに出向して業務開始に向けて尽力しておりました。当時、法テラスの立ち上げに関わった関係者とともに、司法アクセスを勉強し、新しい全国組織の展開に取り組んだことをよく覚えています。本日の皆様の講演やディスカッションを大変楽しみにしているところであります。どうぞ皆様の自由闊達なご議論をお願いいたします。

また、今年4月には、京都で第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆるコンGRESSが開催されます。そこでも、2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進が全体テーマに掲げられておりまして、その中で全ての人々に司法へのアクセスを提供するための取組が議論される予定となっております。

国連アジア極東犯罪防止研修所、UNAFEIの参加はもちろんであります。法務総合研究所国際協力部におきましても、JICAの皆様とともに、Access to Justiceをテーマにした講演やパネルディスカッションを実施するためにただいま準備を進めているところであります。この点においても、本日の議論を参考にさせていただきたいと考えています。

最後になりますが、本法整備支援連絡会にご後援を賜りました最高裁判所、日本弁護士連合会、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所、公益財団法人国際民商事法センター、国連開発計画駐日

代表事務所の皆様に感謝を申し上げますとともに、本日までご出席いただきました皆様のますますのご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○下道 大場所長、どうもありがとうございました。

続きまして、同じく主催者であります独立行政法人国際協力機構理事、天野雄介様よりご挨拶を申し上げます。

天野理事、よろしくお願いいたします。

○天野 ただいまご紹介にあずかりました独立行政法人国際協力機構理事をやっております天野と申します。

本日お集まりの皆様方、参加される皆様方並びに本日の法整備支援連絡会の準備に関わられた全ての方々に改めて厚く御礼申し上げます。

JICAのミッションの一つとして人間の安全保障がございます。これは全ての人々が恐怖や欠乏から自由になり、尊厳を持って生きる権利を有し、各国政府や国際社会は、その権利が保障された社会を創る責務を有するという概念です。もっともJICAの理事長でありました故・緒方貞子氏がこの概念の最も強固な推進者のお一人でございましたが、現理事長の北岡もこれを引き継ぎ、昨年、人間の安全保障の今日的な意義を人間の安全保障2.0と再整理いたしました。

その中で、法整備支援も人間の安全保障を実現するための協力として明確に位置づけられておりまして、JICAは人々の基本的な権利が保障される法の支配に基づく社会の促進に向けて、法律の起草支援や法運用組織の機能強化や実務改善に係る支援を進めてまいりました。

法律や司法制度が整備・改善されると同時に、一般市民が問題に直面した際に、法律についての情報や司法制度にアクセスできる環境が整っていなければ、人々の権利の保障にはつながりません。そして、一人一人の個人が自己の権利を享受するためには、各個人が法の趣旨、内容を十分に理解し、そして司法制度を活用できるよう、法・司法分野におけるエンパワーメントも必要であるでしょう。

人間の安全保障の概念と同様、誰一人取り残さない世界を目指すSDGsのゴール16.3におきましては、国家及び国際レベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供するという目標が掲げられています。JICAはこうした目標の達成に寄与すべく、民法や知的財産法等の起草支援に加え、ベトナムやカンボジア等における弁護士会の強化、市民に法律や司法に関する情報提供を行うコールセンターの設立支援、司法アクセスの向上に向けた日本の経験や取組を途上国と共有する研修の実施、市民がより身近に問題解決ができるよう、紛争の迅速かつより適切な解決につながる調停制度の導入支援など、途上国における人々の権利の保障・実現の手段へのアクセス向上に寄与する取組を強化しておるところでございます。

また、法整備支援の視点から、人間の安全保障を見た場合、それは国家のみにとどまるものではありません。近年、株主の利益を最優先する従来の資本主義は、格差の拡大や環境問題という副産物を生んだという問題意識から、社会や環境にも配慮したステークホルダー資本主義への転換という議論も行われるようになりました。このように、ビジネスが社会環境に与える影響の関心が世界的に高まる中、JICAとしても、例えばカカオ産業における児童労働等の課題を民間企業やNGO等との協働で解決するプラットフォームを今年度に立ち上げるなど、新たな取組を進めているところでございます。

本日は、「Access to Justiceの向上と法整備支援」というテーマの下、現在の国際社会における司法アクセスの現状について共有し、どのような取組が必要であるのか、さらにはビジネスの負の影響からの救済の在り方を考える中で司法アクセスをどのように位置づけることができるのか、そして、法整備支援としてどのような活動が適切であるのかについて、皆様と活発に意見交換させていただくことを大変楽しみにしておるところでございます。

本日、この場には日頃よりJICAの事業にご協力いただいている関係者の皆様に多数ご出席いただいております。改めて日頃のJICAのプロジェクト

に対する皆様のご協力に感謝申し上げたいと思います。

また、本日、この連絡会のためにご来日いただきましたワールド・ジャスティス・プロジェクトのエリザベス・アンダーセン様、あるいはベトナムの弁護士連合会会長のドー・ゴック・ティン様に改めて御礼申し上げますとともに、本連絡会に参加されている皆様方と法整備支援に取り組むパートナーとして今後の活動を共に展開できることができればと願っております。

本連絡会の成功と今後の協力の発展を祈念し、私からの挨拶とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○下道 天野理事、ありがとうございました。

それでは、第1部に入ります。

第1部では、法整備支援に関わる方々から活動報告をいただきます。

報告者の方を発表順にご紹介いたします。

まず、法務総合研究所国際協力部副部長の伊藤浩之。

国連アジア極東犯罪防止研修所教官の二子石亮様。

JICA産業開発・公共政策部次長兼ガバナンスグループ長の澤田寛之様。

日本弁護士連合会、弁護士の内藤裕二郎様。

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の藤本亮様。

JETROアジア経済研究所新領域研究センター・グローバル研究グループ長の今泉慎也様です。

それでは、伊藤副部長、よろしく願いいたします。

○伊藤 皆様、改めましておはようございます。

本日は、法整備支援連絡会にお越しいただきありがとうございます。

トップバッターを務めさせていただきます法務総合研究所国際協力部の伊藤浩之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、日頃、私ども国際協力部の業務に多大なるご支援、ご協力をいただきましてありがとうございます。

早速ご説明を始めさせていただきますが、以前に

もこの法整備支援連絡会にご出席いただいた皆様には、今年のプログラムが少し変わったのではないかとと思われる方もいらっしゃるかもしれません。ここ数年は、まずは基調講演をいただいて、活動報告につきましては、午後のプログラムの最初に入ることが多かったかと思えます。今年も海外からエリザベスさん、あるいはティン会長にお越しいただいております、早く講演を伺いたいという気持ちはもちろんありますけれども、今年のテーマであります Access to Justice について、午後に連続する形で講演とパネルディスカッションをさせていただきたいということが一つプログラムを変えた理由としてございます。

それから、もともと法整備支援連絡会という名前がついていますように、関係者の皆様の情報共有、情報交換の場でございますので、この活動報告について一番最初にさせていただくということで今年はこのようなプログラムにさせていただいております。

また、この活動報告につきましては、この後、幾つかの機関、組織の皆様からご報告をいただく予定になっておりますが、恐らく多少時間はあるのではないかと感じておまして、本日ご出席いただいております皆様からも、自分のところでは最近こんな活動をしているというようなご説明があれば、是非ご発言いただきたいと思っておりますので、その点につきましてもどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速私どもの国際協力部の活動について、簡単ではございますけれども、説明をさせていただきます。

私どもの活動、大きく分けて J I C A のプロジェクトなどの活動に協力をさせていただくものと、それから、私ども法総研が独自に、独自にといいましても、多くの活動は関係機関の皆様のご協力をいただきながら行っておりますが、こうした活動を大きく2つに分けることができます。

最初に、J I C A のプロジェクト等への協力についてご説明いたしますけれども、これまで行ってきたプロジェクトについて引き続き行っているものがございます。

ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、この5か国につきまして J I C A のプロジェクトが行われておまして、そこには私ども法務省からも検事、この検事の中には裁判官出身の者も含んでおりますけれども、検事あるいは裁判官が現地に長期専門家として派遣をされて活動をしているというテリトリーでございます。

また、ちょっとこの中には入っていないのですが、もう一つ、中国でも現在法整備支援のプロジェクト自体は行われておまして、法務省として協力をさせていただいている内容は限定的ではありますが、現地に弁護士の長期専門家、白出弁護士が行っておられて活躍をしておられます。白出先生には、私ども I C D ニュースという機関誌を年に4回発行しておりますけれども、こちらの方に継続的に中国の法制度についてご寄稿をいただいております、この場を借りて御礼を申し上げたいと思えます。

今申し上げました5か国のプロジェクト、ベトナムとラオスにつきましては、後ほどもう少し詳しくご説明いたしますので、それ以外について簡単に先に触れさせていただきます。

カンボジアにつきましては、日本が起草支援をしました民法、民事訴訟法などが施行されているところ、現在、幾つかその運用の改善に向けての活動しておりますが、一つ判決の公開に向けた活動というのを行っております。

カンボジアの判決につきましては、まだまだその理由が不明確、内容が不明確であったり、時には法律に従っていない判決も見られる、そういった問題があると承知しております。ですので、その判決自体を正しく理由付けをして判決書を書けるように、裁判官の方たちを対象にしたセミナーを実施しながら、将来的にはその判決を公開できるようにと、こういった準備を今進めているところでございます。

それから、ミャンマーとインドネシアについてですが、ミャンマーにつきましては、本日、現地に今行っておられます小松専門家から調停について少しご紹介いただいて、プロジェクトで作成された、その調停に関するプロモーションビデオもあるということ



ですので、後ほどご紹介していただきたいと思えます。

インドネシアとミャンマーは、それ以外に知的財産権に関して裁判所と活動を行っておりまして、ミャンマーでは裁判所の規則の制定の支援ですとか、裁判官向けの教材の作成支援、インドネシアでも知財事件を扱う裁判官を教育、研修するためのトレーナーズ・トレーニングですとか、知財事件に関する判決集の作成、こういったものを行っております。

それから、バングラデシュとスリランカですが、国別の研修として実施しております。バングラデシュは調停人の養成に関する研修、それからスリランカは、今年度新たに始まったものでして、刑事司法実務の改善、刑事事件が裁判所に滞留しているという状況があるようですので、その改善に向けた研修というのをつい先月から今月の初めにかけて第1回目のものを開始したところでございます。

そのほかにも、ICDの活動といたしまして幾つかの国と協力を行っているものがございます。東ティモール、あるいはミャンマーなどで土地登記をはじめとする土地関連の法制度に関する共同研究を行っているものや、ウズベキスタンとの協力で行政法、行政事件訴訟法を含みますけれども、新たに制定された法律が円滑に運用されるように日本の知見を提供しつつ共同研究を行うといった活動を行っております。

また、最近、幾つかの国と法務総合研究所は協力覚書、Memorandum of Cooperation, MOCを結んでおります。2018年にラオスの国立司法研修所と結び、その後、こちら写真にありますように、現地で刑法をテーマとした現地セミナーを両機関の間で開催しております。

それ以外にも、ウズベキスタンの検察アカデミー、それからカンボジアの司法学院、Royal Academy for Judicial Professions との間での協力覚書を先月ちょうど結んだところでございます。こういった人材育成機関との協力を強化しております。

こういった研修あるいは共同研究を合わせますと年間で約20回私ども協力部では実施しております。

すみません、ちょっと時間がなくなってまいりましたので、駆け足で参ります。

幾つかご紹介させていただきませんが、ちょっと今日のテーマに多少関係があるかなというところを中心にご紹介しますので、全てのプロジェクトの活動などを網羅したものではないという点ご理解いただければ幸いです。

ベトナムにおきましては、裁判所を中心とした活動を幾つか行っておりまして、その一つが争訟原則と、これが憲法、それから刑事訴訟法に規定されて保障されているということで、これについての研究をベトナム側と進めております。

この争訟原則というのは何を意味するのか、まだ日本側にとって十分明らかでない部分もございまして、いわゆる職権主義、inquisitorial system というものと、それから adversarial system, 当事者主義というその概念ともまたちょっと違う意味で争訟原則が使われているのかなと思いますが、いずれにしても被告人の防御を保障し、権利を保障する観点から取り入れられたものという説明を受けておりますが、これは実際に実務にどうやって反映されるのかということについてプロジェクトで研究を進めているようなところでございます。

それから、日本でいえば家庭裁判所に当たる家庭・未成年者法廷、ここの活動の支援として、家庭裁判所の調査官ですとか、あるいはここに書きましたが、子供に対するインタビューの方法、こういったものについて日本の知見を提供するセミナーなどを実施しております。

それから、ラオスにおきましても、裁判所ばかりではないですが、事実認定をするときにきちんと説明がされていないという現状があります。そういったところから民事、刑事共に、この事実認定を適切に行い、それをきちんと論理的に文章にもして説明できると、こういうことを目指して資料になるものを、あるいはテキストというか、参考書とも言えますが、そういったものをつくる活動を行っております。

例えば、一つだけ例を挙げれば、ラオスの刑事事



実認定について情況証拠、間接証拠というものです。直接の自白ですか、直接の目撃証言がないような事件でも間接証拠から事実認定をできる、そのために証拠構造というものをきちんと理解して説明できる、こういった能力を身につけられるようにという活動をしております。

また、判決書、以前マニュアルを作りましたが、これの改定といった活動もしております。

次に、ネパールにつきましても様々な活動を行っております。2018年から、それより前にムルキアインという形で民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等、全部一緒になった法律がありましたが、それを5つの法律に分けて改正をいたしました。これが円滑に運用されるようにということで現地でのセミナーを繰り返し行っております。

テーマにつきましても、ここに幾つかこれまでに扱ったテーマというのを書きましたけれども、こういったものが基本的にネパールで新たに導入された概念、あるいは制度ということですので、これについて日本の制度がどうなっているのかという紹介をしながら、ネパールで新たに取り入れられたもの、法改正されたものについて法曹関係者の皆さんが理解して運用できるように推進をしております。こちらの写真はセミナーの様子、それから大学で模擬裁判というものも年末に現地で行っております、そういった活動を行っております。

それと、私どもICDがもともとは大阪にありました関係で、大阪での活動も引き続き行っているものがございます。その柱の一つとなっているのが、司法アクセスとはちょっと離れていきますけれども、法整備支援へのいざないというタイトルで若手の方々、大学生、法科大学院の方々、若手の実務家の方々に法整備支援の魅力を知ってもらいイベントを毎年行っております。これは昨年も6月に大阪で開催をいたしました。

また、アジア・太平洋法制研究会というものを3年スパンで一つの研究会ということで繰り返し行っていますが、これも大阪の研究者の先生方、あるいは弁護士の実務家の方々、それから調査の方にも加

わっていただいております。現在はジョイントベンチャー契約をテーマに、ベトナム、インドネシア、マレーシア、タイ、これを対象国として研究会を行っております。今年の夏頃には、その成果としてのシンポジウムも開催する予定になっております。また一部の研修などは大阪で行っているものもございます。

最後になりますが、京都 kongress、先ほど大場所長のご挨拶にもありましたけれども、4月に開催予定になっております。その京都 kongress におきまして、私どもの方もサイドイベントとしてJICAの皆様と企画をさせていただいております。

京都 kongress の詳細につきましては、インターネットで京都 kongress で検索していただきますと、すぐにアクセスできますので、もしご関心がある方はご参照いただければと思います。

以上、国際協力部からの説明とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○下道 伊藤副部長、どうもありがとうございました。

続きまして、UNAFEIの二子石様、よろしくお願いたします。

○二子石 国連アジア極東犯罪防止研修所の教官を務めます二子石と申します。皆様、おはようございます。

今日は、この場をお借りして、通称アジ研またはUNAFEIと呼んでおります我々の研修所の活動について皆様にご紹介したいと思います。

今日お話しする内容でございますが、皆様の中にはまだUNAFEIについてご承知でない方もいらっしゃるかとも思いますので、まず、UNAFEIの概要についてご説明し、その後、UNAFEIのメインの業務であります研修内容について具体的に説明いたします。

また、UNAFEIは今年4月に開催されます京都 kongress でも幾つか役割を果たしておりますので、この点についても併せてご説明差し上げたいと思います。

まず、UNAFEIの概要であります。

先ほど、私、UNAFEIまたはアジ研ということでお話しさせていただきましたが、もともと我々の研修所の正式名称は、日本語では国連アジア極東犯罪防止研修所となっております。ただ、これは長いので、通称で皆様からはアジ研というふうに呼ばれております。また、海外名で言いますと、この下に書かれてあるとおり、United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offendersと、こちらが正式名称なのですが、こちら非常に長い名称となっているため、頭文字をとって、ユナフェイと呼ばれております。

名称に「国連」とありますので、国連に何か関わりある業務なのかということで、国連との関係などについてご説明したいと思います。

もともと、UNAFEIは、国連と日本国政府との間の協定、こちらが1961年になりますが、この協定によって設立されたものとなります。協定が結ばれて翌年に、当時はここではなく府中に研修所が設立されました。当初は名前のおり国連と日本国政府でUNAFEIを共同運営しておりまして、最初の所長は国連の会議にも関与する有名な方が任命されたりとか、そういった関与もありました。ただ、1970年から日本政府で予算を全額負担し、事実上単独で運営することとなりまして、現在の形となっております。

実際には、日本政府の法務省の法務総合研究所の中の国際連合研修協力部が運営を担当していることとなります。具体的な組織としては、検事出身の所長、検事出身の次長、教官が、裁判官教官が1名、私を含めて検事教官3名、矯正教官2名、保護教官3名、あと警察が非常勤教官1名の体制となっております。また事務部門についても、検察事務官、矯正、保護、入国管理庁と、様々な分野からこちらに派遣されて勤務しております。さらに、基本的に国連業務などで英語を用いた文書のやり取りや実際の会議のやり取り等もありますので、語学顧問としてアメリカの弁護士有資格者を採用しております。

続いて、UNAFEIの国連との関わりですが、

UNAFEIは、国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関、通称PNIと呼ばれるものですが、こちらの機関の一つとなっております。この機関は国連の犯罪防止とか刑事司法に関する政策やプログラムに協力する機関という位置付けであります。具体的には、京都で今年開催されるコンGRESSや国連犯罪防止・刑事司法委員会とって国連の犯罪防止や刑事司法の政策決定などを任務とする委員会にUNAFEIからも参加をして一定の貢献を果たしているといえます。国連の政策やプログラムに協力する機関ということでもありますので、国連で関心の高い犯罪防止分野や刑事司法分野について特に研修活動を行っています。この研修活動に当たっては、主にODA予算による途上国支援という形で我々は研修活動を行っているため、主にJICA様のご協力を得て研修活動を行っております。

先ほど申し上げましたこのPNI機関ですが、UNODCを中核として、それ以外、世界各国に、18機関あります。UNAFEIはそのうち最も古いPNIとなっております、約55年以上の歴史を持っています。

今ご説明したとおり、UNAFEIには2つの顔がありまして、いわゆる国連の関連機関、国連の政策やプログラムに協力する機関という側面、また、法務省の途上国支援の実施機関という側面、この2つの顔を持ち合わせているというのがUNAFEIのユニークな特徴と言えると思います。

これは、UNAFEIの運営がどのようになっているかというのを示した概念図であります。

上に示されているとおり、国際連合と日本国政府の協定によってもともとUNAFEIが設立されており、法務省の法務総合研究所の国際連合研修協力部がUNAFEIを運営しているという形になります。

先ほど申し上げたとおり、現在は日本政府が実質的には単独で運営しておりますが、現在でも、UNAFEIは年次活動報告をUNODC、国連薬物・犯罪事務所に提出していますし、所長の任命については国連からの承認を得ております。

続いて、具体的にどんな研修をやっているかということについて説明いたします。

基本的に、我々の研修は刑事司法分野の研修がメインとなっております。途上国を対象とした能力向上支援ということで、メインとして国際研修と呼ばれるものが年4回、また地域研修として東南アジアを対象とした汚職対策を内容とするセミナーなどを行っているほか、国別研修として、ここに書いてあるような研修を、2週間などの短期間ではありますが行っております。その他小規模研修や講師派遣も行っている状況です。

メインの国際研修ではありますが、年4回ありまして、4～6週間の研修で、春は捜査・公判、秋が矯正・保護をテーマとする研修、そのほかは、高官の方々を対象としたセミナー、また汚職対策をテーマとした汚職研修を行っております。対象となる研修参加者は世界中の途上国各国1名から2名、プラス日本人の方々も刑事司法分野から5、6名程度研修参加者を募っております。実施言語は英語で、研修参加者はこの建物の隣にあります寮棟に住み込む形で研修を受けております。

国際研修でどんなテーマを扱っているかということですが、基本的にはSDGsや国連条約・準則等の推進を念頭に置きつつ、国際社会や日本の重要関心事項をトピックに掲げて研修を実施しております。令和元年度は、ここに書いてあるとおりの研修テーマで研修を実施し、来年度については、ここに書いてあるような内容で研修を行うことを予定しております。

今回、司法アクセスがテーマとなっておりますが、司法アクセスはSDGsにも掲げられているテーマですので、こちらについてもUNAFEIでも扱うべきトピックということで、令和2年度の春の国際研修や、平成29年の高官セミナーでは、刑事法分野の司法アクセスをトピックとして扱わせていただいております。

こちらが大体の研修風景となっております。

UNAFEIには、50年を超える歴史の中で139の国や地域の方6,000人以上の研修同窓

生がおりまして、一定の国・機関、特にASEAN諸国の方々とは非常に良好な関係を結んでおります。また、研修に当たって、客員専門家として招へいた方々とも良好な関係を築いており、研修を通じた人的ネットワークというものが一つのUNAFEIの重要な資産となっております。今、この人的ネットワーク維持のための取組として、アラムナイリストやメルマガ配信、さらには同窓会といったことを企画しております。

最後に、京都コンgresとの関係で若干説明させていただきます。

もうご案内のことと存じますが、4月20日から京都コンgresが開催されます。言うまでもなく、コンgresは、国連最大の会議ということで、5年に一度開催されるものですが、UNAFEIはPNIとして公式ワークショップを企画・運営しており、京都コンgresでも再犯防止に関するワークショップを企画・運営することになっております。

そしてまた、このワークショップ以外にも、特に50年ぶりの京都でのコンgresということですので、UNAFEI卒業生の活動報告や同窓会も併せて企画させていただいて、UNAFEIの重要な資産である人的ネットワークの強化に努めたいと考えている次第であります。

以上、簡単ではありますが、UNAFEIの説明をさせていただきました。ご清聴どうもありがとうございました。(拍手)

○下道 二子石様、どうもありがとうございました。

続きまして、JICAの澤田様、よろしく願いいたします。

○澤田 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました独立行政法人国際協力機構JICAの産業開発・公共政策部ガバナンスグループ長をしております澤田と申します。

本日はJICAを代表いたしまして、2019年度の法整備支援分野における活動と2020年度の取組についてご紹介をさせていただきたいと思っております。

二子石教官、それから伊藤副部長は、立ってビビッ

ドにプレゼンテーションをされたんですが、私はそういう用意をしてこなかったんで、ちょっとこの後座って続けさせていただきたいと思います。

まず最初になりますけれども、JICAの事業運営に当たりまして、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、公正取引委員会、特許庁、さらに大学等の研究機関、研究者の方々に多大なご協力をいただいておりますことを改めて御礼を申し上げたいと思います。

2015年11月に閣議決定をされた開発協力大綱では、重点課題の一つとして、普遍的な価値の共有、平和で安全な社会の実現というものが掲げられています。こうした課題をより具体化し、かつSDGsのゴール8や16ともアラインする形で事業を実施すべく、JICAでは法整備支援における重点取組課題として、人間の安全保障のための基本的権利の保障・実現、公正かつ透明なビジネス環境、国際関係の安定という3つの柱を打ち出しております。2019年度はこうした課題を意識しながら、各案件の実施を進めてまいりました。

先ほど、国際協力部、伊藤副部長の方からご報告をいただきましたこの部分、多少重複するところもございますけれども、JICAでは2019年、12か国で15件の技術協力プロジェクト、個別専門家派遣、第三国研修、国別研修、そして過去に実施をいたしました案件のフォローアップというものを実施いたしました。こちらに実施をいたしました案件の一覧を掲載しております。このうち、インドネシアの競争法のプロジェクト及びケニアの競争法の国別研修は2019年度をもって終了ということになっております。インドネシアの競争法のプロジェクトにつきましては、残念ながらプロジェクトで想定をしておりました競争法の改正という上位の目標は達成できませんでしたが、競争法の改正後の実務に当たる人材の育成ということにつきましては一定の成果を挙げたものというふうに認識をしております。

続きまして、プロジェクトの主な活動状況を報告させていただきたいというふうに思います。

2019年に実施をいたしましたプロジェクトの活動を大きく分けると、こちらにもありますように、起草に関する支援と法の運用のための組織の強化の支援というものに大別できるというふうに考えております。

起草に関する支援といたしましては、直接の立法ではございませんけれども、インドネシアにおきまして法制執務参考資料というものが完成をいたしまして、インドネシアの法務大臣にもご出席をいただいて、大々的に引渡し式を実施したと承知しております。

また、中国につきましても、昨年末の全国人民代表大会常務委員会にて証券法の改正が成立するとともに、今年の春の全国人民代表大会で民法典分篇、それから専利法の制定に向けた協力を引き続き行っているところでございます。残念ながら中国の現在の状況に鑑みまして、この部分については遅れてしまうかもしれませんが、遅れつつもここはしっかり協力を続けていきたいというふうに思っております。

こちらにあります不動産登記法令の起草支援にしましては、カンボジアでの支援を継続しておりますし、担保法制に関しましては、ベトナムでの取組を継続して実施をしております。

次に、法運用のための組織強化に関する支援でございますが、インドネシアやミャンマーにおきまして知的財産に関するガイドブックや教科書の作成を行っております。また、ベトナムにおきましては、先ほどもご紹介のありました刑事訴訟の争訟原則の定着に向けた取組、ラオスでの事実認定に関する人材育成の取組、カンボジアでの書式例の作成、判決公開の取組、ラオス、ネパールでの民法逐条解説、普及教材の作成、現地セミナーの開催といったような活動を実施いたしました。

続きまして、課題別研修でございます。

先ほど、UNAFEIの二子石教官からもご紹介ございましたけれども、UNAFEI、それから日本弁護士連合会、公正取引委員会のご協力をいただきまして、こちらにも記載をしております6コース



を昨年度実施いたしました。

次に、2019年度に新規に着手をした案件につきまして簡単にご紹介をしたいと思います。

2019年は5件の案件につき新規に開始をいたしました。このうちモンゴルとベトナムにつきましては、新たな技術協力プロジェクトでございまして、いずれも公正取引委員会のご支援を得て競争法を対象とした案件を実施したものでございます。

それから、国別研修につきましては、いずれも刑事司法分野での能力強化を目的とするものでございます。

スリランカの研修でございしますが、こちらにも掲載をしております研修コースのタイトルからもお分かりいただけますように、もともとはスリランカ内戦に伴う国民の和解を促進するために、内戦期間の犯罪を適正に処罰するというを旨としたものでございました。しかしながら、現時点のヒアリング等を通じて、刑事司法手続全般に課題があるということが判明したことから、当局の捜査・訴追能力の強化を目指すということで、つい最近まで第1回目の研修を実施したところでございます。

次に、仏語圏アフリカ対象の研修でございしますが、こちらは各国の刑事司法における課題を把握し、改善策の検討を図るとともに、各国の刑事司法に関する組織間の連携、さらには参加7か国の連携を図ることを目的としております。2019年度は、アビジャンで現地セミナーを開催し、現地の課題の洗い出しを行い、今後の日本での研修実施に向けた検討を進めたところでございます。また、公正取引委員会にご支援をいただいております競争法の研修につきまして、また今年度から3年間さらに継続して実施をするということで、こちらの方に記載をさせていただきます。

JICAにおきましては、短期の課題別研修に加えまして、長期研修というものを実施しております。

法整備支援分野では、これまでも無償資金協力「人材育成奨学計画」いわゆるJDSと呼ばれているものを通じて、修士課程の留学生の受け入れを図って人材育成を行ってまいりました。また、2017年か

らこちらにも記載をしております長期研修、法制分野の中核人材育成コースというものを開始いたしまして、博士号取得を目指した研修員の受け入れを行っております。本コースの実施に当たりましては、名古屋大学及び九州大学から多大なご協力をいただいております。この場をお借りして改めて感謝を申し上げます。

他方、法整備支援分野における留学のニーズというのは大変高いものがございまして、2020年以降、長期研修、法制分野の中核人材育成のコースにおきましても、これまでの博士レベルの留学生に加えまして、修士レベルの留学生の受け入れを行う方向で現在検討、準備を進めているところでございます。

留学生に関しましては、以上ご説明をいたしました従来からの取組に加えまして、新たにJICA開発大学院連携というものを開始いたしております。これは開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と戦後の援助実施国としての知見を学ぶ機会を提供するというものでございます。

もちろん、このプログラムにおきましても、それぞれの専門分野の教育・研究というのが行われるわけでございますが、一つの見玉といたしまして、共通プログラムとしての日本理解プログラム、各大学における独自のプログラムとして近代の日本の開発経験に関する授業科目を開講いただくということになっております。こうしたプログラムの中で、法学を専門分野として専攻する学生に対して、日本の法整備支援の取組を講義するとともに、法曹関係者以外の行政官等、将来各国のリーダーとなる人材に対しても法整備支援の意義や法の支配の重要性を共有するプログラムを実施していくところでございます。

次に、本日の連絡会のテーマであるAccess to Justiceに関連するJICAの取組について説明をさせていただきます。

国内では、日弁連のご協力をいただきまして、課題別研修「司法アクセス強化」を2018年度から開始をいたしております。



この研修では、日本における法情報の提供、法律相談等のサービス、法律扶助制度、開発途上国におけるコールセンターの導入事例等を紹介し、日本の取組・経験を共有し、今後の検討のための材料を提供していきます。

また、海外では、ベトナムにおける弁護士会強化や調停制度導入支援、バングラデシュにおける調停人養成、ミャンマーにおける調停制度の試行導入支援等の取組を行っております。

また、新たな取組といたしまして、昨年開催をされましたTICAD7における平和と安定という取組の一つといたしまして、制度構築とガバナンス強化というのが政府の中でも特に注力する分野となっておりますので、今後の協力可能性を検討すべく南スーダンでの調査というものを実施しております。

また、昨年の連絡会でもご紹介いたしました書籍でございますが、現在、英語版の出版に向けて準備を進めておりまして、今年上半期には出版ができる見込みとなっております。

最後になりますが、2020年度に向けた取組について簡単にご紹介をしたいと思います。

2020年度も、冒頭ご紹介いたしました重点取組課題を意識しつつ、既存のカンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナム、中国、モンゴルの案件の実施に取り組んでまいりたいと思います。

他方、既にご承知のように、対中国のODAは現行案件の協力期間をもって終了するというものになっておりますが、ODA以外での枠組みにおいて、法・司法分野での協力関係を構築するということで、2021年3月まで案件の延長をする方向で現在検討、準備を進めておりますし、ODA以外での枠組みの構築に向けて準備を進めてまいりたいと思いますので、関係者の皆様とご議論を進めさせていただきたいと思っております。

それから、2020年度の新たな取組といたしまして、こちらに書いてあるような案件が現在要請を受けてございます。現在、政府で検討中かと思っておりますが、いずれも前向きに検討いただいているという

ふうにご承知をしておりますので、2020年度はこういった案件に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

最後になりますが、JICAといたしましても、2020年度も引き続きSDGsの目標達成への貢献を目指すとともに、4月に京都で開催予定の第14回国連犯罪防止刑事司法会議、京都 kongress の議論、成果を各国に展開していくことを意識しながら、法整備支援事業の実施に努めてまいりたいと思っております。

ちょっと長くなりまして恐縮ですが、どうもありがとうございます。(拍手)

○下道 澤田様、どうもありがとうございました。

続きまして、日本弁護士連合会の内藤様、よろしく願います。

○内藤 皆さん、おはようございます。日本弁護士連合会国際交流委員会から参加させていただいております内藤裕二郎と申します。

今回、私は際立って恐らく経験の浅い発表者、報告者だと思いますが、その点ちょっと含みおいていただければ大変ありがたいです。

資料がありますので、着座にて報告させていただきます。

一応題名としては、この1年間、2019年度の活動と今後の活動予定といただいております。報告内容として目次というか、5つの点、研修について報告させていただきます。

短く最初に説明をさせていただくと、カンボジアに対する支援、これはカンボジアの弁護士に対する現地セミナーなどの支援です。テーマについてはその都度というか、相手方のニーズをお聞きしてテーマを選んで行っているものです。

次がベトナムに対するもので、これは2009年から毎年10年間JICAからご依頼いただいて、ベトナム弁護士連合会(VBF)に対する本邦研修の支援、日本に来日していただいて、各年度のテーマごとに研修をさせていただくという内容です。

その次がモンゴル。モンゴルについては、モンゴルの弁護士さんが自費で来日して研修を受けていた

だくという内容です。

次がマルチ本邦研修。これは正式名称ではないのですが、先ほどJICAの方からの報告にもありましたが、2018年から始まった司法アクセスの向上に関する3年間の連続研修です。

最後、これが今一番新しいというか、これから作り上げていくものなのですが、トヨタ財団助成プロジェクト、トヨタ財団から資金を頂きまして、ベトナム、カンボジア、ラオスとの4か国で共同のプロジェクトとして司法アクセスの向上を図るという支援内容です。

最初、カンボジアについてです。

これについては、先ほど申し上げたとおり、現地セミナーの開催、現地弁護士を対象として行います。毎回、前後ありますが100名程度の弁護士さんに参加していただいております。

テーマについては、最初2018年1月には遺産分割、同じ年の3月に離婚について、同じ年の8月に民事執行について、去年になって2019年3月には民事保全及び訴状作成について、セミナーを開催いたしました。

この各セミナーの講師は、日弁連の弁護士を派遣というか、渡航して講師をさせていただいたり、あとICDの教官にご協力いただいて講師をしていただいたり、あとは現地の弁護士さんに講師をしてもらうというような内容です。

このカンボジアのプロジェクトについては、日弁連の国際交流委員会の現地セミナーの開催準備のためのプロジェクトチームの会合にも教官に出席いただいて、継続的に協力をしていただいているので非常に助かっております。欲を言えば、括弧に記載されていますが、他のプロジェクトにもご協力いただければ大変ありがたい、慢性的な人手不足に悩んでおりますので、是非よろしく願います。

今年は、来月、3月の下旬に要件事実と立証に関するセミナーを実施予定です。

次、ベトナムについて、JICAの法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として、2009年度から弁護士会の能力強化を目的とする本邦研修を実

施させていただいています。

昨年の報告ということなので2019年度に絞りますが、2019年度は「弁護士会の組織運営の改善、弁護士の実務能力向上（判例制度・刑事法人処罰等）」をテーマに12月に、3か月前ぐらいですか、実施させていただきました。これは毎年の準備のやり方が下に書いてありますが、大体半年前ぐらいから現地のJICA専門家、今は枝川弁護士を通じてVBFと協議を重ねていただいてニーズの調査をして、それでテーマを設定して、そのテーマに関してどんなことが知りたいのかという詳細な質問項目をVBF側に質問して、その回答をもらって講義を具体化させていくというような流れで準備しております。

今回、2019年度の研修については森永部長にも講師していただいて非常に盛り上がった内容になっておりましたし、また、2019年度はティン会長はいらっしゃいませんでしたが、複数回ティン会長には代表としていらしていただいて、皆さんをまとめていただいてありがとうございます。

次にかせていただきます。

モンゴルです。モンゴルは、昨年の活動としては書いてあるとおりなのですが、2015年まではJICAプロジェクトとしてモンゴルに対して調停に関する支援をさせていただいて、それが終わった後も、モンゴルの弁護士会と日弁連で友好的関係を継続できておりまして、モンゴルの弁護士さんが自費で来日して研修をするというのを毎年開催しています。

2019年3月、去年の3月には証券取引市場の規制について証券取引所に訪問したりですか、講義を受けたりとか、そういう研修を開催しました。

その研修と同時に、同じ機会に調停制度に関する日本とモンゴルのシンポジウムも開催いたしました。調停制度は2015年から始まっている、すみません、正確な年数は私把握できてはいないんですが、前後から始まっていると思うんですが、去年3月のシンポジウムでは、モンゴルにおける調停が現在年間1万件以上の申立てがあるという報告もなされま

して、日本の調停は平成29年度で民事について年間約3万5,000件、家事について約20万件ということなので、もちろん日本の方が多いんですが、モンゴルの人口は日本の約40分の1ということからすれば、比率でいったら日本よりもより多く利用されているんじゃないかというような発表がモンゴル側からなされました。また、成立率も約80%と高く、多くの調停が一日で終わるという報告もなされていました。

最後のところですけども、2019年10月、2019年度の自主来日研修として日本の離婚制度ですとか、少年事件に関する研修を行いました。

次にいかせていただきます。

司法アクセス強化に関するマルチ本邦研修ということですが、こちらも2018年度からJICAにご依頼いただいて実施しているもので、2019年11月には第2回を実施いたしました。8か国から司法アクセス改善の制度設計に関与できる人材8名を招へいして司法アクセス強化に関する研修を行いました。

8か国というのは書いてあるとおり、カンボジア、コートジボワール、インドネシア、ラオス、マラウイ、モンゴル、ウズベキスタン、ベトナムから来ていただきました。

3番目のポチですが、日本の司法アクセスに関する施策の現状把握、法テラス訪問ですとか、宮城の過疎地域事務所を訪問したりですとか、東京の都市型公設事務所、あと東京ウィメンズプラザなどを訪問して、そこの方にどういうふうに運営しているのかとか、どういう趣旨で例えば公設事務所ができたんですとか、そういったお話をして、例えば都市型公設事務所を作りたいなと考えている参加者からは細かい質問が、細かいって悪い意味じゃないですけども、具体的な質問が寄せられたりとか、各訪問や講義は盛り上がっていたと思います。

最後のポチですが、2020年度も一部招へい国を変えて実施予定となっています。今はもう準備も始まっております。

最後ですが、トヨタ財団助成プロジェクト、これ

は日弁連が自主的というか、国際交流委員会がトヨタ財団の公募に応募して資金をいただいて法整備支援のプロジェクトを行っていくという経緯なんですけど、その内容としては、ベトナム、カンボジア、ラオスを対象にして各国の経験を共有し、この3国に日本をプラスして4国の経験を共有し、相互に学び合いながら司法アクセスを向上するということが目的となっています。

2019年、去年の11月からプロジェクトは開始しまして、2020年2月以降に、各国との個別ワークショップを開催して、今年の6月に4国合同セミナーをカンボジアで開催する予定です。

今週か、昨日までカンボジアに私も出張してまして、カンボジアで6月に開催するための準備とか、カンボジアの弁護士会との協議をしてきました。

これは、Access to Justiceを一応こういうふうにかけているという映像、図にしたものです。一番上のところにJICAその他のドナーとなっていて、その下の層に、ベトナム司法関係者とベトナム弁護士連合会とか、カンボジアも同じように司法関係機関、カンボジア弁護士連合会、ラオスも関係機関と弁護士会、ここの上の部分、例えばベトナムでいうとJICAその他ドナーから、下にベトナム弁護士連合会に下りてくる矢印で組織能力、強化支援、その左側の法令整備支援、制度構築支援については、今まで日弁連としても協力させていただいたところですが、これからトヨタ財団の助成をもって行うことは、その下の段階、ベトナムの弁護士連合会からベトナムの人々へとアクセスする、逆ですか、ベトナムの人々がベトナムの弁護士さんにアクセスするための支援を行っていきたいと思っております。

細かいところを話し始めるとちょっときりがありませんが、黄色い枠の中が主に今構想している支援内容です。この黄色い枠の中に日弁連という丸が書いてありますが、日弁連プラス、プランナー/クリエーター、日弁連を媒介にして、他の3か国の教訓等の共有ですとかをしなが、各弁護士会が各国の人々にどういうふうにアプローチしていくかというのを検討し、目的というか、成果としては何かしら

の成果物を作りたいなど。それは例えば法律相談アプリですか、まだそこまで、これから各国と協議しながら決めていくものなので、これというものではないんですが、そういった法律相談アプリを運営できるようにしていくとか、コールセンターまで行かなくても、電話番号を用意して、それを周知して、担当の弁護士さんを用意して、その弁護士さんいつでも法律相談できますよというふうな制度を小さくてもいいから作っていくとか、そういったことを考えております。

すみません、ここについてはまだ作り込み中なので、説明についても大分ごちゃっとしていますが、お許しください。

それでは、以上で日本弁護士連合会国際交流委員会の今年の活動とこれからの活動についての説明、報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○下道 内藤様、どうもありがとうございました。

続きまして、名古屋大学の藤本様、よろしく願いいたします。

○藤本 すみません、お時間もあると思いますので、資料が配付してありますので、それに従って始めさせていただきますと思います。

名古屋大学法学研究科、藤本でございます。法政国際教育協力研究センターのセンター長を務めさせていただいております。この通称私どもCALEと呼んでおりますけれども、このCALEというところを通じて、名古屋大学あるいは他の大学と協力して法整備支援の事業を展開しているということでございます。

法政国際教育協力研究センター、CALEのご紹介をさせていただきたいんですが、まず2002年に国際協力を推進するセンターとして名古屋大学に設置されておりまして、この時点で名古屋大学の独立というか、共同利用施設というふうに呼んでおりますけれども、そんな形で設置されておりました。前身となる事業体というのも幾つかございました。ですので、2002年からスタートというわけではございませんで、90年代からの個別の国際的な研

究の協力、あるいは教育の展開といったような法整備支援の活動は、今日もいらっしゃっていますが、森脇先生あるいは鮎京先生が始められたものが現在まで続いているということでございます。

内容といたしましては、アジア市場経済移行国に対して法整備支援事業を実施、ということになっておりますが、こういう長い先輩たちの人徳によりまして、大学関係ではアジア法整備支援、あるいは国際的な法整備支援における屈指のセンターとして評価をいただいているところでございます。

次のスライドに移りまして、CALEの役割というところでお話しさせていただきたいと思います。

3つの柱がございます。1つはアジア法の研究、あるいは法整備支援という事業、あるいはプログラムについての研究ということであります。また、そういった国際的な研究をコーディネートしていくといったようなことが私たちの1つ目の課題となります。

2つ目は、法学教育支援という形で、アジア諸国で求められている、自国の法律を自ら作り、運用できる人材の育成ということが2つ目の柱でございます。

3つ目が、国内の人材育成ということで、アジアに精通し、アジアの発展に貢献するグローバルリーダーの育成ということで、これは私どものこういうプロジェクト、あるいはこうした様々な機関、団体の皆様が長い間展開してきている法整備支援事業、未来を担っていく、人材を育成していくということが3つ目の課題であります。

本日は、このうち2あるいは3ですけれども、主に2について中心として現在の活動状況について少しご紹介させていただきたいと思います。

この法学教育支援ということで、大学でございますので、研究、教育、これは一つの大きな役割、社会にも委託されている役割だというふうを考えております。ですが、この教育、あるいは人材育成といったようなものは一体何を指すのかということであり、やはり教育機関として何を教えるのかということについてはきちっと反省をして、反省をすると



いうのはリフレクションして、そのこと自体を問い直すことも必要だろうと考えます。

また2つ目に、誰が教えるのかということであり、これは教育の分野ではよくあることですが、よくスポーツの世界で言われますが、名選手が必ずしも名コーチになるわけではないということであり、教育というのは、やはり一定の独自の専門性を持っているのだということが大学の機関としてきちっと捉えていく必要があるだろうと考えています。

3つ目です。これがやはり大きく、大学としても遅れている部分だというふうに私個人としては考えておりますが、どのように教えるか、すなわち教育方法、あるいは教育方法論と言われるものです。近時、ここ二、三十年の間、大学でも、高校と大学の教員の接続である、あるいは大学での一方的なレクチャーではなく参加型の学習をする、アクティブラーニングと言いますが、このようなものについての問題意識というのはかなり共有されてきたところであります。

しかしながら、こうした先進的な教育方法論に基づいた教育実践というものは、現在のところまだ散発的なところにとどまっているということが言えると思います。

そういったことが一つ大きな枠組みではありますが、そういうことを踏まえて、少し私どもがやっている国際的な教育支援の話をさせていただきたいと思っております。

日本法教育研究センター（CJL）、これの法整備支援の各地に行かれています方はご縁があって、訪問していただいたり講師をしていただいたりしたことがあるのでご存じだと思いますけれども、基本的なコンセプトは日本語による日本法の教育であります。教育対象は法学部の学部生ということになります。これはまさに各国の法整備、あるいは法律の専門家の育成ということを手伝うということでもありますが、これに加えて、やはり日本語という一つの言語を通じて、かつ日本語についての一定の知見を持った人材を育てていくということがこのセンターの課題であります。

ステップとしては、初年次、あるいは2年次に日本語の教育を行い、徐々に日本事情であるとか、あるいは日本の歴史、先ほどJICAの方でも日本の近代化の特殊性ということが書籍として出版されていますけれども、それに準ずる内容になります。それから、憲法の入門、あるいは民法の入門という講義を提供しております。修了につきましては、モンゴル以外は日本と同じように4年間の標準修了年限でありますし、また、モンゴルでは5年間で学部を修了するということになります。その後、優秀な学生につきましては奨学金の提供をしたりして日本へ留学してもらおうと、名古屋大学へ入学してもらおうというのが多いですけれども、それだけではなくて、できるだけ多くの方に日本に留学して、この場合の留学というのは大学院へ行くということになりまして修士課程ということになります。

現在、留学生を何十万人にするという政策がございますので、留学生の数がどんどん増えておりますが、名古屋大学でも1990年代の末から英語による教育課程を提供し、留学生の数を増やしてまいりました。この日本法教育研究センターが2005年にウズベキスタンを最初として開設されて以降、本修了生がやはり留学生として日本に来るわけですが、この場合は日本語教育課程に入る学生ということになります。これも極めてユニークなものでありまして、十全な協力を受けた上で、日本で日本語教育課程の中で修士論文も日本語で書く、進学すれば博士論文も日本語で書くというような教育プログラムとなっております。

ここで、このCJLのコンソーシアムというのを2017年に設立しております。これは名古屋大学だけでこういう優秀な人材、この人たちを受け入れるというのはキャパ的には難しいものですから、また他の大学でも様々な教育プログラムを提供しておりますので、多くのこの出身者に日本に留学してほしいと。もちろん英語による大学院教育課程というのはやはり限られておりますので、日本語ができて日本語で普通に教育課程に入るということであれば受入れ大学もたくさん増えてまいります。そういう



ことがありまして、この左にありますような日本法教育研究センターのコンソーシアムというのを作りまして、国内大学の各法学部、法学研究家が団体の正会員、個人正会員として賛同される皆さん、それから協賛会員というような形で会員を募っております。名古屋大学の海外拠点を中心にではありませんけれども、ここにありますタシケント、モンゴル、ハノイ、ホーチミン、カンボジアのロイヤル、それからヤンゴン、ラオス、インドネシア・ガジャマダといったような大学の修了生、この人たちをコンソーシアムの中でいろいろと留学への道を開いてあげる、あるいはそれぞれの大学での法学教育、あるいは日本法の教育についての教材を提供したり、あるいは教育方法の研修を行ったりということをしております。

こうした中で、教育や研究事業というものを展開していくわけですが、先ほどCALEの役割のところでお話いたしましたような、教育と研究、これを標準として関係性を深めていき、その中でこうした人材育成ということにしっかりと貢献していきたいというふうに考えているところであります。

この2005年、先ほど申しましたようにウズベキスタンは2005年に最初のCJLがスタートいたしました。ですので、学部が変わって4年です。ですから2010年ぐらいにだんだん留学生が来るようになります、その後、順調に修了して博士課程を終えて戻って来ている学生たち、あるいは日本で研究者として就職していく、実務家として就職していく、こういったような人たちも増えてきています。このいわゆるCJLの拠点は、先ほど言いましたウズベキスタン、モンゴル、それからベトナムのハノイ、カンボジアのプノンペン、ここが現在の学生の受入れを継続しております。ハノイにつきましては、学生の受入れは諸般の理由で中止になっておりますけれども、4拠点などであります。この4拠点、あるいはこれまでも受け入れてきた拠点からCJLの課程を修了した者がもう合計しますと200人以上おります。それぞれ皆各国のトップ校の正規の法学部生であります。この法学部生として卒業するのと同時に、課外の課程にはなるんですけれども、CJL

4年間の教育課程を修了しているということになります。このうち多くの者はそのまま現地で就職をするということになります。また日本に留学してきた後、各国に帰ったり、あるいは日本でそのまま就職をしたりするというような形になっています。どういふところに就職するかといいますと、現地政府、企業、法律事務所、大学、研究機関、あるいは日系企業の事務所、あるいは日系の法律事務所、また中にはJICA、JICEで働いている修了生もおります。

こうしたような人材が量的にも蓄積してきているというところでもありますので、最後のスライドでございまして、こうした修了生等活躍する人材とのネットワーク、これをきちっと維持拡大していくということが教育研究機関としての大学の役割だろうというふうに考えている次第であります。これを通じて自立的な法治国家へということが達成できていくんではないかと。具体的には、現在様々なプロジェクトを展開しておりますが、大きな柱といたしましては、国際共同研究への積極的取り組み、取り組みというのは、先ほどの修了生のネットワーク、これを最大限生かして、もう研究者として自立している修了生もたくさんおります。名古屋大学留学生博士号を取って戻って准教授をやっているような研究者もおりますので、こうしたネットワークを最大限生かして共同研究を推進していくということでもあります。

また、これに加えまして、大学の先ほど教育方法論のところでも申しましたけれども、大学教育の方法の改善ということで、現役の大学教員を短期ですけれども受け入れました。日本の大学で、社会人ディベロップメントですけれども、大学教育、教員として研修、これは短期のもので散発的ではありますが、実施しております。具体的には昨年ウズベキスタンのタシケントの法科大学の教員3名を10日間ほど招きまして様々なALTの研修を行いました。これは大変好評を得まして、先日、学長から、タシケントのは大変これはよかったと、もっと規模を拡大してやってくれというふうに言われたものです。そういったものもありますし、それから、CJL、現地

での教育について、修了生に積極的に管理してもらおう、講演してもらおう、あるいは講義を担当してもらおうということも進めております。

こうした人材を育成した結果として、さらに後に続く人間たちにとってみれば、こうした先達たちというのは立派な一つのロールモデルとなりますので、こういう形でよい意味での循環がこれから充実していけばいいなというふうに考えているところでございます。

雑駁ではございますが、私からの報告は以上とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)  
○下道 藤本様、どうもありがとうございます。

資料の映写につきまして、いろいろトラブルがありましてお見苦しいところがございました。大変失礼いたしました。

続きまして、ジェトロの今泉様、よろしく願いいたします。

○今泉 ジェトロ・アジア経済研究所の今泉でございます。

アジア経済研究所も、実は通称アジ研でございます。ちょっとUNAFEIと紛らわしいので今日は封印させていただきたいと思っております。

アジア経済研究所は、第1回の法整備支援連絡会議からの後援機関として名前を連ねさせていただいているんですけれども、直接的には法整備支援事業の実施機関ではございません。むしろアジアに関する知見などの研究者の集団として、そういう知見の提供ということでご協力させていただいております。第1回の頃は、初期にこの事業を立ち上げられた野口元郎さんがアジ研の方にいらっしゃっていただいたりして、ディスカッションをしたのを非常に今は懐かしく覚えておりますけれども、このように盛大な事業になりまして、努力しまして後援機関として名前を連ねさせていただいていることは非常に光栄に思っております。

今日は、若干どういう研究をしているのかということをご紹介していきたいと思っております。

アジア経済研究所は、日本貿易振興機構、ジェトロの研究部門でございます。若干ジェトロの方も法

整備支援に関わるような事業がございまして、例えば、日経企業に対するそういう現地の投資情報であります、法整備の情報の提供というのはウェブサイトなんかで行っております。

それから、あと知的財産関係でございまして、模倣品対策なんていうのが非常に重要な事業になっておりまして、例えば途上国の国境地帯にある関税事務所に対する研修事業というのを行ってございまして、なかなか現地の人だけだと模倣品を見つけていけないので、日本の企業の方を派遣して、それでどうやって模倣品を見つけたらいいのかとか、それから見つけたらどう対応したらいいのかということ研修したり、そういう事業も行ってございまして。

それに対しまして、アジア経済研究所の方は、ここに書いてありますように、開発途上国の政治経済の研究を主にしてございまして、アカデミックに行っております。

現在、研究者は120名ほどございまして、大きく地域研究、それと開発研究という2つの部門に分かれております。地域研究の研究者につきましては、やはり現地の言葉を勉強すること、現地で長期で滞在するという、それから現地の資料を用いることといった現地主義ということを原則として話し、研究者の育成も行ってございまして。

研究所の活動は、研究会という仕組みを使ってございまして、個々のアジア経済研究所の研究者ももちろん研究するんですけれども、外部の大学の研究者の方をお招きして一緒に研究チームを作るという形で行ってございまして。海外の方も入ってございまして、年に50件ほど研究テーマがございまして。ちょっと数が多くて細かいので一つ一つはご紹介できませんが、また後ほど幾つかご紹介したいと思っております。

それから、私どもも現在、海浜幕張の幕張に本部がございまして、そこに図書館がございまして、そこは日本での開発途上国の資料収集の一つの拠点となっております。

また、研究成果につきましては、全て公開となっておりますので、ウェブサイト等で閲覧することが

できるようになっておりますので、是非活用ください。

では、幾つかの事業のご紹介をしたいと思います。

ここ数年しておりますのは、ビジネスと人権についての研究事業でございます。

ご存じのように、国連でビジネスと人権に関する原則というものが採択されていまして、そういったものの普及と、あるいは日本国内におけるアクションプランの策定、そういう事業を行っております。

主な内容は、細かいところは次のスライドに書いてありますが、日系企業に対する聞き取り調査ですとか、それから、そうした調査結果に基づくセミナーの開催などの件の活動も行っております。日本だけでなく、海外でもセミナーは行っておりまして、バンコクとバングラデシュ、ダッカでの会合に私自身も参加しました。

若干、所管としてちょっと幾つかご紹介したいと思いますのですが、もともとはサプライチェーンの中で日本企業の子会社とか取引先で人権侵害に遭ったり、あるいは環境規制を守っていなかったりといったことが見落とされていると、それがリスクになりますよというのを日本企業の方に知っていただくというのがこの活動の趣旨なんです。実際に現地で操業されている日本企業の方たちと話をしていると、実は非常にしっかりとやっている。バングラデシュで操業されている中小企業の方にお話ししたんですけども、従業員の福利厚生もそうですし、従業員たちのコミュニティーとの関係を深めるために日本で運動会を開催したりして。ところが、それをうまく宣伝するということにあまり無関心なんです。しっかりできているのに、SDGsとか、国連のそういうインデックスに合致しているんだということを対外的に宣伝すべきことに非常に得意ではないということが分かった。これはしっかりできているのに残念なことです。

それに比べると、実はアジアの企業の方がそうした点があまくできています。例えば、スリランカの企業ですと、あるアパレルメーカーなんですけれども、やっぱり取引先は主にヨーロッパの企業なんで、

非常にそういう認証とか取組を重視しています。例えば工場に行くと、企業を訪問しますと、うちの工場の敷地内にできたココナッツですとか言ってサービスをしたりして、その環境への取組を確認することができます。

それから、モルディブの事例なんですけれども、水産業の会社なんですけれども、モルディブは実は全て一本釣りです。カツオもマグロも本当に一本釣りなんです。それについて環境に優しいということを非常に強調している。その企業の方がおっしゃっていたんですけども、やっぱりヨーロッパの消費者はそういうストーリーに対してお金を払っている。環境に優しい方法で魚を捕っていると、そういうことに対してお金を払っているんだというふうにおっしゃっていました。やはり日本企業としてそういうところにもう少し関心を持ってくださいというのが私たちの一つ事業のメッセージであります。

もう一つ、私たちの事業のご紹介をしますと、アジア諸国の障害者法に関するプロジェクトというのを10年ほど続けております。これはご存じのように障害者権利条約というものが成立しまして、各国で障害者法の見直しというのが今進められております。そうした状況について比較研究を行っております。

幾つか個別のテーマを決めておりまして、例えば差別禁止でありますとか、教育制度、女性の問題、それからアクセスビリティ、バリアフリーといった問題についても取り上げています。

こういった成果の一部は既に出版されておりますので、是非ご関心のある方はウェブで入手できますのでご参照ください。

それから、そのほかにも私たちとしましては、法とLabor Migration、法と移民の問題で外国人労働の問題でありますとか、人身売買の問題についての研究、それから国別の法制度の研究というものも実施しております。私自身はタイを中心に東南アジアの法制度を見ておりまして、ちょっと数年前ですけども、タイの立法過程についての研究というものをまとめております。

あと、最近では少し書いておりますけれども、フィリピン人の船員の問題について、法制度も含めた研究をしておりまして、今ちょうどダイヤモンド・プリンセス号の問題が出ておりますけれども、感染者の中にフィリピン人であるとか、インド人もその船員の中にいらっしゃるという話が出ております。さらに今グローバルな、商船世界でそういう外国人労働者、外国人船員のことが非常に重要になっていまして、そういう問題に対しても教育もやっております。

今後の私どもの課題としましては、ここにも書きましたように、アジア以外の地域です。だんだん日本の企業活動は西へ西へと進んでおりまして、今関心は中東とかアフリカのいわゆる新興国に対してどういうふうに進出していくかということが課題になっています。

それからもう一つの課題は、地域間の連携です。例えば、今まではASEANだけを見ていればよかったですけれども、今度ASEANとインドの関係がどんどん深まりつつある、そういうときに、そういう地域的な協力の枠組みというものをどんどん還元していくことが私たちの課題になるんじゃないかなというふうに思っております。

最後に、ちょっとお時間をお借りしまして、アジア法学会という学会活動についてご紹介したいと思います。

アジア経済研究所とは直接関係はないのですが、たまたまアジア経済研究所の研究者が事務局を務めております。アジアを視野に入れた本学会活動というのは日本の法学者なんかでいろいろ取り組まれていて、アジア法学会以外のアジア国際法学会でありますとか、労働分野の学会ですとか、いろいろ活動がございます。私が今回ご紹介いたしますアジア法学会といいますのは、やはりアジア全般に見ている研究者であるとか、実務家の方が今参加していただいております。中にはもちろん法整備支援で現地で駐在経験した方もいらっしゃいますので、是非今後この法整備支援に対する知見を提供する場として、このアジア法学会というものも活用していただければ

というふうに思っております。

以上で私の報告を終了させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○下道 今泉様、どうもありがとうございました。

それでは、ここで質疑応答の時間に入りたいと思います。

会場の皆様から活動報告に関するご質問、ご意見を伺いますが、先ほど伊藤からも申し上げましたとおり、特に活動報告に関連して、自分たちはこのような活動を行っているというものをもしご紹介いただけましたら幸いです。

ご発言される際は、お名前とご所属を言っていただいてからご発言ください。

ご質問の場合は、どなたに対する質問なのかを明らかにしていただけると助かります。

それでは、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

活動の報告というふうにはさき申し上げましたけれども、それに限らず、何でもご質問、ご意見いただければ幸いです。

○伊藤 そうしましたら、ちょっとご検討いただいたり、ご質問などをお考えいただいている間に、国際協力部の伊藤の方から少しコメントをさせていただきます。

活動報告をしていただきました皆様方、大変ありがとうございました。

改めて、各機関の活動をこうやって報告をしていただいて、それぞれの活動がいろんなところに関わりを持っているという、そして大変参考になる活動であって、我々としても非常に学ぶことができる内容であるというふうに改めて感じました。引き続き、各機関の皆様、関係者の皆様と連携をさせていただければと思っております。

それと、日弁連の内藤先生の方からも、各国に関するプロジェクトチームがあって活動されているというお話をいただきました。以前から、私どもICDとしまして、日弁連の特に国際交流委員会の先生方と協力をいろいろな場面でさせていただいております。そういった各国ごとに我々の担当者と日弁連の担当者との間で定期的に情報交換等もさせて



いただけたらというお話をさせていただいたこともあるんですけども、カンボジアの協力、現地でセミナーを行うといったことは非常にうまくいっている例かなと思います。それ以外の国につきましてもご提案をいただきましたので、今後、どういった協力ができるかということについて、お互いにいろいろ情報を交換し合うというのは非常に大事だと思いますので、引き続きご相談させていただければと思います。ありがとうございました。

○下道 ありがとうございました。そのほか、どんなにかいっしゃいますでしょうか。ご質問、ご意見、コメントでも何でも結構です。

それでは東京会場はないようですので、もし関西会場の方でご質問、コメント等ありましたらお願いいたします。関西会場よろしくお祈りします。

○氷室 それでは関西会場の皆様、いかがでしょうか。ご質問、ご意見のある方はカメラの関係上、大変恐縮ですが、中央の質問者席までご移動いただくようお願いいたします。

ご所属とお名前をおっしゃってからご発言いただくようお願いいたします。

○身玉山 大阪観光大学の身玉山宗三郎と申します。

インドネシアの法整備支援に関わっていたことがありました。日弁連の国際交流委員会の内藤先生に対してご提案なんですけれども、インドネシアの法整備支援についてですが、矢吹元国際交流委員会の委員長や草野元高裁判事がその後、調停の授業が終わった後に日本インドネシア法律家協会というのを立ち上げて地味にインドネシアの法曹の人々と協力関係を続けております。私は、私たちのやっていることの紹介なんですけれども、先ほどの内藤先生の発表の中では、カンボジアとベトナムとモンゴルと出てきておりますので、是非インドネシアも含めていただいて、今申し上げた日本インドネシア法律家協会という法整備支援に携わったOG、OBのグループなんですけれども、そちらとの協力も考えていただけたらというご提案です。

以上です。

○氷室 ご質問ありがとうございました。

大変失礼しました。今、通信上のトラブルがございまして、大変お手数なんですけれども、もう一度質問等、要点をおっしゃっていただけないでしょうか。申し訳ありません。

○下道 ちょっと関西会場の音が聞き取りにくいので、一旦東京会場で引き取りますね。

先ほどの関西会場からのお話は、インドネシアの日本インドネシア法律家協会、法整備支援のOB、OGのグループがあるというお話で、カンボジア、ベトナム、モンゴルに限らず、インドネシアも含めて協力関係を検討していただきたいという内藤先生に対するご提案でしたけれども、これに対して内藤先生の方から何かコメント等ありますでしょうか。よろしくお祈りします。

○内藤 ありがとうございます。

もちろん、是非お願いしたいところですが、すみません、前半の方がほとんど私、聞き取れませんが、ご意見いただいた方の所属ですとかもちょっとわからなかったんですが、後で連絡させていただければと思っております。どういう手段をとるか、後でICDの方に教えていただきます。ありがとうございます。

○下道 内藤先生ありがとうございます。関西会場聞こえますでしょうか。

○氷室 はい、聞こえております。それでは白出先生、お願いいたします。

○白出 中国の法整備支援プロジェクトの長期専門家の白出博之です。

2週間前から日本に戻っており、観察期間も十分クリアしていると思っておりますが、北京からこの法整備支援連絡会のために参りました。

Access to Justice と、あと活動報告との関連で中国での取組について、若干ご紹介申し上げます。

この中国への法整備支援では、中国の立法機関である全国人大に対して2008年から民訴法の改正、あと2012年から行政訴訟法の改正の支援を実施し、それぞれ改正法が成立しております。ただ、中国の場合には訴状を出しても裁判所が直ちに受け付けてくれないという立案難あるいは提訴難と

いう問題がありましたが、この2012年改正民法、あと2015年の改正行訴法及び関連司法解釈によって手続が改善され、2015年下半期での全国受理件数は994万件強となり、前年度同期比で約30%の増加、即日に訴状が受理された件が約95%に上っています。内訳で見ますと、民事事件で26%、行政事件で66%、また中国には被害者自身が刑事訴訟を起こすことができる刑事自訴事件があり、その受理が58%といずれも大きく改善していることが最高人民法院の統計で報告されています。

したがって、このように訴訟が非常に受理されやすくなっているということ自体、裁判を受ける権利がより保障されてきていると評価できると思いますが、今後の課題は、さらに訴訟の中身、実質審理に関連する部分をどのような形でフォローするのかという点に重点が移っています。

現在の継続中である「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト」では、2013年の法制度整備支援に関する基本方針改訂版における方針における、中国については日本企業の円滑な活動及び法の支配に基づいた健全なガバナンスの確立のため協力を行っていくという趣旨に従って、それぞれ対象法令や活動方針を協議・決定していますが、2015年度には「犯罪被害者の権利保障制度及びその関連司法制度」に関して日本法の知見を提供しております。この点、日本の場合には強行犯等による被害を念頭に置いた犯罪被害者の救済が中心ですが、中国ではそれに限定せず、例えば先ほどジェトロ様からもご指摘のあった知財模倣品被害なども実務上非常に大きな問題であるため、そういった知財権侵害等による経済事犯も広くカバーする犯罪被害救済制度の起草研究をしています。

また、これらの問題は、具体的には刑事裁判手続を中心として展開されることから、一緒に関連司法制度、これも中国における司法改革関連の論点と絡めて調査研究を行いました。

現時点ではまだ犯罪被害者救助法制については審議待ちの状態ですが、プロジェクトで提供した日本

法の知見は、2018年の刑訴法の改正及び司法改革関連での人民法院組織法と人民検察院組織法の改正、また2019年4月に裁判官法、検察官法の改正ということで、それぞれの受皿になるハード面や裁判官や検察官の人的リソースをどのように合理的に配置するのか、こういった点も勘案された新法ができています。これについては、今年1月に当プロジェクトの終了時評価に関する調査を行った際に、カウンターパートである全国人大法制工作委員会及び関係機関に対してヒアリング調査等を実施しましたが、最高人民検察院の関係者からは、2015年にプロジェクト日本のトップレベルの先生方や関係機関からご提供いただいた知見が法改正作業に非常に役に立ったとして高い評価と感謝が示されました。特に本邦研修及び現地セミナーで大変お世話になったICD関係の皆様、直接現地セミナーに来ていただいた森永部長及び当時ご担当の渡邊教官と関係者の皆様にくれぐれもよろしくお伝えくださいというメッセージを賜ってきましたので、この場をお借りしてご報告させていただきます。

以上申し上げたのは、手続的正義の実現が中心ですが、現在、法整備支援プロジェクトではさらに実体的正義の部分、実体法の改善についても協力を継続しています。

先ほど、澤田次長の方からお話のあった中国民法典編纂ですが、これは昨年12月に総則と合体した全部で1,260条の草案に関する審議と4回目のパプコメがちょうど終わったところです。当初の予定では3月5日開始の全国人民代表大会で最終審議され、3月15日に表決・成立という見込みでしたが、昨今の新型肺炎問題との関係から、最終審議等は遅れるもようです。

最後に、この民法典ができてからの課題として、これを実現する強制執行手続についても、さらに日本から学びたいというリクエストが中国側から示されているのが現状です。

早口ですみませんでした。ありがとうございました。

○氷室 白出先生、詳細なご報告どうもありがとう

ございました。

それでは東京会場の方にお戻ししたいと思います。  
○下道 白出先生、中国での多岐にわたる取組のご報告、どうもありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、これで第1部を終了いたします。ご報告者の皆様、どうもありがとうございました。(拍手)

これより昼休憩となりますが、皆様にご案内がございます。午後の部は午後1時20分から開始しますので、お時間までにこの会場にお集まりください。昼食につきましては、大変恐縮ですが、1階の食堂はご利用いただけません。1階にございますラウンジAを開放しておりますので、昼食や休憩にご利用ください。ご案内が必要な方はお近くのスタッフにお申し付けください。また本日この会場入口横に展示スペースを設けています。法整備支援成果物やICDニュースなどを展示していますので、是非ともご覧ください。なお、この会場は施錠いたしませんので自由に入出入りすることができますが、ご飲食はご遠慮ください。最後にお帰りになられる方は着用いただいている入場券を受付にご返却願います。再入場される方につきましては、そのままご着用ください。それでは昼休憩に入ります。

(休 憩)

○下道 ご報告の後、関西会場が一番最初に発言された方のご所属とお名前が聞き取りにくかったと思います。大変失礼いたしました。大阪観光大学の身玉山様からのご発言でございました。

○伊藤 それでは、これから第2部を始めさせていただきますが、開始の前に私、伊藤の方から簡単にコメントをさせていただきます。

ご出席の森脇先生からも貴重なアドバイスをいただきましたので、短くコメントをさせていただきますが、本日のテーマが Access to Justice の向上と法整備支援、この Access to Justice についてでございます。

皆様ご承知のように、これを日本語に訳した場合に、Justice を正義へのアクセスと訳すのか、あるい

は司法、一般的に今日はむしろこちらで司法アクセスと使っていますけれども、狭い意味では裁判所へのアクセス、裁判所による権利救済という意味で使われることも多いかと思えます。ただ、もちろん意味としては、この Access to Justice といったときに、そればかりではなくて、裁判所以外の機関ですとか、インフォーマルな手続とかも含まれると思えます。

そういったことについて、今の段階で何か一つに絞ってというわけではありませんで、いろいろな場面、あるいは意味がありますけれども、それについてはこれから第2部、第3部の中でその点も明らかにしながら話が進められていくものと思えますので、その点をご理解いただきたいと思います。

ありがとうございます。

○下道 それでは、これからワールド・ジャスティス・プロジェクト、エグゼクティブ・ディレクターのエリザベス・アンダーセン様、それからその後、ベトナム弁護士連合会会長のドー・ゴック・ティン様からご講演をいただきます。

なお、予定しておりましたUNDPバンコク地域ハブ、ビジネスと人権専門官のショーン・リース氏は、冒頭にお伝えいたしましたとおり、急遽欠席となりました。講演を予定されていた内容につきましては、発表用の資料を配付しておりますので、これをご参照ください。

それでは、最初にご講演をいただきますエリザベス・アンダーセン様をご紹介します。

エリザベス・アンダーセン様は、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所ロー・クラーク、旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷リーガル・アシスタントを経て、国際人権NGOヒューマン・ライツ・ウォッチのエグゼクティブ・ディレクター、米国国際法学会エグゼクティブ・ディレクター、米国弁護士会アソシエイト・エグゼクティブ・ディレクターを歴任されました。2018年からは、データの収集、分析、調査等を通じて、法の支配の促進に貢献するワールド・ジャスティス・プロジェクトで現職を務められています。

また、冒頭、大場所長からもご紹介ありましたが、

本日はワールド・ジャスティス・プロジェクト、アジア太平洋地域ディレクターのジェラルド・ヴィンルアン様にもお越しいただいておりますので、ここで簡単にご紹介させていただきます。

ジェラルド・ヴィンルアン様は、シンガポール政府にて14年間以上にわたって国際関係やコーポレート・コミュニケーションの問題に取り組まれた後、2016年からワールド・ジャスティス・プロジェクトに所属し、主にASEAN地域の問題を取り扱っておられます。

それでは、エリザベス・アンダーセン様より、「Access to Justice の現状と分析」と題してご講演いただきます。

エリザベス・アンダーセン様、どうぞよろしくお願いたします。

○アンダーセン 大場さん、ティンさん、そしてご来賓、ご参集の皆様、このような機会をいただきまして本当に嬉しく思っております。

皆様方から学びたい、そして世界のワールド・ジャスティス・プロジェクトについて知っていただきたいというふうに考えております。連絡会の担当者の皆様方に、このようなテーマを選んでくださったことを本当に嬉しく思っております。

司法へのアクセスに関しましては、司法へのチャレンジであるというふうに考えています。政治的、経済的に安定性を保つために必要です。ワールド・ジャスティス・プロジェクトはグローバルな学際的な組織です。そして知識を共有し、注意を喚起し、アクションを起こすということを、法をもって実行していきたいと思っております。法の支配に関する世界126か国で実施した調査をまとめた Rule of Law Index を毎年発行しています。次は3月に出ることになっています。

我々は、我々自身を法の支配のコミュニティのリソースとして考えており、それこそが本日私がここで果たす役割と考えております。私は、皆様方に対してワールド・ジャスティス・プロジェクト(WJP)の調査方法の詳細を紹介し、その幅、特性、そして司法において今まで十分に解決されていな

かったどのような問題があったかということを知っていただきたいのです。

本日の講演については、特に5つの目標があります。1つ目として、WJPの研究調査結果から、世界における司法の格差に関する分析を見ていただきたいと思っております。世界の司法においてどのような差異があり、我々がどのような課題に対峙しているかということを見ていただきたいと思っております。

そして次には、この司法アクセスの格差の中でも、特に民事法の分野においてどのようなニーズがあるかについてこれまでWJPが行ってきたことを皆様方にご紹介したいと思っております。この調査結果については皆様方のお手元にあると思っております。もちろんそれを今開いていただいて私の話を聞いていただかないということはちょっと困りますが、講演の中でこの調査結果についていくつか触れようと考えています。3つ目には、その分析結果を知っていただきたいと思っております。そして、貧困の撲滅や、公衆衛生といった他のSDGsのゴールとの関係性についてお話し、この分析を通じて、世界的な開発課題のさらなる発展において司法の占める重要性を強調したいと思っております。

4つ目には、この調査結果が法整備支援においてもつ意味について考察したいと思っております。このデータが何を我々に示しているのか、我々は法整備支援においてどのようなことをしていかなければならないのか、といったことです。

そして、最後に、我々がまだ気付いていないどのような問題があるか、リサーチのその後どのような課題があるのかということを見ていきましょう。そして、我々はこのリサーチの課題を次にどの高みに持っていくかということも聞いていただきたいと思っておりますので、是非、そのリサーチに皆様方参加してください。

国連のSDGsは、世界が2030年までに世界が達成すべき意欲的な目標を制定しました。その中には、ゴール16.3として制定された、「全ての人のための司法アクセス」を含む16のゴールがあります。SDGsは我々に発展のための取組や、デー



タを集積して年ごとの進捗に注目させる役割を果たしています。

また、司法が実行されていない、正義が実現されていない状態の本質や規模を理解することは、適切な政策立案や投資目標の設定、司法の格差の是正のために不可欠です。

2008年には、国連の「法律によって貧困層の権利を守る委員会」により世界で約40億の人々が法の支配から遮断されていることが判明しました。これは、「司法 (Justice)」の定義がまだ限定的で、しかも限られた国々に対する調査に基づいて出されたものです。それから10年が経過し、我々には当時より相当程度多くのデータがあります。また、司法 (Justice) という言葉もより多層的なものとして理解されるようになりました。

この2年間で、ワールド・ジャスティス・プロジェクトはこのデータに取り組み、充足されていない司法分野におけるニーズについて、データを集積し、分類しました。そして我々は、意思決定者らの中でSDGsのゴール16.3を実現することの重要性に対する理解を高めるためのフォーマットを作りました。

我々は、現在も世界で51億の人々が司法の問題を抱えているという結論に至りました。

このような人々は3つのカテゴリーに分類できます。

まず、民事、行政、刑事などの問題を抱え、日常生活上の正義の実現を得られない人々です。ここには、犯罪の被害者や、行政上、民事上の救済を必要としながら、既存のシステムではこれを充足できないような人々です。

2つ目は、法により提供される機会から排除されている人々です。彼らは、身分証明書、土地や建物の保有権、正式な労働上の取り決めなどの法的なツールを持たない人々のことです。このようなツールの欠如により、彼らは自分たちの資産を守ったり、経済的な利益を得たりすることができないでいます。

そして3つ目として、不正義の極限状態で生活している人々がいます。彼らは生きるために最も基本的な人権を否定され、制度自体の深刻な機能不全に

より司法の仕組みにアクセスすることがほぼ不可能になっています。このようなグループには、無国籍の人、現代の奴隷状態にある人、非常に脆弱な国家の中に住んでいる人々たちなどがあります。

ワールド・ジャスティス・プロジェクトでは、これらの異なったカテゴリーの人々について、1年かけて司法上の格差を分析しました。この作業は、司法格差に関するワーキンググループや、オランダ、シエラレオネ、アルゼンチンの政府が関与するタスクフォースと共に行ってきました。

この分析は、概念的な枠組みを充足されていない司法上のニーズの分類の中に変換したものです。ニーズの分類に際しては600以上の世界的、あるいは国別のデータソースの考察から導かれた基本の質問事項とこれに対応するデータを検討しました。

このスライドは、主要な我々の司法における格差を示しています。15億の人々が民事、行政、刑事司法から排除されています。また45億の人々が法の提供する機会から疎外されています。そして4530万人が司法が実行されない極限状態中で暮らしている人々です。複数の問題を抱えている人がいるため、人数が重複してカウントされている部分もあるかもしれませんが、51億人がこの司法からの断絶の中にいると推定されます。

明らかに、我々は、SDGsのターゲット16.3の実現に向けた大きな挑戦の中にいます。

そして、この司法格差についての概観を前提として、我々の活動の詳細、格差の一面をどのように測定したかということに話を進めていきたいと思えます。

これは、民事、刑事司法、そして法的なニーズを満たされていない世界中の人々、51億人の人々がいるという状態の中で、これらを政策や法整備支援に反映していくには、司法格差に関する異なる分析が必要です。

そして包括的な司法アクセスを証拠に基づき評価する手法を深化させるために、WJPは司法のニーズと司法アクセスに関する調査のためのモジュールを開発しました。

調査のモジュールは、一般的な人々が法的な問題をどのように対処しているか、データを把握できるよう設計されました。これは人々の間で最も一般的な法的問題、人々の自らの法的な能力や助けを求める相手の対応に対する評価などに着目しています。これに加えて、このモジュールでは、人々が直面している問題の状況、彼らがたどった解決のプロセス、そして法的な問題が彼らの生活に与えた影響などについてのデータを収集しています。

我々は2016年に61か国でこの調査を行い、改訂を加えながら2017年、さらに2018年に101か国で再度調査を実施しました。

その調査結果はGlobal Insights on Access to Justiceとして皆さんのお手元にあります。これは史上初の世界的規模で民事分野における司法アクセスに関するデータを記録しようという試みです。

司法アクセスモジュールは128の質問から成り立っており、質問者が、日常生活の中で法的にどのような問題を経験したかということを中心に分解して質問ができるようになっています。

インタビューはメキシコ、ネパール、モザンビーク、ブルガリア、アフガニスタンなどを含む様々な国で実施されました。ほとんどの国々では対面でその国の言語を使って行いました。また、高いレベルのインターネットシステムを持っている国々では、オンライン調査もできるようにしました。しかし、ほとんどの場合は対面方式で個別にインタビューを実施しました。そして、日常的に使用されている言葉で、あなたは法的な問題がありますかというような質問ではなく、例えば、あなたは住居について問題がありますか、あなたの子供たちが学校でいじめに遭っていませんかというような質問方法を採用しました。そうすることによって、法的な問題がどのようなものであるか、法的なニーズで測定するということをしたと考えていました。

調査方法に関してご関心のある方々には、我々のウェブサイトにより詳細な調査手法に関する記載がありますので、そちらを御覧ください。調査の結果もその中に記載されています。

各国での調査結果については、国別のプロフィールがあり、人々がどのような日常の司法の問題に直面しているかということがわかります。

プロフィールは6つのパートで構成されています。1つめのパート、左の上のところですが、これはどれだけの人々がどのような法的問題を抱えているかということを示しています。これは、直近の2年間で全体としてどれだけの人々がこういった法的な問題を経験したかということを表しています。

2つめに、我々は調査の回答者の法的な能力、彼らにどのような手段があったかということに目を向けました。彼らは情報にアクセスすることができたか、専門家の手助けを得ることができたか、彼ら自身が自らの問題解決能力にどの程度自信があったか、といったことです。

3つめとして、右上のところ、彼ら自身の法的能力に対する認識は置いておいて、彼らが何らかの援助にアクセスしたか、そしてその援助が公の司法あるいは非公式の助言者であったかという点を調べました。

4つめには、その問題を完全に解決できた割合が示されています。それ以外は問題が未解決ということになります。

5つめは、問題解決過程への評価、それが公平であったか、どの程度時間がかかったか、といった点です。

そして最後に、法的問題の結果がどのようになったかという点です。法的問題を抱えた人々のうち何%が困難を経験したか、この「困難」には身体的なもの、人間関係の崩壊、雇用の喪失などを含みます。

全てのデータがこの報告書に記載されているわけではありませんので、是非皆様には我々のウェブサイトで地図をクリックしてより詳細なデータを見ていただき、より深く知っていただきたいと思えます。

ウェブサイトでは、各国、地域での司法の現状について比較することも可能です。また、ここでは、特定の国への法整備支援に有益なデータ、どのような種類の法律上の問題があるのか、司法プロセスに要する平均的な時間、人々が司法プロセスの公正さ

をどのように考えているか、司法プロセスにアクセスする際に直面する困難といったことを提供しています。

皆様は様々な異なる国のプロフィールを見て分析したいと思われているのではないかと思います。これらを通して、ある一定の世界的なトレンドを見出すことができます。

5つ主要な点を挙げます。

まず第1に、法的な問題というのはどこにでも存在するという事です。問題の内容は国によって異なりますが、法的な問題は経済的な発展のレベルを問わず全ての国に見られました。SDGsは、まさにそれに対する世界的な挑戦であり、全世界で適用されることになっています。

全体を見ると、全ての人々の49%、回答者の約半数は過去2年間に法的な問題を経験したという平均値が出ました。当然のことながら、司法制度は地域、国によって異なるため、法的な問題の内容は国によっても様々です。最もよく見られる法的な問題は消費者関連、住宅、金銭、借金の問題などです。

ここで左側には国名が記載されており、右側にはどのような問題があるかが書かれていて、色が濃いほどより問題の発生率が高いということになります。人々は様々な障害に直面しており、これはすなわち人々の抱える法的な問題は、彼らが持つ法的救済を得るための能力から始まっているということです。

これは法整備支援に携わる者にはとても重要な所見です。自身の抱える問題が、運やコミュニティーの問題ではなく、法的な性質の問題と理解していた人は29%、全体の3分の1未満でした。

我々は公的な法的サービスを提供する施設や、経験を積んだ弁護士らの拠点を造ることはできますが、人々はそもそもこれらの法的サービスを知らないのであり、このような支援は的外れだといえます。

3つ目の所見は、低所得者層の人々はより多くの法的な問題を経験し、そして司法による救済を得ることにより多くの困難を伴っているということです。このグラフは政府からの給付金の受給の有無による法的成果の違いを示したものです。青のドットは公

的給付金を受給している人、紫の方は給付金を受給していない人を示していて、ほとんど全ての国において公的給付金の受給者の方がより多くの法的な問題を有していることが分かります。この所見は、失業者においても、収入が低い人においても同様でした。

貧困層というのはより多くの問題を抱え、その問題を解決することにもより多くの困難を有し、そして法的問題からより悪い結果を得ているといえます。

このように、司法格差は、貧困と不平等の症状であり、これらをさらに悪化させるのです。

もう一つの所見というのは、ほとんどの人たちは弁護士だとか裁判所に行って法的問題を解決しようとしていないということです。私自身弁護士でありますので、この所見というのは本当に気になるものです。

3分の1未満の人たちというのが法的な問題を何らかの助言を得て解決しようとしています。何らかの助言を得ようとする人々は、家族や友人に頼ることを好みます。全体の約17%は権力者や第三者の所へ行き、調停などで問題の解決を図っています。或いは当事者間で直接交渉を行います。

このような手段を採ることは、もし人々が問題を解決できその結果に満足しているのであれば問題ではないと言えるかもしれません。

しかし、我々は、実はそうではないということに分かっています。

皆様に注目していただきたい最後の所見は、司法の問題というのは人々の生活に影響を与えるということです。

回答者の43%が司法の問題が生活に悪い影響を与えたと答えています。さらに29パーセント、4分の1以上の回答者が、法的な問題により身体的・精神的な病気を法的な問題の結果として経験したと答えています。また、5分の1以上の人々が失職、転居を余儀なくされたと答えています。

このチャートでは、上にどのような種類の問題があったか、横にどのような種類の結果に至ったかが書かれています。例えば47%が法的な問題の結果

により健康上の問題が生じたと答えています。

ここで、本日の会議のテーマ、法整備支援に対してこの調査にどのような意味があるかという点について見解を述べたいと思います。

まず、このようなデータ収集は、世界規模での法整備支援において、ターゲットを決める際に非常に重要だということです。つまり、消費者関連や住宅、借金の問題などがニーズの多い分野ですが、これは国によって異なる部分もあるため、法整備支援を提供する方々によって、我々のニーズに関する仮説が正しいかどうかを検証していただきたいと思います。極めて重要なのは、我々が活動している地域におけるデータ収集をサポートし、危機的な状況にある地域がどこであるかを明確にすることです。

ワールド・ジャスティス・プロジェクトでは、比較的明確な方法で多くの国々において世帯調査を実施しています。

我々は、国連がSDGsに関して民事の司法アクセスを評価するための指標16.3を新たに採用することを期待しています。これによりさらに多くのデータ収集が可能になります。そのためには皆様のご支援やご協力が必要です。

2点目として、我々が調査の中で最も驚いた発見について述べます。第一に、問題は機関や制度にあるのではないということ、すなわち、裁判所とか弁護士がいないということが問題ではないということです。

これに加えて、我々は人々が法的な権利や救済についての情報を欠いているという点に取り組んでいかななくてはなりません。多くの人々は、自身が抱える問題に法的な救済手段があるということを知らなため、公的機関に目を向けることをしないのです。

この発見は、我々の法整備支援に対して核心的な意味を持っています。特に、法教育と法に関する情報の重要性、さらには公的教育に関する政策と提携することの重要性を示しています。

一般の人々が携帯電話や、AIといった科学技術を使って法的な解決策を使えるようにすることも可能です。午前のセッションで日弁連からお話があっ

た、コールセンターやベトナム、カンボジア、ラオスにおいて実施されている法的な情報発信を一般市民に対して提供するといったことも、司法格差のこのような側面においては非常に重要です。

3つ目として、様々な分野との横断的な協力の重要性です。法的なニーズとその他の開発の成果との関連性があるということです。WJPとOECDが行った調査では、法的な問題のコストは多くの国においてGDPの0.5%から3%を占め、司法格差の問題に取り込むことは、あらゆる包括的成長戦略の根本的な要素の一つといえます。JICAの皆さんが午前のセッションで、法整備支援で司法格差に対応していくためには、これを他の開発戦略と結びつけて統合しなければならないと発言されていたことをとても嬉しく思いました。

例えば住宅、土地、雇用、公衆衛生といった分野の担当者と協力し、これらを通して、人々がこのような分野で直面する法的な問題について解決することができます。また、公衆衛生の担当者を通して法的サービスを提供するということもできます。公衆衛生の問題というのは法的な問題の中核であったりするわけです。実際に4分の1の回答者が法的な問題によって不健康になったということを言っています。法的なニーズに対応するということが、健康への悪影響を予防する重要な手段となるのです。

最後に、人々を法的過程に導くために、弁護士以外のサービスが非常に重要だという点です。人々が弁護士以外のものに目を向けていても、十分に訓練されたパラリーガル、先端テクノロジーより多くの司法格差を埋めることができます。

そして我々は、法的サービスと法的機関に対して、並行して支援を提供していかなければなりません。

今日の講演の締めくくりとして、我々が今回の調査・研究過程で得た法的な課題についてお話しします。

WJPの司法格差と司法アクセスに関する世界的な調査は、すべての人への公正の実現、非常に巨大で複雑な挑戦だということを示しています。我々の調査は人々が日常的に抱える問題を強調しています



が司法アクセスの問題に取り組むにはより多くの情報が必要です。

今回の調査は問題の表面をひっかいただけに過ぎません。我々は答えることを待ち望んでいるより多くの質問を考えなくてはなりません。特に、我々は今人々の法的なニーズについてある程度認識しているのですから、これらのニーズにどのような対策が効果的であるか評価していきたいと思います。また、我々が作成した地図に、その国の制度や皆様が実施している支援に関する要素なども加えていきたいと思います。また、質的、量的データ両方を収集することによって、なぜ未だ人々の司法アクセスに困難が存在するのか、そして司法アクセスの改善のために我々に何ができるかということをもさらに理解していく必要があります。

これに関連して、我々は、さらに厳密な費用対便益分析やそれに関連する戦略を問わずに影響評価の範囲を広げ、司法に投資をするということには見返りがあることを明確にしなくてはなりません。

WJ Pは、ここにいらっしゃる皆さまのお仕事との関連でも、このような調査・研究で共同して取り組む機会があれば大変嬉しいです。

さらに我々は、各国政府と協力して、様々な司法制度に対しての評価、法的なニーズや行政のデータの調査、SDGsの目標達成の進捗の測定をしていきたいと思っています。

我々のデータは司法アクセスの現状を示すもので、このような多面的な協力は我々の目標を達成することに役立つと信じています。

最後になりましたが、このような機会をいただき、我々の司法アクセスに関する活動についてお話をする機会を得ましたことに対して今一度御礼を申し上げます。今回の会議、それから夕方にも皆様と質疑応答できることを楽しみにしております。是非私たちのホームページを御覧いただき、詳しくデータを御覧ください。是非色々な質問をお願いいたします。特に、皆さんと今後の私たちとの協力を楽しみにしており、それによって世界的な司法格差をなくしていきたいです。ありがとうございました。

○下道 アンダーセン様、どうもありがとうございました。

それでは、ここでアンダーセン様のご講演につきまして、会場の皆様からご質問とコメントをいただければというふうに思います。

発言される場合はご所属とお名前をお伝えください。

それでは、まず東京会場からお聞きしますが、どなたかございますでしょうか。

○森脇 森脇でございます。

すばらしいプレゼンをいただきまして、ありがとうございました。

私のコメントですが、概念、正義、司法、司法アクセスの概念について、あなたはコモンローの国からいらっしゃっています。コモンローの国々では、正義、司法、これは裁判所における法律ということになりましょう。我々は大陸法の国ですから、法律、立法があるということになるわけですから、あなたのアプローチ以外に、マテリアリサーチをされていましたが、法律扶助のプロジェクトの中で留意していかなくちゃいけないのは、普通の人々がどのように保護をされているのであろうか、人権はどのように守られているのかということを知らなくてはなりません。人権の保護のみならず、どのようにしたならば裁判所へのアクセスをとることができるのか、また、その前に、あなたのおっしゃっていることに異議を申し立てているわけではありませんが、伊藤さんがおっしゃいましたように、法的な法律扶助の話をするときには、途上国に対して人権を守るための法律を提供するための援助をするべきだというふうに思うのです。多くの国々にはそういうふうな人権を守るための法律がないからです。ありがとうございました。

○アンダーセン 応答していいですか。

ありがとうございます。考察をいただきまして本当に重要なことだと思います。本当に私も全くそのとおりだと思います。私はコモンローの国から来ているということは事実です。私が弁護士としての訓練を受けたのもそこでした。もっと普遍的なユニバーサルなアプローチをとるべきだというふうに考えて

います。特に手法についてですが、各国の住宅を回って人々に対してどんな問題がありますか、それをどのように解決しましたかということを質問していったわけですが、これは、先生がおっしゃったような懸念を払拭し、そして単に国家機関としての裁判所であるとか、何件訴追されたかとか、どういうふうで処理されたか、何件だとかという統計だけではなくて、人々の声を聞こうと思ったからです。そうすることによって、人々がどういう問題に直面し、そしてそれらを解決しているのか、もっと基本的な人権、そして正義というところを深掘りしたいというふうに思ったからです。この調査が今後さらに進んでいき、先生のおっしゃったようなアイデアがもっと進展し、そして皆様にフィードバックできるようになればと思っています。

○森 畠 あと二、三コメントいいですか。

例えば、民事裁判所の方で住宅を持っている所有者を保護することができていないとしますと、高い家賃を請求されるというふうな状況になってしまいますと、日本では借地法がありますので、借りている方を保護するということはできるのです。でも、途上国でそのような法律がなければ、保護法がなければ十分な保護が提供されていないということになります。

○アンダーセン 非常に恣意的な形で住宅を持ってしまうということに関しては、おっしゃったように、日本は法的な問題が一番少ないのではないかとされています。それは法的な枠組みがこういった主要なところでは充足しているからではないかと思います。そこで、次の段階の研究で我々はデータのマッピングをしたいと考えています。いろいろ制度的な枠組みの中で、例えばデータの中でコモンロー系と大陸法系の国々の間で差がないかということを見て、考察したいと考えています。そうすれば、この司法格差がどの国で高いかということが分かると思います。先生は非常に重要な点をご指摘くださいました。ありがとうございます。

では、次の方どうぞ。

○金子 金子です。神戸大学の教授です。非常に価

値ある調査結果を示していただきありがとうございます。

ちょっとテクニカルな質問になります。方法論、方法についてなんです。

脚注の6、これは5ページですが、この報告書の5ページの脚注を見ますと、サンプルはそれぞれの諸国の3つの最大都市の1,000名の方々から当初選んだということでした。こういったような大都市を選んでいらっしゃるということなんですけれども、この点は日本においてちょっと問題になってきたんです。というのも、弁護士の人口が大都市に集中しているため、地方の方々、地方在住の日本の方々というのは大都市在住の人に比べるとなかなか司法アクセスを得られないのです。ということで、もし皆さんの調査がもっと幅広い対象地域、対象都市、例えば地方も含んでなさったんであったとしたら、恐らくこのパーセンテージや数字というのが随分変わってくるのではないかと思います。少なくとも日本においてはそうだと思うんです。

ということで、各国においてなぜ3つの大都市だけを対象に調査されたんでしょうか、というのが私の質問です。

○アンダーセン すばらしいご質問ありがとうございます。

報告書の116ページを御覧いただけましたらば、全ての参加諸国が入っております。そして、どのように調査を行ったのか、回答者だとか、あるいはその回答者の数、サンプルサイズも示されています。そして、3大都市というのは確かにそうです。あるいはその国を代表するような都市となっています。私たち、このような国の半分におきましては、国全体を代表するようなデータがありました。残り半分につきましては、3大都市を対象にしています。ということで日本においての調査は国全体を評価できる、代表するようなデータとなりました。この方法なんですけれども、なぜ選んだか、一つはリソースの問題です。このやり方が大半の国で最も安価であった、つまり3大都市だけで行う方が低コストだったということなんです。調査に充てる十分なりソース

があったわけではないので、最初の45国につきましては国全体を代表するようなデータとし、そしてその後、十分に資金が集まったらもう少し広げていくという方法を採用しました。このような2種類のデータというのは、今先生がおっしゃったような理由から、比較可能ではありません。つまり、国全体を代表するようなデータがあった国と3大都市しか調査をしていない国とでは、データが比較可能ではないことになってしまいます。しかしながら、もっと突っ込んだデータ調査もルーマニアやアフガニスタンでは実施しています。こういった諸国におきましてはサンプルサイズも非常に大きいですし、国全体の代表性のあるデータとなりました。これらを3大都市それぞれと比較してみますと、驚いたことにこの2つの国におきまして、ルーマニアとアフガンは全然違うわけです。ここの2つの国においては、この国全体を代表するデータと3大都市だけで集めたデータの間で法的な問題の数や問題の性質に大きな違いが見られませんでした。地方都市と大都市でそれほど変わらなかったということです。皆さん驚かれることではないかと思えますし、私たちはこのような調査を今後も続けていかなければならないと思っています。

一つ、このような調査のいいところというのは、世界規模の調査として、101か国が参加したという点です。これは非常に特別な結果だと思います。ただ弱点もあります。それは101か国という広範囲で調査を実施する代わりに、各国の1,000世帯だけしか調査できなかったということです。ほかの調査を見てみたら、もっと突っ込んだ、特定の国についてもっと深く突っ込んだデータもありますので、もし皆さんにリソースがあるようでしたら、このような突っ込んだ調査もしてみてください。より多くのデータが集まれば集まるほど、より価値のある情報が問題の性格などについて得られると思うからです。

○下道 ちょっとまだ質問、東京会場からはあるみたいなんですけれども、一旦ちょっと関西会場にも振らせていただきます。

関西会場の方からご質問ありますでしょうか。お願いします。

○氷室 それでは、お願いいたします。

ご質問される際には、大変恐縮ですが、ゆっくりとマイクに向かって、大きな声でご発言されるようお願いいたします。

○身玉山 身玉山宗三郎です。大阪大学観光学部で教えております。金子先生がおっしゃったことについて私2つ質問があります。

まず、第1の質問は次のようになります。

法整備支援をするということについて、例えば日本政府のような先進国の政府が税金を使って、この問題について援助をしていくということについてどのように正当化することができるのでしょうか。私はインドネシアにおいての法律扶助、特に調停の施設の設置に関与してきましたが、その後政府、JICAが政策を変えまして、もっと知財であるとか、それから独禁法関係の話をするということに移ってしまったのです。先進国がこのような形で税金を使って司法の扶助、援助をするということについてどのような方法が一番いいのでしょうか。

2つ目は、簡単な質問になります。

WJPの資金源はどこでしょうか。

○アンダーセン ご質問分かりましたか。最初のは聞こえたんですが、2つ目が聞こえませんでした。まずは最初のご質問からお答えしたいと思います。

どのようにすれば投資を正当化することができるか、法整備支援であるとか、そのような援助をある国からある国に対して提供するとき、それらを正当化することができるかということですが、強力なツールがあるのです。投資のケースを正当化するために、そして法的、また技術的なものを提供するとき、司法格差が存在する国に提供します。法的なニーズが人々の生活において満たされていないような国々に実行することによって、その影響が健康面に対してはどうであったか、経済発展に対してはどうであったか、また社会の不均衡に対してどのであったかということ測定します。そして、不安定な環境にあったような状況であったならば、SDGsの

目標を十分に達成することができるのかどうかということ、これらがちゃんと分かれば、これこそ法整備支援の効果があるということの証左ではないかと思えます。ほかの開発の援助もそうですけれども、経済発展に資することができるのか、また労働問題を解決することができるのか。是非我々のデータをこのように使っていただきたいと思えます。

2つ目のご質問は、繰り返していただけますか。

○身玉山 私の2つ目の質問は資金源です。あなたの組織をサポートしているのは経済的にどこですか。

○アンダーセン ありがとうございます。

資金源ですが、このリサーチと我々の作業ですが、様々な資金源があります。レポートの後ろのところにリストアップしています。個人の方もいらっしゃいますし、企業もあり、政府当局もあり、米国政府が主要なサポーターになりましたし、それから財団も入っています。最初のそもそものデザインをするところ、司法アクセスのデザインのところですが、このリサーチですが、オープンソサエティファウンデーション、それからマークファウンデーションの方の資金を受けています。ありがとうございました。

○氷室 東京会場、いかがでしょうか。

○下道 ありがとうございました。

東京会場に来ております。

すみません、まだ東京会場からもご質問いただいているんですけれども、申し訳ありません。ちょっと時間が来てしまいましたので大変申し訳ありません。

それでは、質疑応答の時間はこれまでとさせていただきます。エリザベス・アンダーセン様どうもありがとうございました。(拍手)

○アンダーセン ありがとうございました。

○下道 それでは、ここでミャンマーの具体的な取組についてご紹介させていただこうかと思えます。

ミャンマーのJICA長期専門家の小松健太様からご紹介いただきます。

小松様、よろしくお願ひいたします。

○小松 ご紹介頂きました小松と申します。私は、

JICA本部の専門員をしながら、ミャンマーの法整備支援プロジェクトの専門家として、ミャンマーの首都であるネピドーで勤務をしています。これから、エリザベスさんのプレゼンなど司法アクセス全般についてもコメントをしながら、ミャンマーのプロジェクトについてご紹介をしたいと思えます。専門家としての発言と本部の専門員としての発言とが少し交じる場合もあると思えますけれども、ご了承ください。

午前中、澤田の方から紹介があったとおり、2018年からJICAは日弁連の協力を得て、司法アクセスに関する課題別研修を実施しています。その内容とJICAが今後、どのように司法アクセスについて取り組むべきかについては、昨年6月のICDニュースに寄稿させていただきました。それは英訳されて近々発行される予定だと聞いています。その記事の内容は、先ほどのエリザベスさんのプレゼンとも重なるところはあるのですが、おおよそ、以下の2つではないかと考えています。

まず、1つ目ですが、問題に直面している人が紛争解決に至るためのステップを具体的にイメージしながら案件を形成していく必要があるというのが一つ目です。特に、エリザベスさんの報告にもあったとおり、問題が見つかったから裁判所で解決に至るまでの各ステップでドロップアウトしていく人がたくさんいます。そういう人のことを考えながら案件の形成をしていった方がいいのではないかと。そうすることによって人々に身近な問題が解決でき、アクセスしやすいような紛争解決制度をつくることができ、それは裁判所の中でもあっても構いませんし、外につくってもいいのではないかと思います。ただ、それはやっぱり各国の状況によって変える必要があると思えます。例えばその調停に関してはバングラデシュとミャンマーの両方でJICAプロジェクトにより行っています。バングラでは、司法省の下にNational Legal Aid Services Organization(国立法律扶助機関)という組織があります。それは全国に60か所以上もオフィスがあり、ある程度の予算がつけられているわけですが、そのような組



織がありますので、裁判所の外の調停を支援しています。ミャンマーは、一応リーガルエイド法という法律はできているのですけれども、法律扶助機関が、組織的に動くまでの体制というのが十分に整っておらず、予算もつけられていません。そういう意味でミャンマーのプロジェクトでは、裁判所の中で行われる調停に対して支援をしています。

調停の話のついでですが、調停に対する途上国の期待は非常に高いと感じています。人々に身近な紛争、例えばお金の貸し借りであったり、離婚や遺産分割などの家事紛争であったり、そのような紛争を調停が扱っていて、Access to Justice の向上に大きく役立つことができるのではないかと考えています。ただ、調停については、公正に紛争を解決できるかどうかというのが、調停人の資質にかかっていて、調停人の研修が一番重要だと思います。調停人が村の村長さんであったり行政機関であったりすると、あるバイアスを持っていることが多く公平な解決ができない場合があります。そこで、公正な調停人を育成する研修を計画する必要があります。例えばバングラデシュの調停人の研修にはジェンダーの専門家の方にも参加していただき、ジェンダーの視点をバングラデシュの方々に伝えているということもあります。今調停の話をしてきましたけれども、もちろんフォーマルな制度、裁判所の機能強化なども非常に重要だと思います。ただ、途上国に行くと手続が複雑で、しかも、昔の法律がそのまま残っていて時間がかかってしまったり、上訴が容易でさらに時間がかかったりということがあります。そこで、その裁判の手続の簡素化や少額訴訟の制度の導入なども Access to Justice の側面からは考える必要があるのではないかと思います。それが1点目です。

もう一つの点は、問題を抱えている人々に支援や協力がちゃんと届くかどうかという、そういう視点を持ちながら案件をつくっていくべきではないかと。先ほどのプレゼンで紹介いただいたニーズ調査というのは、どういうことをやっていけばいいのかということを示していただく上で非常に有用なものだと思います。

加えて、こちらで協力をしたことをどのように人々に知ってもらって使ってもらおうか、そういう視点も必要なのではないかなというふうに思っています。いい制度をつくれば、それに自然に普及しているものでもないの、例えばコールセンターを設置して情報提供をするというようなことも必要なのではないかなというふうに思っています。その一例として、今朝、伊藤副部長からも話にありましたミャンマーのプロジェクトでつくったプロモーションのビデオをちょっとご紹介したいと思います。

ミャンマーでは去年、調停制度のパイロット事業として、4つの裁判所で調停が始まっています。一般の人たちにこのような調停制度を紹介するためにどういう視点でつくった方がいいのか、できるだけ分かりやすい言葉にするとか、分かりやすい事例を使うとか、そのようなことからミャンマーの最高裁判所の職員とも議論をして作成をしました。英語で申し訳ないのですけれども、スクリプトがお手元、最後の方についているので、そちらを御覧になりながら見ていただければと思います。ストーリーの内容としては、まず、調停の紹介から始まるのですが、2人の女性がお金の貸し借りの問題で争いになっていて裁判所に来ました。原告の方が被告に向かって、私から借りたお金でいい服を着ちゃって、といった話から始まります。その後、黒い服を着ている裁判官、ミャンマーの裁判官というのは黒いタイボンと呼ばれる民族衣装を着ているのですけれども、それを着ている裁判官が、調停の制度について、つまり調停とはこういうもので、こういうメリットがありますというような説明をし、その後、白い服を着た女性、この人は実際の調停人ですが、当事者を連れて出てくるのですけれども、そこで調停と裁判の違い、あと調停室と法廷の違いといった説明をしてくれます。その後、弁護士、実際の弁護士ですけれども、弁護士が出てきて調停の評価があり、その後、最高裁幹部が調停制度をこれから広めていくというようなコメントをしています。当事者や、調停人、制度を紹介している人たちは、みんなミャンマーの実際の裁判官が演じています。

すみませんけれども、ビデオの方をよろしく願います。

○下道 ご紹介いただきましたミャンマーの調停のプロモーションビデオをこれから流しますので御覧ください。

(ビデオ上映)

○下道 小松様、このビデオにつきましてコメントいただけますでしょうか。

○小松 いかがでしたでしょうか。

いろいろ改善点などはあると思いますが、分かりやすく、調停の内容を説明しているビデオではないかなと思っています。具体的にこのような広報的な活動をやっていかないと、人々に対してサービスをデリバリーすることはなかなか難しいのではないかなと思っています。引き続き、このような活動に注目して、また、できるだけ身近な紛争にアドレスできるようなことを我々のプロジェクトはやっていきたいと思っています。お時間いただき、ありがとうございました。(拍手)

○下道 どうもありがとうございました。

先ほど、法務省の義家弘介副大臣がこの会場に到着いたしました。

後ほど、義家副大臣からは皆様にご挨拶を申し上げます。

それでは続きまして、次にご講演いただきますドー・ゴック・ティン様をご紹介します。

ティン様は、ベトナムにおいてハノイ法科大学の講師、司法学院での職務を経て、共産党中央組織委員会で要職を務められた後、2009年からベトナム弁護士連合会において役職を務め、2016年からは同会の会長を務められています。また、同年から国会議員としても活動されています。

なお、このご講演は日本語とベトナム語の逐語通訳で行います。

それでは、「法整備支援を通じた Access to Justice の実現」と題しましてご講演をいただきます。

ドー・ゴック・ティン様、よろしくお願いいたします。

○ティン まず、日本の法務副大臣、義家弘介様、

法務総合研究所長、大場様、そしてご出席の皆様、私個人、そしてベトナム弁護士連合会（VBF）は、今回の第21回法整備支援連絡会にご招待いただき本当にうれしく光栄に思っています。

今日、私が皆様にお話しするテーマは、法整備支援を受けてベトナム弁護士連合会（VBF）が実施した司法アクセス改善への貢献ということでお話をする予定です。

まず、この法整備支援連絡会に出席の機会をいただいたことについて、法務総合研究所の所長、そしてJICAプロジェクトの皆様感謝を申し上げます。

本日の私の講演は、三部構成となっています。

第1部は、ベトナム弁護士連合会（VBF）の設立について、第2部は、司法アクセスにおいてベトナム弁護士連合会（VBF）が過去に行ってきた取組、そして現在行っている取組についてです。第3部は、ベトナム弁護士連合会（VBF）が司法アクセスを行うに当たっての法整備支援の役割についてお話しします。

まず、第1部ですが、ベトナム弁護士連合会（VBF）の設立についてです。

皆様もご存じのとおり、ベトナムは、長い間実施してきた計画経済からの改革ということで、1986年にドイモイ政策が始まりました。集中計画経済の下では、弁護士という仕事の存在感は非常に薄かったといえます。なぜならば、生活の全ての工程において、例えば生産、物流などにおいては全て国が統制しています。社会の中の全てのファクターが国の指揮下で動いていました。

ベトナムでの弁護士という仕事は、1987年の弁護士組織に関する国会常務委員会令がありますが、これによって再生されました。その後、2001年に弁護士に関する国会常務委員会令が制定され、2006年には弁護士法が成立しました。これらの法律は、市場経済における弁護士法の方角づけとなりました。

2006年では、ベトナムの全国64省のうち62省において、弁護士会が設立されました。そ

して、弁護士の数がその後徐々に増えています。1987年では弁護士は約400名しかいません。しかし、2001年には2,100名、2006年には2,871名、そしてベトナム弁護士連合会（VBF）が設立した2009年5月には5,300名、2019年12月31日現在では、全国の延べ弁護士数が1万3,860名にまで増加しました。この設立10年間のうちにベトナムの弁護士の数が8,560名増加したということになります。平均して1年間に800名が増加しています。これらの数から読み取れることとしては、ベトナムにおける弁護士業が今勢いのある仕事であるということです。この発展する潜在力がある弁護士は、社会、そして依頼人に対し法律のサービスを提供しています。ここから社会のファクターに対して司法権の分譲が行われるプロセスに貢献することと、この数の増加から読み取れるもう1つの内容は、ベトナム弁護士連合会（VBF）が、弁護士数の増加において大きく貢献したことであります。

そのため、ベトナム弁護士連合会（VBF）の誕生は、弁護士だけでなく、弁護士という職業が社会全体に対する貢献を記す大きな出来事になります。そしてベトナム弁護士連合会（VBF）の誕生は、弁護士たちの団結する、集結する、必然的なニーズに基づいたものというふうに言えます。弁護士が団結して正義を守る、法制を守る、そして今後の弁護士の発展のために貢献するといった必然的なニーズがあります。

では、第2部、ベトナム弁護士連合会（VBF）が過去、そして現在行っている司法アクセス強化の取組についてです。

正義と司法へのアクセスは、全ての法治国家が尊重すべき人類の共通価値であるというふうに認識しています。私たちの認識では、正義とは、人権、個人や社会経済の組織の権利及び合法的な利益を保護することを目的とした司法機関によって規定された法律規定の通分であるということです。権力機関が法律に不適切な決定、法律に違反する決定を行った場合、正義はゆがめられ、ねじられることになり

ます。個人、組織及び社会の利益が侵害されることとなります。人権侵害を起こす冤罪などが阻止されず、またはその被害が克服されなかった場合、正義は傷つけられることとなります。

司法アクセスは国民や社会弱者のニーズであり、法律に規定された権利、義務を果たすことができるように、国家や弁護士による司法援助を受ける必要があります。国民の司法アクセスを実現するためには、司法機関、公的機関は法律に規定された任務を厳粛に実行しなければいけません。同時に、国家機関は、国民が法律規定に従って権利と義務を遂行できるように支援している弁護士を支援する責任があります。

そして、ベトナムの状況は特殊なものであり、国民の司法アクセスについてのニーズは、ベトナムが計画経済から社会主義市場経済へ移っていく中で、そしてベトナム社会主義法治国家を建設していく中で発生することは必然的であります。そして、この計画経済から市場経済へ変わっていくモデルの移行の間においては、民主的・文明的・近代的な司法を作っていくためには社会の全てのファクターの努力と時間が必要になります。この中で弁護士の役割は大きくなります。全ての社会の人々だけでなく、社会弱者への支援を行うことにより司法アクセスに貢献する、また社会の公平性を持つ司法を作ることに向けても、弁護士は大きな役割を果たしていきます。

この設立された10年間で、ベトナム弁護士連合会（VBF）は組織として、そしてベトナムの弁護士たちは司法アクセスへの強化に貢献してきましたが、しかしながら、実際のニーズが大きく、我々の貢献はまだそのニーズに対して小さなものです。

4つの成果をご紹介します。

まず、1つ目の成果aです。新しく制定された法律、法規範などの宣伝・周知に弁護士が参加するようになりました。この司法援助を行うことは、弁護士法、地方の弁護士会、そしてベトナム弁護士連合会（VBF）が毎年行う計画になっています。この活動は、貧困者、あるいは奥地に住む人々への司法アクセスの改善に貢献しています。

そして、2つ目の成果bですが、この10年の間に弁護士が刑事裁判、民事裁判、経済裁判、労働裁判、行政裁判の訴訟活動に参加しています。この参加する弁護士数が毎年増えています。この裁判に参加することによって、国民の合法的な権利を守るだけでなく、公的機関と一緒に正義を守るという役割も果たしてきました。弁護士が参加した事件の数はお手元の資料にも書いてありますが、合計13万3,000件以上、弁護士が参加した事件があります。

3つ目の成果cの内容ですが、近年、裁判所によって冤罪の判決が出た事件についてです。これらの事件は、特に終身刑あるいは死刑などの判決が言い渡されたのですが、弁護士が根気よくこの事件と共に歩んできています。弁護士が被告人の家族と一緒に、裁判所、そして訴訟執行機関に対して冤罪であるというアピールを続けてきました。その結果として、皆様のお手元の資料にも書いてありますように、幾つかの事件の冤罪を晴らすことができました。例えば、ハン・ドック・ロン氏、死刑の判決が出されています。その罪名は殺人と強姦です。そのほかにはグエン・タイン・チャン氏の事件もあります。刑が終身刑で罪名が殺人罪、この方は既に10年間刑務所に収容された後、冤罪を晴らすことになりました。また、チャン・ヴァン・テム氏の事件もあります。こういった冤罪を晴らすような事件は、弁護士の正義を守るという観点から、根気よく弁護士活動を通じて行った結果であります。こういった事件の潔白を証明することによって、弁護士が訴訟執行機関と共に正義を守るということにも役割を果たしています。

このように典型的な例を皆様に説明しましたが、これらの事件の冤罪を晴らすためには、弁護士が訴訟機関に対して専門的に働きかけ、要望を出すことにおいて大変根気よく取り組んできました。それ以外には、マスコミ、メディア、ウェブサイトなどを通じて、こういった情報があることを国民、世間に広く知らせるといことも同時に行っています。訴訟機関が尊重しなければいけない、明確にしなければ

いけない点は何なのかということ世間に対して働きかけを行ってきました。これらの取組により世間から賛同を受け、事件の解決に結びつきました。そして訴訟執行機関に対しては、事件解決においてはさらに慎重になるように求める取組にもつながっています。

4つ目の成果dです。ベトナム弁護士連合会（VBF）は広報活動の強化も図っています。ベトナム弁護士雑誌やベトナム弁護士連合会（VBF）のホームページを通じて、訴訟活動、法律相談、司法支援について発信を行っています。この取組により、国民は、弁護士が行っている正義を守るための活動、司法アクセス強化への取組について更に関心を示してくれています。これらの活動における弁護士の役割を、社会、そして国家に対してアピールするという効果もあります。

そして、これから第3部に移りたいと思います。

ベトナム弁護士連合会（VBF）が行っている司法アクセスの取組における法整備支援の役割についてです。

そして、この3.1では、これまでの法整備支援が行ってきた役割についてです。この中ではaという項目があります。

ベトナムにおける法律の作成に参加する活動についての法整備支援の役割についてです。ベトナム弁護士連合会（VBF）は、法案が国会に提出される前、法案を作成する政府機関、あるいは最高人民裁判所、最高人民検察院から意見を求められます。例えば、2015年の刑事法、そして2015年の刑事訴訟法、勾留・暫定留置の執行に関する法律、刑事判決執行法などが挙げられます。こういった意見を求められる場合、ベトナム弁護士連合会（VBF）のメンバーであります弁護士、そして弁護士会から意見を聴取するセミナー、懇談会を開くことがあります。そして、こういったセミナー、懇談会において、JICAプロジェクトからは、その開催に当たる費用、技術的な支援、あるいは専門家を派遣していただき、日本で行われている経験を共有していただいています。この取組を通じてベトナム弁護士連合会（VBF）



F)は、重要な提案を行うことができました。例えば、2013年憲法103条5項の中に、争訟原則というものが国会に採用されました。

2013年憲法31条4項の中には、逮捕・勾留中などの人は自己を弁護する、あるいは弁護をするための弁護士を依頼する、そのほかの人に対して弁護を依頼することができるという規定がありますが、これも争訟原則の例の1つであります。こういった原則は、刑事訴訟法第26条にも述べられています。弁護人、そしてその他訴訟参加人は、証拠の提出、証拠の評価、そして事件の客観事実を明確にするための要求を出すことにおいては平等である、というふうに規定されています。

また、そのほかの規定としては、裁判所が出した判決・決定は、証拠の確認、証拠の評価、そして公判における争訟の結果に基づいて作成されなければならないという決まりもあります。

こういった例は、JICAが行う法整備支援の下で、ベトナム弁護士連合会(VBF)が法作成機関に対して質の高い意見を述べることができ、また、述べられた意見が反映された形で法案が国会に提出され、国会を通過したということの結果になっています。

ベトナム弁護士連合会(VBF)は、JICAプロジェクトの支援を通じて、法律作成だけでなく、ベトナム弁護士連合会(VBF)の組織自体を強化する支援も受けています。例えばベトナム弁護士連合会(VBF)の定款、あるいは弁護士の職業倫理規定の作成においても、JICAプロジェクトの支援を受けています。これらの支援を受け、ベトナム弁護士連合会(VBF)は、組織の強化、またはベトナムの弁護士職業における基準を作ってきました。

では、次の内容bについてお話しします。

これは、弁護士同士の経験の交換、また弁護士のスキルの向上、資料の提供などです。JICAの支援の下で、ベトナムの弁護士に対して研修・セミナーなど、経験を共有する場が設けられています。この機会を通じて、ベトナム弁護士連合会(VBF)に所属するたくさんの弁護士が、日弁連から経験を聞

く、あるいは職業スキルを向上する機会を得ることができました。日本の弁護士が行う各地の住民に対する法律支援が、大変貴重な経験になっています。これを見習って、ベトナムの弁護士がベトナムの状況に即した形で法律支援を行っています。

2018年、2019年の2年間を通じて、JICAプロジェクトは、ベトナム弁護士連合会に対して、弁護士ハンドブックの作成を支援してくださりました。このハンドブックは3冊立てで、今ここに手元に持っています。この3冊がハンドブックです。

JICAの専門家の皆様と話し合った結果、この3冊をどういうふうに分けるかということで意見がまとまりました。3冊のうちの1冊目は、弁護士に関する法律、弁護士の職業倫理規定などが内容になります。2冊目は、刑事、民事、労働、経済、行政裁判における弁護士として必要なスキルが書かれています。そして3冊目は、コンサルタント、知的財産権など、ビジネスなどに関するコンサルタントの内容が盛り込まれています。

このハンドブックは、弁護士のためのハンドブックですけれども、弁護士以外としては、弁護士への見習いの方々、あるいは法学部の学生、大学で法を勉強する学生からも関心が寄せられています。

3つ目の役割、cの部分ですが、JICAからの法整備支援、技術支援は、常に深みのある戦略的な視野を持って、実質的な効果をもたらしているということを皆様に述べたいと思っています。ベトナム弁護士連合会(VBF)が受ける外国からの支援の中で、10年間切れ目なく連続して行われる支援は、JICA案件のみです。JICAの支援は常に計画的であり、そして、その準備が詳細に行われています。ベトナム弁護士連合会(VBF)は、常に、責任を持ってこのような支援を受け入れるという姿勢で、プロジェクトのいろいろな取組を効果的に実施しています。

それから、ベトナムの弁護士の質が明らかに向上した、そして弁護士が司法アクセスへ貢献する機会が増えたということが言えます。

では続きまして、2020年までのベトナム弁護

士連合会（VBF）の発展における法整備支援の役割、そしてその先の期待される役割について、お話しします。

まずは、これまでの継続的・全面的な、全面的というのはベトナム弁護士連合会（VBF）の組織の構築、そして弁護士の能力構築を含めて全面的というふうに申し上げたいのですが、この支援が10年間継続されたことによって、ベトナム弁護士連合会（VBF）の成長、そして成功に欠かせないものになっています。

しかしながら、ベトナムの住む地域によっては、つまり都市部と農村部の住民の間には、法律の知識、認識に差があります。一部の人々において法律的な知識が不足していることによって、整備された法体制がもたらす利益にアクセスすることができません。この状態を解消するためには、弁護士の責任感、能力、責任、意識を高める必要があります。

ベトナム弁護士連合会（VBF）は、さらに広報の活動を強化して、人々の認識、そして知識を増やしていきたいと思っています。一方では、弁護士に対しては、社会への貢献、そして正義への貢献ということで、さらに意識を高める教育も行っていく必要があります。

そして、今後のベトナム弁護士連合会（VBF）としては、是非各国のドナー、そして日本、JICAから、全面的な効果のある支援を引き続き期待しております。これらの支援を通じ、ベトナムの弁護士の集結を図ることによって司法を守り、人権を守り、国民の自由、民主に向けた取組を守り、またベトナム弁護士連合会（VBF）が理念として持っている民主的な社会の構築などを実施するために、ご支援を引き続き受けたいと考えています。

今日の連絡会というこの大事な場をお借りして、JICAプロジェクトの皆様、そしてJICA、または日弁連、日本法務省にお礼を申し上げたいと思います。これまでの技術的な支援、財政的な支援を行っていただき、誠にありがとうございました。皆様のご支援を受ける側として、ベトナム弁護士連合会（VBF）はその支援が効果的であるように頑張っ

てまいりたいと考えています。皆様から寄せられた支援に応えられるよう、更に努力してまいりたいと考えています。どうもありがとうございました。（拍手）

○下道 ティン会長、どうもありがとうございました。

ここで、義家法務副大臣より、皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

○義家 本日は、大変多くの皆様に、第21回法整備支援連絡会にご出席いただきありがとうございます。

お忙しい中、海外からお越しいただいた、ただいまスピーチを行っていただいたベトナム弁護士連合会（VBF）のドー・ゴック・ティン会長、ワールド・ジャスティス・プロジェクトのエリザベス・アンダーセン様、ジェラルド・ヴィンルアン様には改めて感謝申し上げます。

所用により、本日一部のプログラムにしか出席できませんでしたが、ただいまティン会長からは、ベトナム弁護士連合会（VBF）における司法アクセス強化に向けた具体的な取組に関するお話や、我が国との国際協力について、大変貴重なお話を伺うことができました。

本日のテーマでもある司法アクセスの向上は、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsでも取り上げられている重要なテーマであり、各国が取り組んでいる課題でもあるところ、国際機関やほかの国々などと知見を共有し、連携することで着実に目標に向かって前進することができると思います。そうした点でも、本日の法整備支援連絡会が有意義なものになると確信しております。

法務省においては、これまで四半世紀にわたり、関係者の皆様のご協力をいただきながら法整備支援を行ってまいりましたが、引き続き各国における法の支配の浸透、持続的な発展に向けた取組を支援するものとして積極的に進めてまいります。引き続き、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○下道 以上で第2部を終了いたします。

ここで義家副大臣はご退場されますが、その前に、先ほどご講演いただきましたティン会長から義家副大臣に記念品をお送りいただけるということです。

(拍手)

それでは、これで第2部を終了いたします。

ここで10分ほど休憩時間をとらせていただきます。

(休憩)

○下道

それでは、時間になりましたので、これより第3部のパネルディスカッションを開始いたします。パネリストとモデレーターをご紹介します。

まず、パネリストですが、日本弁護士連合会から、弁護士の釜井英法様。

日本司法支援センター本部事務局長付でいらっしゃいます弁護士の鏑木信行様。

首都大学東京（現・東京都立大学）法学部教授の我妻学様。

元JICA個別案件専門家で弁護士でいらっしゃいます原若葉様。

以上でございます。

パネリストの皆様のご経歴の詳細につきましては、席上配付しましたフライヤーの2枚目をご参照ください。

モデレーターは、法務省法務総合研究所国際協力部長の森永太郎が務めます。

それでは、森永部長、よろしく願いいたします。

○森永 たいだいまご紹介にあずかりました国際協力部長の森永でございます。

そろそろ皆様もかなりお疲れのこととは存じますし、もうあまり堅苦しい話にはしたくないのですが、第3部ということで、このパネルディスカッション、タイトルとしましては、「Access to Justiceの観点から見た法整備支援の課題と展望」ということでございます。

昨日、ちょっと皆様と打合せをしたのですが、そもそも Access to Justice、先ほど副部長の伊藤からも若干申し上げましたし、ご指摘も多々いた

だいておりますけれども、Access to Justice ということ自体が多義的といいますか、非常に範囲が広いものである、ということであります。ですから、ここに参集されている皆様が Access to Justice といった場合にそれぞれ何をイメージされるのかというのは、人によって微妙に、あるいはどうかすると大きく異なるというようなことが、当然のことながら発生するわけでありまして、その点については、今日はこのパネルディスカッションに、主に弁護士の先生方に来ていただいております。それから、もちろん我妻先生にもおいでいただいているわけですが、どちらかというと、一般市民が、何らかのトラブルが起きた、あるいは何か悩みを抱えている、生活の中で問題が起きたというときに、その解決方法、あるいはその解決手段に対して常に接触を持てるのか、というようなことがメインになってくるのだらうと思います。

ほかにも Access to Justice と申しますと、広い意味で捉えれば立法そのものがそうだったりすることもありますし、それから、従来非常に言われておりましたのは、刑事の弁護のアベイラビリティといいますが、そういったものも Access to Justice の問題として非常に大きく議論された時代もございました。

それから、そもそも、もう少し遡りますと、恐らくこれは1960年代からだったと思いますけれども、この Access to Justice というのは、あくまでも Access to Court だった、つまり裁判所へのアクセス、正式司法へのアクセスだったと。そしてもっと厳密に言いますと、Access to Litigation だったというようなこともあります。しかし、時代とともにそれがどんどんどんどん、言わば範囲を拡大してまいりまして、今ではもうあらゆるところで、例えば行政の行為によって何か不当な損害を受けた人が救済を求められるのかとか、そういったいろいろな面で、あるいは、もっと広がりますと、例えば市民がちょっと困り事があったときに市役所の窓口でどんなサービスが受けられるのか、というようなことまでも含んでくる可能性があるわけです。

しかし今回は、先ほど申し上げましたように、どちらかという一般市民が法的な問題、さきほどエリザベス・アンダーセンさんのお話の中にもありましたけれども、例えば、あのデータですとハウジングの問題が非常に大きかった。割と世界共通でハウジングの問題、そういったところに非常に大きなニーズがあるというようなことでした。そういった一般的な生活の面でリーガルサービスがきちっと受けられるのかどうかという観点で、そういう点を中心に議論は進むというふうにお考えください。

それから、もう1つ申し上げておかなければならないのは、自戒を込めてということなんですけれども、私は割とこの法務省の中で法整備支援に携わって経歴の長い人間なのですけれども、当初私も法務省のやっております法整備支援のことについて説明をする際に、まずよく起草支援、つまり法律を作る支援、それから法律を運用する体制を作る支援、そしてそれらを運用する人たち、その能力向上の支援だと、この3つというふうによく説明しておいたわけです。

ここでお気づきになると思いますのが、実はそのリーガルサービスを受ける側のことについては割とあまりカバーしてこなかったというのが正直なところであります。ただ、その後、実は日本も言わば官民共同で、まさにここに当所の大場所長がおりますけれども、まさに官民共同で、司法支援センター、法テラスというふうに呼んでいますけれども、そういったものができました。法務省もそれまで、言わば、悪く言えばもう弁護士さんに丸投げしていたといえますか、お任せしていたといえますか、そういった Access to Justice の分野にも、一応法務省も遅まきながら参画してくるということになりました。それに平仄を合わせるようにしまして、法務省の行っている法整備支援の中でも、この Access to Justice の問題を取り上げつつある、まだ進化途中という感じなのですけれども、そのような時代状況でこの議論が行われるというふうにご理解いただきたいと思えます。

今日の流れといたしまして、まず、そもそもその

Access to Justice、まさに以前は我々がこれは弁護士さんの仕事だというふうに考えていた部分、つまり日弁連の取組、これは1番長いと思いますし、そちらの方からお話をいただいた後に、それから次に、今度はようやく官民共同の事柄が始まった、法テラス、日本司法支援センターのお話につきまして、そして、まずこの国内の状況についてお話しいただいた後で、さて、それではこれが法整備支援の、つまり外国クライアントのいる世界に入ってきたときにこれがどういうふうに生かされるのか、あるいはどういうアダプテーションをしなきゃいけないのかということで、その点では大変輝かしい成果を上げられます原若葉先生にお話しいただき、そして最後に、我妻先生に、ややコメンテーター的な役割を押しつけてしまって申し訳ないのですけれども、理論的な整備、あるいは特に我妻先生が着目されておられるこの Access to Justice の阻害要因というのは一体何だろうと、それをどういうふう克服していくべきなのか、そしてそれが今度は法整備支援のコンテキストでどういうふう考えていくべきなのかという、こんな感じで進めていきたいというふうに考えます。

それでは、ちょっと前置きを長くしてしまいましたけれども、大変恐れ入りますが、トップバッターですみませんけれども、日本弁護士連合会から釜井先生にお願いいたします。大体お一人15分ぐらいずつを予定しております。

それでは、お願いします。

○釜井 弁護士の釜井です。

私の方は、一応パワーポイントを作りました。15分程度で終わると思います。

この後、簡単に自己紹介をしますけれども、都市型公設事務所長の経験が私にはあります。その経験と、事件としては消費者問題とか環境問題に取り組んでおりますので、そのような弁護士の立場から考える Access to Justice と法整備支援というような形で少し考えをまとめてみたところです。

(2枚目のスライドを示す) 私は、ちょうど弁護士になって今年で満32年になります。池袋で弁護士



5人の事務所を共同経営していると、そういう者です。主に取り組んできたことが消費者問題というふうにありましたが、具体的には多重債務、自己破産とかの問題、悪質商法とかクレジットなどの被害の問題、そういうことに取り組んできました。

もう1つの環境問題というところでは、廃棄物処理の煙が出たり、不適正な処理をして環境が汚染されるとか、また火葬場とか墓地の建設、森が壊されるとか、そういうようなことに関する問題、このあたりも扱ってきました。

そういう事件を扱う中で、これはこの後お話ししますけれども、日弁連が2000年から、ちょうど20年前ですけれども、全国の弁護士がいない地域に弁護士を派遣してゼロの地域をなくすという動きを始めました。そこに若い人を育てて送り出すというところが都市型公設事務所というところなんです、全国で2番目にできた、ちょうど2002年にできた都市型公設事務所である東京パブリック法律事務所の所長を2007年から2009年までの2年間と、2015年から2019年の4月までの4年間、計6年間務めたというような経験があります。そういうところでの経験からお話をさせてもらいたいと思います。

(3枚目のスライドを示す)「都市型公設事務所とは？」というところですが、現在は全国に12か所あります。1番多いときには16か所ぐらいあったんですけれども、これは先ほども少し言いましたが、弁護士過疎や偏在の解消をするために、過疎地型の公設事務所、これはひまわり基金法律事務所と言っていました。それや、その後できた法テラス法律事務所、過疎地型の事務所もありますし、刑事対応の事務所もありますが、そういうような法テラスの常勤弁護士を育成するというような役割を1つ持っているところなんです。そして、そこはただ育成だけではなくて、やっぱり若い人たちが地方に行って、弁護士経験年数が1年から2年ぐらい、2年弱ぐらいの弁護士が1人で地方に行っているような問題に対応するわけですから、そもそも養成の段階からその事務所が同じような形で一般市民の方の悩みや相談をき

ちんと受けられるような、そういう事務所にしなればいけないということで、もう1つの目的というのは都市の中の法的駆け込み寺というような機能を果たそうということできているところなんです。具体的には社会的、経済的な理由で弁護士へのアクセスが困難な都市、地域、住民のための法的支援をすると、この2つを主要な役割としていた事務所です。その他として、刑事弁護の体制を整備して専門性を高めようというような目的を持った公設事務所もありますし、弁護士任官や裁判官、検事などの弁護士職務経験の支援をするところもありますし、法科大学院、ロースクールの学生の臨床教育支援などを目的とする事務所もあります。しかし、この上の黄色のマーカーをしている2つのところが大体各事務所に共通した目的と言ってよいと思います。

(4枚目のスライドを示す)ここにある地図は、ゼロ・ワンマップという、弁護士がゼロのところ、これは裁判所の支部と本庁という、そういうその地域の中に弁護士がいるかというところで分けていますが、これは1993年の時点、27年前ですか。ゼロの支部が50か所、そして弁護士が1人しかいないところが24か所ありました。全部で74か所と。弁護士が1人だとどういことが起こるかという、その地域である人が1人の弁護士に頼んだら、相手方が同じ地域の住人であったとき、その相手方が弁護士に頼みたいなと思ったときには違う地域の弁護士に頼まなければいけないという、距離が遠いところの弁護士に頼まなきゃいけないということになる。だから、弁護士が1人のところも解消しなければいけない、そういうような考え方に立っております。

(5枚目のスライドを示す)この弁護士過疎解消のために日弁連が取り組んだことというのは、最初に取り組んだのが、このひまわり基金法律事務所というものを過疎地に作る、作るときに開設費用や運営の費用、売上が上がらなかったときに最低限の所得は保障してやるとか、そういうような援助や、また今度は金銭面、財政面だけではなくて、困難な事件が来たときにそれを一緒に考えてやる支援委員会というものを作ったりしてこれを支えていくと、そん

な体制を作ったわけです。

このひまわり基金というのは、国からお金をもらったりしたものではなくて、日弁連が全ての弁護士から集めている会費の中からそれを積み立てて一定金額を充てるといふことで、会費を集めて作った基金が元になっております。これをウィキペディアで何かうまい言葉で書いていないかなと思って見たところ、「このような仕組みは他の国や他の業界ではほとんど見られず、この点に最大の特徴がある」と。N G Oですね、官ではなくて非政府的な組織といふところがこういう仕組みを作って、国民、市民の要望に応えようといふような仕組みを作った、こういうところに特徴がありますといふことで説明されておりました。

(6枚目のスライドを示す) ひまわり基金法律事務所は、現在は39か所です。しかし、2000年からずっと今までの間に延べで120か所できています。そのうち廃止になったところが数か所ありますが、あとのところは、ひまわり基金法律事務所に行つて、そこで定着をして、その地域で弁護士をしている。だから39か所しか残っていないといふことで、80か所のところは、また弁護士がいなくなったのかといふと、そうではなくて、そこに弁護士が定着をしたといふふうに捉えてもらったらいかなと思ひます。

ここに地図があつて、本当はもうちょっときれいな地図だと、ここに北海道とか東北とか、こういうところに一つ一つの今ある事務所のマークがあつておるんですが、ちょっと見えにくくて申し訳ないです。

(7枚目のスライドを示す) この部分(注:左側の赤線部分)が2000年のところ。この時点ではゼロが35で、1人の地域が36でした。71か所ゼロワンのところがあつたといふことです。ちょっと文字が潰れていますが、ゼロが解消したのが2008年6月です(注:右側の赤線部分)。まだこの時点ではワンの地域が24あつたんですが、ちょうどこの地点(注:2011年12月)、ゼロワンが解消したのが2011年、このときにゼロの地域と

ワンの地域も一旦はなくなつたと。ちょうどできてから11年たつて、日本全体における地域の過疎の状態を最低限度克服したといふところ。その後はやはり、弁護士にも寿命もありますし、いろんな事情もありますから、またせつかく1人いたところがゼロになつたりすることもありながら、しかし、このグラフの流れを見てもらうと、ほぼゼロワンはなくなつていふような状況が分かつてもらえなかなと思ひます。

(8枚目のスライドを示す) 都市型公設事務所がこういう弁護士過疎の問題を克服することについて果たした役割と現在の課題といふところ。これは司法アクセス障害、法的情報の欠如といふような観点から考えるのが良いかなといふふうに思ひます。

先ほどもありましたように、都市型公設事務所は、ひまわりや法テラスに派遣する弁護士を養成するといふ任務があつたわけですが、これで日本全体の過疎、偏在状況は相当程度改善しました。また一方で、都市の中での法的駆け込み寺といふ役割のところでは、これは都市の中での行政などとの連携による司法アクセス障害の解消に向けたいろんな試みを実践してきました。これまでの個人の事務所ではなかなかできない試みをここでは実践ができ、相当程度積み重なつていふ。これは都市型公設だけではなくて、今は法テラスの弁護士たちがこれに加つて、実践をさらに蓄積し、いろんなトライをしていふような状況にあります。

しかし、まだまだ課題はあるといふところですが、日本全体の過疎・偏在状況等が改善したといふことはそうですが、それはまだ形式的な物理的な条件がクリアできたと、近くに弁護士はいると。そういうものですね。そういうことができたにすぎない。やっぱり実質的にその地元の人が困つたときに弁護士のところに来るのかといふのは、こういう困つたときには弁護士のところに行けばいいんだといふ、先ほどエリザベスさんから報告がありましたが、本来ならば相談に行つていい人たちが、自分たちが行かないで自分で処理をしたりしてしまふ。裁判制度な

んかを利用しないでやってしまう、そういうような状況はまだ日本にもあります。ゼロワンが解消したからといって、そこで手を休めてはいけなくて、いかにして地域の人たちが困ったときに相談に来れる、事件を頼みたいときにはそれを受けることができる、そういうようなことをやっていかなければいけないということです。これからはさらに Access to Justice の実質を埋めていく必要があるんだと。弁護士が近くにいても弁護士にたどり着かない市民はたくさんいます。そのためのキーワードは連携というところですかね。これもエリザベスさんが指摘されていましたが、そういう状態を克服するために法律以外のサービス提供者との協力ということをご報告されていましたが、まさにそういう意味での連携というところが必要なんだろうと。私が実感しているところでは、やっぱり困ったなというときには行政の窓口に行く人の割合の方が法律相談に来る人の割合よりは高いです。ところが、行政の方は、そこに来てもやっぱり直接つなぐところがないんですね。法律相談が必要なんじゃないかと思っても、じゃあ具体的にどこに行きなさいというと、弁護士会とか法テラスがやっているところに電話をかけなさいというような情報は提供するんですが、なかなかその電話をかけること自体に大きな壁がある人にとっては、そこで止まってしまいます。たどり着ける可能性がすぐそこまで来ているんですが、そこでもやっぱり、もうまた閉じ籠もって自分のところに帰ってしまう。そういう方が非常に多いというのは実際公設事務所の弁護士をしていて思いました。

個人の事務所を行政が紹介することは難しいんですが、都市型公設であれば比較的紹介しやすいということで、東京パブリックでは行政の方用の専用の番号というのを作って、今窓口でこういう人がいますが、そこまで連れて行っていいのでしょうかとか、この人は外に行けないので、ここまで出張の相談に来てくれないですかと、そういうようなケースは非常に多くありました。だから、こういうところこれから実質を埋めていかなければならないところがあるのかなというふうに思っています。

あとは、やっぱり公設事務所は基本的にもう役割を終えたんじゃないかという議論が一方ではあります。しかし、最前線の中で救急病院的に、救急の状態にある方の事件を個人の事務所、小さい事務所が継続的に受けることはできません。市民の方に、あそこに行けば人数が一定程度いて受けてもらえるんだという、そういう安心感を与えて、いつでも来てくださいという状況を作っておくことが重要だというふうに考えております。

(9枚目のスライドを示す)最後になりますが、またその Access to Justice の実質を埋めていくために必要だと思っていることがもう1つあって、これはソフト面の必要性です。今私が言ったのは、都市型の公設事務所があった方がまだいい、まだ役割はある、法テラスの事務所もあったほうがいい。でも、それだけではまだまだちょっと足りないところもあるだろうということです。司法アクセスの最前線には公設事務所と法テラスのスタッフ、弁護士だけでなく、各種分野の専門の弁護士集団というのがあります。このような弁護士は、先ほど言った困難な事件も受けている。でも、継続的にその人に10件来たらちょっとお手上げになってしまうから、専門分野の仲間の弁護士を作る、そうやってできている弁護士の集団が各種分野にある。その集団は、救急病院的な対応を継続することは苦手だけれども、委員会とか研究会とかの活動で実践を蓄積して、研究して、トラブルの対策の集団的検討をし、それに基づく実践を積み重ねると。そして最新の情報に基づいて対処法を考え、被害救済システムを考え出して、それを実践すると。その上で法自体に欠陥がある、今の時代に合わなくなっているというときには、弁護士会を挙げてやっぱりこの制度は改善すべきではないか、また新たな制度を作るべきではないか、そういうような動きができる集団です。そういう専門弁護士集団と最前線にいるもう一つの公設事務所や法テラスのスタッフ弁護士という弁護士集団、ここがやっぱり協働してお互いにそれぞれの情報を補い、救済のレベルを上げていく、これが必要なんじゃないかと。

それから、公設事務所や法テラスというところは、制度の整備的な面があります。こういう制度はまず作って、それで動かしていかなければなりません、それを動かすためにはただ制度を作っただけでは駄目で、それを動かすソフトといますか、他の弁護士集団などからの情報や研究成果などを取り入れ、そこに自分たちの実践に基づく成果を付加してやっていく、これは車の両輪ではないのかというふうに考えているところです。

(10枚目のスライドを示す) 最後、これは私が今回発表するために「市民の被害・トラブル」と、行政とか弁護士とかの関係はどうなるんだろうなというところで考えたところ、ちょっと横長、ひしゃげていますけれども、この左の方にあるのが、赤い部分が専門的な弁護士集団というところで、そこには災害とか犯罪被害者や刑事、外国人、消費者、高齢者、環境、女性、LGBT、子供の問題、こういう分野で委員会とかでたくさんの弁護士が動いております。

一方で、右の方には公設事務所、法テラスの法律事務所がある。ここは救急的な、かつまた研究の最前線にもいる、新しい情報が発見できる一番の最前線にいる。

この2つの部分が、連携・協力しながら、市民のために、まさに Access to Justice を実現する活動をしていくべきなのだろうと、そんなふうに考えているところです。

以上です。

○森永 ありがとうございます。

それでは次に、日本司法支援センター、通称法テラスですけれども、そちらのお話を籙木先生からお願いたします。

○籙木 日本司法支援センター、いわゆる法テラスの常勤弁護士(スタッフ弁護士)の籙木と申します。

先ほど、釜井先生のお話の中に「養成事務所」というお話が出てきました。私も養成事務所 で養成を受けました。弁護士会に育てていただき、法テラスのスタッフ弁護士としての歩みを始めました。

私からは、「地域における司法インフラ整備」というテーマでお話をさせていただきます。まず、国で

はなくて地域であるということ。地域というもう少し狭い範囲の司法アクセスについて話題にしてみたいと思います。それから、テーマにある「司法インフラ」というのは、司法アクセスの可能性を伴った司法インフラという意味です。

それでは、お話をしたいと思います。

話の舞台は下呂温泉です。人口は約3万2,000人。日本三名泉の1つ。市内には温泉宿が立ち並びます。一体何が問題なのか。ある1枚の写真を見ていただきます。

これは約60年前の下呂市の写真です。写っているのは温泉宿に住み込みで働く仲居さんです。下呂市というのは温泉街です。地方から出稼ぎに来て、温泉宿に住み込みで働く労働者というのが非常に多いのです。さあ、時は流れます。あの頃若かった仲居さんが今どうなっているのか。身寄りのない独居高齢者になっているのです。これが下呂市の象徴的な問題です。それでは、下呂市に司法アクセスは確保されているのか。

岐阜県です。このピンクで色をつけたところ、これが下呂市です。ちなみに、東京都はこのぐらいの大きさです。岐阜県というのは結構大きいんですね。私が赴任していたのは、この下呂市の下にある中津川市というところでした。

初めに見ていただくのは、本庁・支部管轄あたりの弁護士人口(2017年7月21日当時)です。先ほど、釜井先生のお話の中に「ゼロ・ワン地域」という言葉が出てきました。日本弁護士連合会は、地裁の支部管轄あたりの弁護士人口がゼロ又は1の地域を「ゼロ・ワン地域」と呼んで、その解消に取り組んでまいりました。その指標で見ると、下呂市というのはどうなっているのか。こうなっております。下呂市があるのはピンクのところ、岐阜県高山支部です。高山支部には7人弁護士がいます(当時)。つまり下呂市というのは「ゼロ・ワン地域」でも何でもないのです。それでは、本当に司法アクセスが確保されていると言えるのか。

次に見ていただくのは、同時期の地域別の弁護士人口です。見ていただければ分かるように、下呂市



というところには1人も弁護士がいないのです。隣接市に弁護士はいます。けれども、下呂市から隣接市に通うのに車で片道1時間半弱かかるのです。高齢、障がい、生活困窮。こういった問題を抱えている人たちが現実的に司法にアクセスできるかと言えば、その可能性が乏しいのです。地裁支部管轄あたりの弁護士人口という指標からは見えてこない「隠れた司法過疎」の問題が下呂市にはあるのです。

先に結論を申し上げます。現在、下呂市では、こんな取組をしています。自治体である下呂市、岐阜県弁護士会、法テラス。この三者で協力してコストを負担し合って、高齢者、障がい者、生活困窮者の専門相談（出張相談）を行っています。

相談担当。相談は弁護士しかできませんので弁護士会が派遣します。

予約受付。法テラスの民事法律扶助という制度があります。資力が一定基準以下の方に無料で法律相談をしたり、事件を依頼する際の弁護士費用を立て替えたりするという制度です。この制度を利用できる方かどうか資力をチェックした上で、相談日を決める予約受付ですね。これはその事務に慣れている法テラスが担当します。

会場費用。相談会場の使用にはお金がかかります。これについては、下呂市が無償で会場を提供してくれました。

相談料。民事法律扶助の対象者については法テラスの制度を使います。非対象者については、直接ご本人に負担いただいています。

交通費。相談担当者が相談会場まで行くための交通費です。民事法律扶助の対象者については、同制度から交通費を支出します。非対象者については、下呂市の方が予算を組んでくれました。

ケース会議。福祉関係者と弁護士が、福祉関係者の担当するケースについて会議をすることがあります。このケース会議の予算は、現状、民事法律扶助では手当されていません。これについては回数に上限がありますが、下呂市の方が予算を組んでくれました。現在は、こういう制度が動いています。

ただしです。この制度が動き始めたのはつい最近のことです。私は2013年に岐阜県中津川市に赴任しました。そこから1年、2年、3年経って自分の任期を同じ岐阜県中津川市で更新します。この最初の3年間、下呂市に司法アクセス障害があるということはもちろん分かっていました。何とかしたいと思っていました。でも、全く進展はありませんでした。それが任期を更新した2017年に突然制度として動き始めます。なぜか。それはこの直近の1年間でやり方を変えたからです。その話をさせていただきます。

なぜ地域の司法インフラの整備に失敗したのか。原因が2つありました。

1つは、自治体側、下呂市側の問題です。下呂市の方でも、弁護士とつながると何が良いのか。司法のサービスを受けられると何が良いのか。この実益が必ずしも理解されていませんでした。

もう1つは、弁護士側の問題です。特に地域の弁護士の先生方の理解をどのように得ていくかという点でした。もし、自分が弁護士業を行っている地域で、自分以外の誰かが、今までなかった新しい法律サービスを始めるとしたら、誰だって抵抗があるはずで、私がその地域で活動する弁護士だとしたら、やはり抵抗があると思います。弁護士も事業者である以上、自然な感情です。この誰でも持つ当たり前の抵抗感をどうやって和らげていくか。これが課題でした。

最も重要なことは、利害関係者へのアプローチ方法でした。スタッフ弁護士の私から、単に地域の弁護士の先生方や岐阜県弁護士会に呼びかけをするだけでは、なかなか事態の進展が見込めません。そこで次のようなアプローチを考えました。まず、下呂市に司法サービスの実益を理解していただく。その上で、下呂市から岐阜県弁護士会に声をあげていただく。下呂市には弁護士がいません、法律相談を受けるサービスが必要だと。そして、岐阜県弁護士会から地域の弁護士の先生方に対して、下呂市の司法アクセス障害に取り組む必要性を説明していただく。こうすることで、地域の司法インフラ整備に失

敗した2つの原因を乗り越えることを目指しました。問題は、下呂市にいかにか声を上げてもらうかという点です。ポイントは、下呂市の福祉関係者の司法ニーズを顕在化することでした。下呂市の市民の司法ニーズを直接顕在化するのはあまりにもコストがかかります。けれども、その市民の隣にいる福祉関係者の司法ニーズを顕在化するのであれば、1人でもできるのではないかと。そう考えました。

ただ、ここにも壁があります。市民と弁護士の間には司法アクセスの壁があるように、福祉関係者と弁護士の間にも司法アクセスの壁があるのです。大きくは2つです。1つは、「情報の壁」。弁護士にアクセスすると福祉にとって何がいいのか。福祉の何の問題が解決するのか。これが情報として共有されていない。もう1つは、「心理の壁」。やはり弁護士というのは何か近寄りたくない、敷居が高い、そういう存在だと思われている。この2つを解消しなければ福祉関係者の司法ニーズは顕在化されません。それをいかに短期間に、マンパワーがない中で、お金もない中でやることができるか。これがポイントでした。私がとったのは、ある意味で古典的な方法です。2つのことをやりました。

1つは、「福祉関係者向けの連続法律講座」の開催です。これは、講座の中で扱ったモデルケースです。お母さんがいます。認知症で要介護3です。年金が毎月20万円あるのですが、全部次男の借金返済に消えています。それから、認知症の影響で悪徳業者の被害に遭ってしまった。布団代300万円を請求されている。こんな状況です。次男。この人には今収入がありません。会社を解雇されたからです。しかも、借金が1,500万円ある。住宅ローンの残りです。妻と2年間別居しています。1年前から子供を連れて実家に帰ってきました。こんな家です。

弁護士の視点ではなく、福祉関係者の視点で問題点を整理しました。何に困っているのか。お母さんの介護サービスが使えないことです。なぜなのか。それは年金が使えないからです。なぜ年金が使えないのか。それは、布団の問題が、次男の借金の問題が、生活費の問題が、福祉関係者だけでは解決すること

ができないからです。では、弁護士は、司法は一体何ができるのか。それを講座の中で話しました。

生活困窮者自立支援の分野から4分野。高齢者、障がい者の分野から5分野。最初にイントロダクションを設けて、「弁護士も福祉の一部」であることを知ってもらうための連続法律講座を開催しました。講義をやって、毎回必ず発言をしてもらいました。時にはグループワークを、時には寸劇もやりました。ちなみに、このアマゾンで買ったおばあさんのカツラをかぶってくれているのは法テラス中津川法律事務所の事務員さん(当時)です。そんな工夫をしながら、「弁護士も福祉の一部」であることを伝えました。

もう1つやったことがあります。新聞を自分で作りました。これは実際に発行していた広報誌の紙面です。本日の資料の中にも現物を印刷してあります。よろしければ後ほど御覧ください。紙面の割りつけを簡単に紹介します。表面の下に先ほどの法律講座の案内が出ています。裏面には、福祉の方が利用できる司法サービス。どんなものがあるのかということ、アイコンを添えて説明しています。さらに、弁護士会がやっている法律相談、法テラスがやっている法律相談、今月の実施予定を整理して説明しています。そして、1つ工夫をしたのはここです。今までの情報だけですと、ただの宣伝になってしまいます。そこで、表面の冒頭に記事を書きました。何の記事か。既に私もこの時点で3年間地域で活動していました。信頼できる福祉関係者というのが何人かいました。この人たちに「弁護士と連携したらこんなにいいことがあったよ」ということを語ってもらったんです。口コミですね。私が自分で言うよりもずっと説得力があります。

その結果、全く関係のなかった下呂市の福祉の方たちと、極めて短期間にこういう信頼関係を持つことができました。そして、この信頼関係を基礎に下呂市に声を上げてもらったのです。下呂市に弁護士の法律相談が必要だと。そして、冒頭で紹介した下呂市、岐阜県弁護士会、法テラス、三者協働の司法インフラ整備が実現しました。

下呂市での仕組みづくりの経験を踏まえて、考え

ていることがあります。それは、これです。「地域戦略」と書きました。地域の司法アクセス、司法インフラの整備。これを、マンパワーがない中で、資源がない中で、また利害関係が対立する中で、実際に前に進めていくためには、ある意味での戦略、司法インフラを整備する戦略が必要なのではないかということなのです。

今、法テラスでは、地域戦略に基づく司法インフラ整備を試行として実施しています。全ての地方事務所で行っているわけではありませんが、一部の地方事務所で行っていることを試行しています。

ステップ1は、地域ニーズの分析です。アンダーセン先生のお話の中にもありました。まずこれをきちんと把握することが大事だと思います。御覧いただいているのは、法テラスの民事法律扶助の利用実績、例えば、相談件数が市町村ごとに何件ぐらいあったのかを地図上にマッピングしたものです。資料の中にももう少しきれいに印刷したものが 있습니다。よろしければ後ほど御覧ください。こういったものをまず出発点にしてみる。その上で、弁護士の分布状況を重ねてみる。さらに、地域の地形、交通はどうなっているか。高齢化率とか貧困率はどのような状況か。地域的特性は何かあるか。例えば外国人の方が多いとか。自分のこの地域ではどこでどのような法律サービスが今供給されているのか。こういうのを全部地図上にマッピングしてみる。そうすることによって、地域のニーズというのをデータによって見える化、可視化することができるのではないかと考えています。

ステップ2は、解決策の検討です。その際には次のようなことを考える必要があると思います。第1に、誰の協力が必要か。これは、あくまで法テラスの目線で書いているからこういう絵になりますが、自治体、弁護士会、支部の弁護士、誰のどんな協力が必要になるのかを検討する。第2に、利用し得る資源。地域にどのような利用する制度があるか。どんな人に協力してもらえそうか。キーパーソンは誰か。第3に、コスト。その解決案に予算はどのぐらいかかるのか。実現するのに時間はどのぐらいかかるの

か。以上を踏まえて、具体的、現実的、持続性のある解決策を考える。これが必要だと思います。

ステップ3は、行動計画の検討です。先ほどの下呂市の仕組みづくりを例に考えてみます。1年後に下呂市で出張法律相談を三者協働で行うことをゴールに設定した。では、その半年前はどのような状態になっている必要があるか。少なくとも弁護士会の中で制度についての議論が始まっていなければならない。では、そのためには何が必要か。下呂市から声が上がっていないと困る。では、声が上がるためには今何をやる必要があるか。下呂市の福祉関係者の司法ニーズを顕在化する必要がある。今はそのことに集中する半年間なのだ。こういうスケジュールを意識しながら動くということが必要であると思います。

最後に一言申し上げます。この会に参加をさせていただいて、日本というのが法整備という点で非常に恵まれているのだということを改めて感じました。ただ、本当の意味での司法アクセスということで考えれば、この恵まれている日本でさえも、まだまだそのアクセスが確保されているとは言えない状況です。それを実質的に確保するという事は決して簡単なことではないと思います。けれども、限られたマンパワー、資源でも、きちんとニーズを見据えて、その中で具体的、現実的、持続性のある解決策を見つけ、利害関係を超越して取り組んでいく。そうすることで、何とかこの司法アクセス障害を解消していけないかと思っております。ありがとうございました。(拍手)

○森永 鎬木先生、どうもありがとうございました。本当に工夫と努力の連続という感じがいたしますけれども。

さて、今お聞きいただきましたのは、我が国日本の状況でありまして、それぞれに苦心を重ねながら現在の状況まで何とかたどり着いてきているような状態でございます。

さて、この経験が果たして法整備支援の世界でも生かすことができるのか、あるいは生かせるとしたらどのような場面なのか。そういったことについて、

それを実際に法テラスにもいたご経験がおありになって、この日本の司法アクセスのノウハウ、知見を実際に本当に使っちゃって、西アフリカで八面六臂の活躍をなさいました原先生に、さあ、コートジボワールはどうだったのかというようなお話に、突然インターナショナルな話になりたいというふうに思います。

原先生、お願いします。

○原 ただいまご紹介にあずかりました弁護士の原でございます。

私は、2010年から2017年までJICAの法整備支援に非常勤の客員専門員として関わらせていただいております。その間、2012年度と13年度は法テラスの本部で第一事業部長を務めておりました。法テラスでは、情報提供業務、それから民事法律扶助業務などが所轄の分野でございました。

その頃、ちょうどアフリカで司法アクセス分野の支援をすることになって、原さんたしかコールセンターもやっていたよねとJICAからご連絡をいただき、私自身が専門家として2014年12月から2017年3月まで、西アフリカのコートジボワールに赴任いたしまして、結論から言うと、法テラスをモデルにした情報提供サービスを立ち上げてまいりました。

その後、午前中に紹介がありましたけれども、JICAで今取組んでおられ、日弁連が実施主体として引き受けております課題別研修に責任者として関わらせていただいております。さらには、Global Access to Justice Project というものにも関わらせていただいております。法整備支援と司法アクセス関係にこれでもかというほど関わってしまっていて現在に至っております。

今日は、法整備支援のご関係者のほか、法テラスの皆様も大分おいでいただいております。JICAでお世話になった皆様には、この機会に改めてお礼を申し上げたいと思います。そして、今日の発表の機会を与えてくださったことに大変感謝しております。

では、始めさせていただきます。

よく日本の法整備支援というのは「日本の経験を共有する」支援だと言いますけれども、自分の経験から申し上げて、「日本の経験共有をベースにした司法アクセスの改善支援」というのも、十分にやってゆけるし、実施できるし、それは法制度の違い、文化の違いを超えて、恐らく世界のどこでもやっていけるんじゃないかという、そういう感覚を自分では持っております。

それから、これも自分の経験から、今の日本では総合法律支援法の下に法テラスを中心とした司法アクセスの支援を行う制度になっておりますけれども、これは途上国に対するモデルとしても有効で使いやすいという印象を持っております。今日は、なるべく具体的にコートジボワールでの経験と、それがそれなりにうまくいったと思われるその鍵は何かという観点から、まとめてみました。

コートジボワールはどこにあるかということ、西アフリカでございます。フランス語圏の国です。まずは、どんなところか、何がどうなったのかをご紹介するために、現場の映像を見ていただこうと思います。これは現地の国営放送で、コールセンターの開所式が放送されたときのものです。大体1分ぐらいの映像です。

(映像の説明) こちらはコールセンターのオペレーターです。オペレーターは2人で、場所は司法省の中です。小さい部屋をひとつ、コールセンター用に改装しました。オペレーターは男性1人、女性1人。次に出てくるこの人はスーパーバイザーです。彼は裁判所の書記官の経験のある人です。「Q&Aを使って回答する」と、これも法テラスに倣ってそういう仕組みなんですけれども、そのことを説明したところです。次の場面で、真ん中にいるのが司法大臣、隣が日本の大使です。こういうふうに華々しく開所式もやっていただいて、「しっかり使います」というようなことを司法大臣が言いました。そして番組の最後に、これが電話番号なのですが、この電話番号が一瞬流れただけで、次の日に25本電話がかかってきまして、そういうふうにコールセンターが始まりました。



(法テラスのコールセンターのスライド) こちらが法テラスのコールセンターです。法テラスのコールセンターにはオペレーターが大体100名弱くらいいて、最大に稼働させるときで60人くらい着台しています。電話は大体1日1,000件かかってきます。40秒に1件くらいです。1日1,000件ですから年間30万件になります。このコールセンターをモデルにしました。

さて、今日は、コールセンターの経験から、司法アクセス改善に向けた法整備支援が成功するためのポイントとして、3つ考えてまいりました。

まず成功のポイント1は、正しい支援対象の選択、「何をやるかということを選択する」ということだと思えます。そしてこのベースになるものが3つあります。1つ目は、司法アクセスの現状把握をきっちりすること。2つ目は、現地のニーズの把握。今日も何度も出てきておりますけれども、ニーズをしっかりと把握すること。3つ目は、何を支援するかということの的確に見極めて出来ることをやる、ということなのです。

1つ目の司法アクセスの現状ですが、こちらのスライドがコートジボワールにおける司法アクセスの概要です。裁判所や管轄がどうなっているか、法曹、弁護士の現状はどうか、リーガルエイドの現状はどうか、その他の取組がどうなっているかという、現地の司法アクセスの現状と、それから各ドナーがどんなことをやっているかということ、これについてはもう初めの一歩としてしっかりと把握する必要があります。

ちなみに、コートジボワールは日本の大体5分の1ぐらいの人口の国ですが、弁護士は1,000名おりませんでした。そして、そのほとんど全員が東京のような大都市に集中しているというすさまじい偏在の状況でした。こういう状況についてはまず第一歩として、ちゃんと把握する。

2つ目のニーズ把握に関しては、住民に対するニーズ調査インタビューを実施したことをご紹介したいと思います。アビジャンという大都市の郊外にある下町のようなところで、その住民の皆さんに集まっ

てもらってやり取りするミーティングを開きました。このとき用意したのは質問票で、そこに、コートジボワールでよくある法律問題をリストアップしておきました。実は先ほど、アンダーセンさんのお話を伺って、自分もほとんど同じことをやっていたと思ったのですが、最初の質問は、「あなたには今以下のような問題がありますか、家族や周りの方はどうですか」というもので、「仕事について、お金について、家族について、住まいについて、暴力被害について、土地関係について、市民権について、相続について、その他」というふうに項目をあげました。この質問票も日本のものがモデルにあって、項目のラインナップは地元の状況に合わせて修正してあります。具体的には、法社会学の専門家の方が監修された法テラスの被災地でのニーズ調査の質問票をベースに、それを一度フランス語に訳し、特に質問項目は地元の法律相談の現状の分かる人に書き直してもらって作りました。さて、そうしたところ、ほとんどの人に問題状況があるのですけれども、それをどうやって解決しているか尋ねたら、誰も法律家には相談していない。なぜかという、お金がない、裁判所が嫌い、長老の意見の方がいい、時間がかかるなどという、そういう返事が返ってきます。そして一番大事なこととして、そもそも誰も、「それが法律問題だ」ということに気がついていなかったのです。ということは、すなわち、人々に法律情報のニーズがあるということです。

3つ目の、何を支援するかという選択との関係では、この法律情報に対するニーズの存在が、コールセンターを作ることにした最大かつ最も基本的な理由です。

なぜコールセンターを作るかという理由の2つ目は、電話というチャンネルの有効性です。司法アクセスの改善についてやることは沢山あります。どんな国でも司法アクセスの課題がないなどということはないのですが、コートジボワールにも課題はいっぱいありました。では、そういう状況下でなぜコールセンターを作るのかというと、電話による情報提供がなかなか効果的だからです。司法アクセスの障害

としてよく挙げられる地理的障害、経済的障害、心理的障害のどれにも有効に作用します。それからアフリカでは携帯電話が爆発的に普及しておりまして、特にコートジボワールの場合は、今や都市だけではなく農村まで、全国ほぼ津々浦々どこでも、男性だけではなく女性もほぼ必ず携帯電話を持っているという状況でした。

コールセンターを作ることにした3つ目の理由は、これは現地専門家としては非常に重要だったのですが、コールセンターなら一つ作れば全国に支援ができることでした。ちなみに、当時ドナーのうち、例えばUSAIDは全国の裁判所に情報提供のデスクを作ったりしていましたが、そのような大規模なことはワンオペで活動する専門家には無理です。でも、この小さなコールセンターを作るだけだったら大丈夫だろうと、予算的にも何とかかなりそうだとすることでコールセンターを作ることにしました。

さて、成功のポイント2、これは現地化です。日本のアイデアやモデルを持っていたとしても、現地で受け入れられるような形にしなければなりません。コールセンターの場合は、まずはサイズが全然違うものを作りました。既に映像で見ていただいておりますけれども、小さくていい、現地でやطيعること、できることをやろうということで、ミニマムなコールセンターにいたしました。

Q&Aによる情報コンテンツも現地化しました。日本の場合は、法テラスでは情報コンテンツとしてQ&Aを大体5,000問ぐらい作ってあるのですが、現地では結果として約700問になりました。初めに法テラスのQ&Aをいくつかフランス語に訳して、こんなものを日本では作っているんだよということを示しました。そして、法テラスの情報提供業務における「よくある質問」として法テラス白書に掲載されているリストをフランス語に訳して、現地の相談経験豊富な弁護士やNGOの関係者に見てもらいました。その上で、Q&Aのドラフトは、現地のそれもまさに相談経験の豊富な弁護士グループとして、具体的には女性法律家協会の法律相談チームに依頼しました。この草案を、司法省のメンバー

と起案にあたった法律相談チームなどから構成されるQ&A委員会がブラッシュアップしまして、コートジボワールでよくある法律の質問については、もうこれだけあればほぼ網羅したといえる形にしました。今日も持ってきていますけれども、大体バインダー1冊分ぐらいあります。

それから、Q&Aを利用してリーフレットを作りました。今日これをサンプルに持ってきたのは、現地の好みを最大限に反映したということが分かりやすいと思ったからです。コートジボワール人は国旗に使われているグリーンとオレンジ色が大好きなんです。そこでリーフレットの背景もグリーンとオレンジ。これはもう全面的にコートジボワール人好みを反映しております。

そして、イラストは当然ながら現地のイラストレーターにお願いしました。それから、現地で私が日本人だと分かるマンガの話をしよとしようとする人が多かったことから、日本の支援なのでマンガを入れようとイラストレーターに頼みました。この土地法のリーフレットでは、機能的には一番肝心なのが右側の女性のセリフです。「女性も土地を持てるのかしら、持てるのよ、法律に書いてあるわ」と、そういう内容で、これこそがコートジボワールの土地法の関係で現地の一般市民の方に最も知っていただきたいかったことの一つであります。

家族法のリーフレットでは、実は、私は当初これを離婚Q&Aにしようとして計画していたのです。そうしたら現地スタッフがやめろと反対しました。なぜかというと、本当に離婚しようと思っている女性は離婚のパンフレットと書いたら手に取れないと。でするので、実は離婚しようかなと思っている方に向けた情報は1ページしっかり書いてあるのですが、もっとニュートラルに家族法のパンフレットとして作りました。

犯罪被害者向けのパンフレットには、例えばレイプとか、早過ぎる結婚などは犯罪なのだということが分かるような、「知っておくと役に立つ」というコーナーを設けました。ちなみに同じ犯罪被害者向けの法テラスのパンフレットを見るとこのように日本の

現状に合わせた展開です。事程左様に現地のニーズをなるべく反映していこうと意識しました。コールセンターのPRのためのカードも作りましたが、市民の皆さんにも持ち歩いてもらえるよう、現地のIDカードと同じ大きさにしました。

最後に、成功ポイント3、持続可能・自立可能であることです。おかげさまでコールセンターは、まだ営業を継続しております。2016年12月に開業しまして、私が離任したのは2017年の3月です。その時点での情報提供件数は200件台でした。それが今年の3月、たまたまコートジボワールに出張する機会があって行ってきましたが、2019年3月下旬の時点で累計情報提供件数は約3,000件でした。この間、彼らは日本人専門家の支援も得ることなく自分たちだけで2人のオペレーターだけで何とかやってきたということになります。

そして、昨年アビジャンに行ったときに、さっき申しあげましたニーズ調査をやったユブゴンに、こちらから頼んだわけではないのですが、行ってみますかという話になり、ユブゴンに行って町の人とやり取りし、コールセンターの感想を聞いたりする、そういう機会を得ました。町の人に電話をかけてもらうと、いつもなかなか好評なのですが、今回も非常に好評でした。これはその後送られてきた写真で、ユブゴンの人たちが町の掲示板にコールセンターの情報をプリントして張ったと知らせてきてくれたものです。そういうわけで、コールセンターは今も市民の皆さんのニーズに合っているようです。

こうしてコールセンターがまだ続いている最大の理由は、今も司法省に予算があることだと思います。これはJICAの計画方針の素晴らしいところで、財政支援にあたって立ち上げに必要なイニシャルコストしか負担しないのです。それで、当初から運営に必要なオペレーションコストは司法省側、あなたたちが用意なさいと、非常にしっかり要求しておりまして、現地の司法省はこのときに、これがJICAからの条件なんだと言って、なんとか財務省から予算を獲得したのです。これは世界共通で司法省は財務省に弱いものです。立ち上げのとき財務省か

ら予算を得ていなかったら恐らく無理だったと思いますが、おかげで最低限のオペレーションコストの予算は継続してついているんですね。これが今もコールセンターが続いている第一の理由。それから、やっぱりコールセンターを使う情報提供の取組みが、現地の人々のニーズに合ったんだろうと思います。

というわけで、私の発表はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)  
○森永 原先生、ありがとうございました。

日本とは恐らく気候、風土、その他相当異なるところだったんでしょうけれども、意外に人間のニーズというのは似ているなという感じだったんだろうと思います。

それでは、続きまして我妻先生に、申し訳ないんですが、お三方の発表を締めくくるといいますか、講評していただいた上で、ご自身の、特に今回注目されておられます阻害要因の話を中心にお話ししたいと思います。

それでは、我妻先生お願いいたします。

○我妻 首都大学東京(現・東京都立大学)法学部の我妻でございます。後は座ってお話しさせていただきますと思います。

私は、ほかの御報告者と違いまして、研究者の立場から、ご報告したいと思います。具体的な取組みについて述べるということよりは、むしろ今までの議論を整理したいと思います。蛇足に蛇足を重ねているような気もしないではありません。限られた時間ではございますので、お話を始めさせていただきますと思います。

私自身は、法整備支援というよりは、むしろ法律扶助についての国際会議等で報告、あるいは情報交換をしております。

まず初めに、森永部長、あるいは森嶋先生のコメントにございましたように、今回のテーマ表題であります司法アクセスについて述べたいと思います。ここでは特に持続可能な開発目標という国連の目標の16に関し、持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供することが規定されております。その際に、

あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度を構築する、これは外務省の仮訳でございますが、その中の具体的なものとして本日問題となりますのは、16.3の国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供していくということをまず確認したいと思います。

そうしますと、司法へのアクセスと一口に言いましたも、多様多元的な意味を持っておりまして、どういうものであるのかということで、若干字が小さいのですが、司法へのアクセス、Access to Justice という概念について様々な紛争の解決及び権利の実現を包含するものと考えてのが今回の共通のプラットフォームではないかと思えます。もともと、これは森永部長がおっしゃられましたし、私が学生時代ですと、裁判による権利実現という非常に狭い意味で使用されていたと思えます。これはもちろん意味がないということではなくて、刑事、民事を問わず、人権の尊重とか、あるいは権利の実現というのは今までももちろん重要な意味を持っております。

しかし、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にしていくことも、現在は包含していると思えます。これは総合法律支援法の1条にも規定されているところですが、Access to Justice の概念が、Access to the courts and a judicial system という非常に広い意味で現在では使われているとご理解いただければと思います。

従来の法律相談についても、法律家である弁護士、あるいは我が国でいえば司法書士を含めた法律の専門家による法律の相談、あるいは裁判を中心とした情報提供としての法律相談とか、あるいは裁判を中心とした権利の実現を図るとというのが従来の司法へのアクセスという観念であったわけです。先ほど来言われていますように、法律情報の提供に関して、必ずしも個別具体的な法的助言というよりは紛争解決に関する情報を提供していくとか、あるいはバングラデシュとかミャンマーにおいても調停などのADRを裁判だけではなく活用していくことが紹介されております。司法へのアクセスという概念が非常

に多義多様化していくことにとまなまなま、担い手も多様化していることが重要です。しかし、残念ながら、ただ単に発展途上国であるとか、あるいは先進国という違いを超えて司法へのアクセスを阻害しているいくつかの要因に、現在我々が直面しておりますことも既に皆さんと共有されていると思えます。最初に、距離の問題でございます。これはどういうことかといえますと、中央集権である我が国に典型でありますように、東京などの大都市に裁判所あるいは弁護士が偏在しているとか、あるいは経済活動、社会活動の中心をなしております。これに対して、鍋木先生のご報告にありましたように、下呂市に見られますように、地域の偏在化が顕著になっており、司法のインフラの問題がございます。我が国をはじめとする先進国が共通に抱えている問題としては、高齢化社会がますます進み、特に独居世帯の増加が指摘されております。都市部ではさほど問題がないのかというと、釜井先生のご報告にありますように、都市型公設事務所という形でニーズを掘り起こしていく必要があると指摘されております。高齢化社会、独居世帯の問題がただ単に過疎部ではなくて、東京の都心部でもありますし、各地で問題となっている荒廃した空き地に見られますように、相続、多重債務などに関連した種々の家族の問題が潜在的に存在しております。

次に費用が問題となります。例えば法律相談に行く、さらに弁護士を選任して事件の処理を頼むとか、あるいは裁判所を利用すること自体にも費用がかかります。さらに過疎地であれば、裁判所あるいは弁護士のところへ行くまで交通費もかかります。そのような種々の費用をどのようにして工面していくかは一般人々には大きな障害になっております。法律扶助により、裁判を受ける権利を実質的に保証することが必要であると思えます。

第3に、心理的要因があります。これは先ほどアンダーセンさんのご報告にありましたように、弁護士の数居が高いとか、あるいは裁判制度ないしは裁判所による紛争解決ということについて、なかなか一般人が気軽に相談できるか、あるいは気軽に裁判



手続が利用できるかという、なかなかそういえないだろうと思います。関連する問題として、例えば我々法律家が日常に使っている法律用語というのが一般人にとっては分かりやすいかという、必ずしもそうではないだろうと思います。

第4に、情報に関して、原先生のご報告にありましたように、IT化が進み、インターネットに多量の情報が溢れているとともに、若年層を中心としてスマートフォンとか、あるいはパソコンを自由に駆使できるという若者がいる一方で、他方で、高齢者がパソコンなどのIT機器を利用できるかという、これは必ずしもできないということになります。

IT機器を利用できるからといって、例えば家屋の立ち退きの問題に対して必要な情報を適切に収集できるかが問題となります。イギリスの実態調査がございますが、そうした先進国においても若年層で、家屋の立ち退きとか、自分が直面している法律問題について適切な情報をIT機器により、それこそゲーム感覚で簡単にとれるかという、これはなかなか難しいと指摘されております(P. Pleasence and N. Balmer, *The Legal Problems of Renters: Findings from How People Understand and Interact with the Law*, Legal Education Foundation, June 2015.)。

これらの問題については、既に一橋大学の山本和彦先生が総合法律支援の理念という表題でジュリストの1305号の8ページに論じられておりますが、その他の重要な要因として私が考えておりますのは、遅延の問題です。弁護士に依頼して紛争を解決すること、あるいは裁判所による紛争の解決に時間がかかることも司法へのアクセスの阻害要因になっていくのではないかと考えております。

そうした種々の司法へのアクセスを阻害する要因は、一つ一つが別個に存在するというよりは、むしろ相互に関連しております。司法へのアクセスを阻害する主要な要因だけをピックアップして論じました。

今回のテーマであります Access to Justice の向上と法整備支援をどのように考えるのか、まとめたい

と思います。各報告で既に結論、あるいは方向付けがされておりますが、それらを幾つかまとめたものです。

まず1つは、原先生のご報告にもありましたけれども、ニーズに即した法整備支援というのが必要不可欠であろうと思われます。昨年、一昨年のJICAと日弁連の研修で原先生がモデレーターあるいは講師をされておりましたが、私自身も講師として参加をしました。既にアジアの諸国、例えばネパール、インドネシア、ベトナム、東ティモールなどでは、女性とか子供、あるいは社会的弱者に対して限られた予算の中で特別のプログラムを設けているとの紹介がございました。ただし、制度としては存在しているけれども、マンパワーとか予算不足などで本当に機能しているかというのは今後検証していく、あるいは現地の方々の評価を聞く必要があるという点は注意する必要があるのかもしれませんが、そうした法整備支援を必要とする諸国においても、我々日本が同様に抱えている問題に対しても、自らそうしたニーズを考えて、法律扶助等のプログラムを整備しているというのは注目すべきであろうと思います。

やはりニーズに即した法整備支援であるかに関し、アンダーセン先生のご報告にありましたように、ワールド・ジャスティス・プロジェクトとか、あるいはロンドン大学(University College London)のHazel Genn教授及びPascoe Pleasence教授などの法社会学者によるPaths to Justiceという実態調査が行われております(H.Genn, *Paths to Justice: What people do and think about going to law*, 1999; P.Pleasence, N.Balmer, R.Sandefur, *Paths to Justice: A Past, Present and Future Roadmap*, 2013; P. Pleasence, and N.Balmer, *Legal Needs Surveys and Access to Justice*, 2018.)。実態調査による法的なニーズ調査を、個別に各国だけで行うのではなくて、グローバルに行うことは非常に大事なことだろうと思います。我が国の法社会学者を中心とした種々のニーズ調査も行われております(村山眞維・松村良之編・紛争行動調査基本集計書(2006)など

参照)。日弁連による超高齢化社会における高齢者、障害者の司法アクセスに関するニーズ調査報告書が2018年に公開されております。このように、特定の領域に特化した形での調査も行われております。ただ他方で、昨年、一昨年の研修でカンボジアの方が、自らニーズ調査をするのはマンパワーもないし、費用の手当でも難しいので、実際に自ら行うのは非常に困難であると指摘されました。このような場合に、どのようにして我々あるいは世界で協力していくかというのを考えていく必要があると思います。

次に、関連機関との連携、司法ソーシャルワークが重要となります。従来の司法へのアクセスという概念が、弁護士を中心とした法律家が裁判所による紛争解決モデルを念頭に置いていたものを、より広げ、例えばソーシャルワーカーとか医療制度、あるいは病院等と連携していく方向付けが重要となっております。もちろん、ベトナム弁護士連合会会長のティンさんがおっしゃられたように、人権保護の観点から弁護士によるそうした活動というのはもちろん尊重すべき、あるいは賞賛すべきことです。他方で、今日的な問題としては、具体的な事案に応じて多様な法的なサービス、あるいは関連機関と連携していく必要があると思います。我が国では一般に司法ソーシャルワークと言われたりしておりますが、釜井先生のご報告あるいは鏑木先生のご報告で指摘されていますように、具体的な事案に応じて地方自治体の福祉関係者、医療関係者との連携が必要となります。ターゲットは高齢者あるいは障害者ですので、自ら積極的に、あるいは自発的に法律家ないしは必要な機関に紛争解決を求めていくのは非常に難しいと思われれます。当事者に適切に手を差し伸べる仕組みを整備する必要があると思います。既に幾つかのアジア諸国における女性、子供、あるいは社会的弱者の特別なプログラムも、いかにニーズに合わせて持続発展させていくか、まさに原先生のご報告で指摘されたように、持続性は非常に大事で、予算が限られた中でどのように適正に持続させていくかは一つの大きな問題だろうと思います。

多様なサービスの提供と関連して、弁護士による

訴訟代理だけではなくて、法律相談から法情報という紛争を解決するために必要な情報を提供していく、あるいは裁判制度だけではなく、必要に応じて、裁判以外のADRを整備していく、多様なサービスの提供を関連機関と連携して行っていくことが非常に大事だろうと思っております。

原先生のご報告にありましたように、コートジボワールではコールセンターを開設して、そうしたニーズに合ったサービスを提供して、今でも展開していくというのが一つのモデルとなるのではないかと思います。特に、そうした限られたマンパワーと、それから慢性的に不足する予算というものをどのようにして積極的に活用して、我が国の提供できる最大限の、あるいは最善の法整備支援をしていくかというのは非常に大事だと思います。

最後になりますが、司法へのアクセスの向上と法整備支援において、グローバルなネットワーク化は不可欠ではないかと思います。アンダーセンさんのお言葉によれば、コラボレーションが必要不可欠であると思います。例えば2017年に東京で開催されましたLAWASIA (LAWASIA 東京大会2017 法の支配による大いなる飛躍～ローエイシアの軌跡とこれからの役割) と関連しまして、法テラスを中心として法律扶助円卓会議 (Legal Aid and Access to Justice round-table Conference in Asia 2017) を開催しました。アジア諸国の方々をお招きして、法律扶助の諸問題に関し、意見交換をしました。

さらに2018年に台湾で法律扶助の国際会議 (International Forum on Legal Aid, Expanding the Horizons of Legal Aid, 2018) が開催され、アジア諸国内の人的交流がより深められております。

京都コンGRESが2020年4月23日、24日に開催される予定ですが、国際的なネットワーク及びコラボレーションがより深まることが期待されます。各国の抱えている諸問題を解決するのは、我が国だけでできることではもちろんありません。我が国が抱えている問題をグローバルな視点から見ていくのは非常に大事だと思います。特にアンダーセンさんの Access to Justice プロジェクトに我が国から

も私を含めて多数の学者が協力していくということは今後も必要ではないかと思えます。

非常に雑駁としたお話で申し訳ありませんが、私の報告は以上でございます。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

○森永 我妻先生ありがとうございました。

さて、大分時間が押してしましまして、それでもまだ40分ぐらいありますので、パネルディスカッションというぐらいなので、多少ディスカッションを試みようかと思うんですけども、まずはパネリストの方々の中、パネリスト同士で何か特にこれは聞いてみたいことがありましたら挙手の上発言していただきたいと思えます。なければ、もうフロアに振りますが、何かないですか。お互いはもう知り尽くしているから別に要らんということのようですので、それではもう会場、オープンザフロアといきたいと思えますけれども、それでは突然振って申し訳ないんですが、せっかく外国からゲストの方に来ていただいておりますので、アンダーセンさんに今のパネルディスカッションをお聞きになってどんなことを感じられたのか、インプレッションだけでも結構でございますので、ご発言いただければと思えますが、よろしいでしょうか。

○アンダーセン ありがとうございます。

非常に興味深いディスカッションが行われました。皆さんもお気づきだったと思えますが、私と同じようなことをおっしゃっていたと思えます。まるで類似した見方をこういったチャレンジに対して行っているということを感じました。同じ問題について別の見方をしたとしても、同じ経験をしてしまうということになっていますね。そしてソリューションも同じだと思えます。すごく意を強くしました。本当にインスピレーションを受けまして、具体的なソリューションも、皆さん弁護士の先生方が成功裏に行っているということ、日本も世界の各地域におきましてやっぺらっしゃるということを知ってうれしく思いました。ありがとうございました。

私がお聞きしたいのは、いろんな成功例をおっしゃっていますが、関心を持っているのは、どこか

で躓きがあったかということです。このような努力の中で、なかなか難しいと思えますが、でもそういった例から学習効果があるわけですから、失敗例がありましたらお聞きしたいです。

○森永 そうですね。ついこういうところだと成功した例ばかり出てくるんですけども、実はその裏に結構失敗があるというようなことがあるんですが、何かこれはしまったと思うような、パネリストの中でそういうことを経験された方はいらっしゃいますでしょうか。

○原 自分の最大の失敗は、JICAの支援を継続させるにはどうしたらよいかということに意を払わなかったことです。私の配慮が足らなかったと今も思っています。それから、何かできたのではないかと今も思っています。あらゆる法整備支援には終わりがありますし、いつやめるかという判断は恐らくすごく難しいものですが、当然のことながら、もし専門家がもっと長く滞在すれば、もっと何かできたことがあるのは間違いないです。そういう意味では何をすればよかったんだろう、自分が至らなかったなと思うところが幾つかあります。

○森永 ありがとうございます。

失敗例、私は実はこのAccess to Justiceを正面から取り扱った活動はしたことはないんですけども、いかがでございましょう、ほかにフロアの方でもいいですけども、こんなことをやって、それが失敗しちゃったというのはありませんか。

○鎬木 法テラスの鎬木です。

私の発表の中でも触れたのですが、私の失敗は、まさに最初の何も動かなかった3年間だと思います。一番の原因は、何か関係者と連携をして話していれば、いつかうまくいくのではないかというふうに非常に漠然と考えていたことだと思います。「何となく連携」と言いますか。地域で関係者を巻き込んでいく際に、こういうアプローチでは、協力を得られないかもしれない。でも、こういう事情があれば協力してもらえないのではないか。そのためには何が必要か。そういうことを本当はぎりぎり考えなければならなかったのに、十分考えずにやっていた。これが

自分の失敗だったと思っております。

○森永 ありがとうございます。

それでは、今のような話、あまりこれといった失敗談は出ないみたいですが、アンダーセンさん、今のみたいな回答でよろしいでしょうか。

○アンダーセン ありがとうございます。

○森永 それでは、お隣に振っていいですか。シンガポールのパースペクティブはいかがでしょう。

○ジェラルド ありがとうございます。コメントします。

日本と同じように、あるいはその他の諸国と同じように、シンガポールは、東南アジア、その他の国と同じように人口が高齢化し、また縮小しています。最も出生率が低い国の一つとなっています。シンガポール人がそのうちもう絶滅しちゃうんじゃないかということが言われています。もちろん、そうならないよう願っているんですが、高齢者への対応、鎗木先生、すみません、お名前正しい発音できていますでしょうか、鎗木先生がコミュニティーで活動なさっていたということなんですが、何か助言があればいただきたいんです。このような要するに高齢者が多いといったようなところ、技術のこともあまりお詳しくないでしょうし、さらにまたその他のインフラ、様々な新しい技術や制度になじみがないと思うのですが。

○森永 それでは、また無茶ぶりかもしれませんが、ティン会長いかがでしょう。この今の議論をお聞きになっていて、何かご意見ございますでしょうか。

○ティン まず、日本国内、そして外国でパネリストの皆さんが実施してきたいろんな経験、そしてクリエイティブな活動のご説明をいただきありがとうございます。

しかし、この司法へのアクセスという活動が持続的にできるためには、持続的な要素をつくる必要があると思います。

まず、どこの国においても言えることですが、司法アクセス強化ができるための法律、この法整備をする必要があります。

2つ目は、各リソースの準備です。人材、あるいは財政面。

3つ目は、計画を立てる必要があります。

そして、効果的な運営の方法が必要です。

そして5つ目は、この司法アクセスのために自分を捧げてもいいと思う人たちがが必要です。

それ以外ですと、課題ということから言いますと、どの国も実施に当たっては多くの課題があるだろうと思います。ベトナムにも課題がたくさんあります。こういった準備が十分でない状況の中では課題に直面することや失敗することも避けられない要因になるかもしれません。ありがとうございます。

○森永 ティン会長、ありがとうございます。本当にあるプロジェクト、何かそういうものをやるときは準備がきちっとしていないと途中で挫折するという場面は多いかと思います。私どもも、この Access to Justice のお話ではないんですけども、準備不足であったために活動の途中で非常に大きな支障が生じるという経験は何度もしております。

そこで、SDGsはNo one left behindという標語を掲げておりまして、ここで関西会場に振らないと関西会場が怒りそうですので。関西会場、何かご意見、ご質問何でも結構です。ございませんでしょうか。

あまり出ませんか。関西会場出ないみたいですので、香川先生がお手を挙げておられますので、一旦香川先生に振ります。お願いします。

○香川 今日、パネリストの方々が話をされた前提としては、日本人に対して行った法的アクセスの問題をテーマにされていたんですけども、日本には随分外国人の方が来ておられます。そして、随分外国人の方々がいろんな問題を抱えているんですけども、今やっておられる中で外国人の問題について扱ったケースというのはないんでしょうかという質問です。

○森永 ありがとうございます。

先生お願いします。

○釜井 私が関わった東京パブリック法律事務所には外国人の部門というのがありまして、一時は三田



の方に別の支所をつくって弁護士5,6人で取り組んでいたことがあり、今は池袋の本所の方に一緒になって弁護士4人かな、ちゃんと事務員も多言語対応ができるような形でやっています。これは全国の公設事務所の中では唯一の部門で、各大使館とか領事館とかと関係を作って、彼らに対し、外国の方が困ったときにここに来れば、こういうことができるんだよという情報を伝えるとともに、日本のリーガルエイドの制度とか、利用できる制度とか、また刑事事件になった場合にどういう手続になるのかとか、生活保護とかはどんな形で利用できるのか、そういう具体的なこともレクチャーしながら、各領事館などに来た自国の方々にそういうことをアドバイスしてもらい、必要であれば弁護士に繋げてもらうというようなことをしています。あとは全国にLNFという、これは任意の弁護士の団体、弁護団みたいな団体で、外国人の方々の相談を受けて事件に取り組むという、そういうものがあって、この東京パブリックの外国人部門はその事務局も兼ねていて、いろんな弁護士向けのセミナーを主催したりしております。件数も大変たくさんといえますが、たくさん電話が来て、基本的には、彼らの事件は日本人の事件は少ないですね。外国人の事件が7割から8割ぐらいと、そういう形で実際に動いてはおります。

○森永 ありがとうございます。

香川先生、よろしいでしょうか。

○原 私もLNFのメンバーですけども、全国で1,500名ぐらいの弁護士、外国人事件を実務で扱っている方の恐らくほぼ全員が入っているのではないかと思います。非常に活発な有用なメーリングリストで、外国人関係の事件に関わるなら入っていないと実務に差し障るのではと思うぐらいの充実したネットワークです。

それから、外国人の方の司法アクセスの関係では、例えば法テラスの民事法律扶助制度は、在留資格があれば外国人であっても国籍に関わらず利用できますけれども、在留資格自体を争っている、例えば難民事件の場合には法テラスは使えません。そうすると日弁連の基金によるリーガルエイドの対象になる

わけですが、これは金額に限りがあります。この点で、最近の試みとしては、コーポレートロイヤーのプロボノ活動に関して弁護士がネットワークを作ったり、チームを組んで対応するということが始まっており、私も個人的に関わらせていただいています。

外国人の方の司法アクセスのために言語対応などもきちんとしなければいけないという問題意識はあって、意外に取組みは進んでもいます。近時、在日コートジボワール人の方のもめごとのご相談をいただいたときは、フランス語対応もしていただけるので、東京パブリックに連絡するのが一番だとお伝えできています。

○森永 ありがとうございます。

○森脇 ここでアンダーセンさんのご質問、つまり何か失敗がないのかということについて、私の方から、私が失敗と思われることについて指摘したいと思いますが、今日はパネリストのプレゼンテーションに関わって私は非常に勉強させていただきました。ありがとうございました。

ところが、例えば鎌木さんにしても、原さんにしても、いろいろなさったのは、例えば何年も前なんですね。ところが、その情報が、我々それなりに関わってきた人たちに共有されていないんですね。今日来て、いや、そういうことをやっていたのかと思うんですが、そこで、例えばコートジボワールであれ、下呂であれ、そこの固有のものでなくても、そこでの先ほどの鎌木さんの、どういうふうにして、例えば町をまず説得するとか、そのときには福祉の人からとか、ああいうのはやっぱり実際にやってみてノウハウ、恐らく下呂でなくたってよそだって通用する、あるいはよそでは少し変更するかもしれない。原さんのコートジボワールも別にあれでなくて、ノースナイジェリアだって通用するかもしれん。これは釜井先生も同じなんですけれども、その情報を出していないんじゃないかというのは皆さんの責任じゃないけれども、我々が共有していないというのは非常にもったいない。これはこの問題だけじゃなくて、実は法整備そのもののあれでして、例えばベトナムは二十何年やってきているんですけども、

あそこでのいろんなレクチャーをしたり、研修をしたり、いろんな立法したものは、みんなこの間倉庫から発掘してきたんですけれども、入ったまま、つまり日本側のリソースが sustainable になっていない。そして体系化されていないということなんですね。持続可能でないということがあるので、私は今日のこういうのは非常によかったし、評価するんですけれども、最大の失敗は、せっかくこれだけのことを何年も積み重ねていながら、それを法務総合研究所が悪い、悪いというか、法務総合研究所がしていなかったのか、JICAがしていなかったのか、誰かの責任の問題ではなくて、やはりストラテジックにきちっとあれをして、さっきのあれじゃありませんけれども、何をいつまでにやるのかということをやって、そういうせっかく溜まってきたリソースとか、あるいはインフォメーションをやって、それをどういうふうに情報を伝達していったら最も効果的に伝達できるのかという法整備支援学という、そして法整備支援人材というのを、やはりせっかくこれだけの立派な建物もあることですし、予算も持っておられることでしょうから、JICAもそうでしょうから。是非とも私としてはアンダーセンさんが何か失敗はあるかとおっしゃられたものですから、こういうことをちゃんと sustainable にきちっと体系化してこなかったことは失敗であるということで、それに便乗してこれからちゃんと人材を育てたり、リソースを sustainable にしたらどうかと。そのためには今日来ておられる人を中心に、それから外国の方も入れて早急に、例えば先ほどの鏑木さんのあれでいくと2年ぐらいで早急に作って、そして、さっきのティンさんじゃありませんけれども、日本ではこういうことをやったと。ベトナムの弁護士会が人々に Access to Justice とやら、日本の経験でこのうちで役に立つものはお使いくださいというぐらいのことを言えるようにしてはどうでしょうかということをお話を森永さん、頑張ってください。

○森永 ありがとうございます。

失敗の総元締のICD部長の森永でございますが、今一瞬見ましたけれども、安信先生の方が一瞬早かつ

たです。すみません。お願いします。

○佐藤 東京大学の佐藤安信です。

私も、森嶋先生のご提言に賛成です。以前、たしかそういうことで何かJICAで研究会のようなことをやり始めたと思うんですけれども、何か立ち消えになっちゃったようでとても残念だと思うので、是非この機会にそういうケーススタディー、事例研究を中心にいろいろそういう現場から学ぶということでやったらいいと思うんですね。

そこで、一つそれに追加的な提案なんですけれども、やっぱり法律家や弁護士含めて、そういう方だけじゃなくて、先ほど鏑木先生のお話にもあったように、いろんな協力していただく専門家の方、福祉のケースワーカーとかソーシャルワーカーとか、あるいは外国人であれば外国人支援のためのいろんなネットワークやNGOがあると思うんですね。それはまさにグローバルな社会ですから、日本の中でも外国人の方の問題があるし、逆に日本から出ていって、海外でいろいろ問題に含まれることもあるし、そういう中で、やはり問題は幾ら法律を作っても、その国の主権に関わることになる、なかなかそこで壁がありますし、もちろん国際法というのはすぐに執行できるわけでもなく、最近ソフトローという意味では、今回残念ながらビジネスとか人権の専門の方は来ておられないようで残念なんですけれども、そういったソフトローの分野にわたって、やはりそれは要するにそれぞれの人々の慣習ですから、まさにそういう法律家以前の現地の慣習とかを学ぶということがないとえらい勘違いするんじゃないかと。それは私自身がベトナムで大変大きな勘違いをして大失敗をしているんですが、実はベトナムでそういうケーススタディーの勉強会をやると思ったんですけれども、このコロナウイルスのあれでキャンセルしましたけれども、そういうことで炎上をしている国との間の勉強会でもいいと思うんですが、できるだけそういう壁を取り除いた、いわゆるマルチステークホルダーですよ。そういう形でいろいろ勉強会をしていくということがこれから大切じゃないかと。

その点で一つ、森永さんの方に、日本の法務省の中にも国際課ができて、来月それこそ司法外交ということで国際仲裁センターが東京にできますよね。こういったものともっと連動できないかなと、この法整備支援のこちらのお仕事と。やはりグローバル化の中で、日本企業も非常に困っている部分もあるし、いろいろそういう日本企業はむしろ人権侵害ということで訴えられる場合もあるかもしれない。そういう意味で紛争の解決を通じてやっぱり法の支配というのを実際に実現していくということですから、そういう意味で今回紛争の仲裁、調停、そういうものも単に商事だけじゃなくて、いろんな角度から総合的にやっていく、それが日本の司法外交、先ほど我妻先生が言っておられたまさにグローバルネットワークですね。私も今 Access to Justice のためのグローバルネットワークガバナンスという研究会をやっておりますけれども、そういった形で幅広く対応していくということが大事だと思います。その点、法務省サイドではその司法外交とこの位置付けというのはどうなのかなとちょっとお伺いできればと思いますけれども。

○森永 ありがとうございます。

国際課、よろしく願います。

○菅野 官房国際課の課付の菅野と申します。よろしく願います。

本日は、非常に有益でインスパイアリングなプレゼンテーションをいただきありがとうございます。

私自身は、どちらかといいますと国際協力の分野という、刑事司法の関係で国連のマルチ外交ということでウィーンの代表部にいたことから、コングレスの準備などにも携わっていた次第でございます。

こうした司法アクセスの議論というのは、どちらかという国連の中で私の限られた経験ではございますけれども、コングレスだとか、経社理の下にあるコミッションといった分野で会議体の下で政策決定というのが行われてきて、国連における政策形成、データ収集といった活動というのが行われてきたという経緯があるかと思えます。

他方で、こうした民事の分野での司法アクセスと

いう議論は、必ずしも国連の中で議論が深められてこなかったのではないかという印象を持っておりまして、そういった意味ではアンダーセンさんのプレゼンにもありましたように、ゴール16.3の下で新たなインジケーターができたということは大きなグラウンドブレイキングなことなんだというふう感じております。

こうした民事の分野で、じゃ、国連の議論がどうやって深まっていくのだろうか、そこに法務省、日本としてどういうふうに関わっていくのだろうかというところは国際課においても検討しているところでございまして、このような観点から法務省の検事を1人UNDPに派遣している次第でございます。

この後、じゃ、UNDP、国連においてどういう議論が深まっていくのか、民事の分野でこうした司法アクセスの議論が深まっていくのか、そこにどうやって法務省が関わっていくのかというのは、まさに司法外交として国際課が考えていかなければいけないことだろうと思っております、まさにパートナーシップでコラボレーションというのを深めていきたいと思っております。

こういった観点で、国連において特に民事の分野で、じゃ、どういった議論が深まっていくんだろうかということについては、できればアンダーセンさんからも視野なりパースペクティブをいただけたらと思います。特に、国連におけるポリシー・メイキングであったり、データコレクションといったところについて、今はNGOの方でむしろ行われているところはあると思いますけれども、国連のマルチのインターガバメンタルなポリシー・メイキングといったことについての展望など、もしありましたらお聞かせください。

○森永 ありがとうございます。

すみません。金子先生でしたね。願います。

○金子 神戸大学の金子でございます。

本日、日本の法制度経験の得意分野を生かした法整備支援が展開しつつあるなという印象を受けながらお聞きしておりました。

それで森永先生、また佐藤先生が法整備支援学と

いったものを体系的に立ち上げていくべきときだと強くおっしゃられたのに触発されてなんですけれども、アンダーセンさんから先ほど、日本の成功例が紹介されているけれども失敗例はというご指摘がありましたけれども、私なりに考えると、その成功例、失敗例というよりも、日本の制度経験のうまくいっている成功例の部分と相手国とのマッチングの良し悪しという視点で考えることが有益なのではないかなと思います。もちろん日本にも失敗がいろいろあるわけですが、うまくいっている部分、せっかくだから役立てたいという気持ちは当然生じるわけですが、それが相手国の状況にうまくマッチングするかどうか。しないのに押しつけていっても成功しないはずなので、そこを考えていくことが森島先生のおっしゃられたような体系化への一つのアプローチかなと思っておりました。その意味でパネリストの方々の一つお尋ねしたいなと思ったのは、日本のモデルと相手国のモデルのかみ合わせを考えていくとしたときに、日本自身の日本の法社会の特色というものを意識している必要があると思うんですけれども、そのあたりについて何かコメントがあたりかということです。

例えば、鏑木先生、釜井先生をはじめ、今日非常に法テラス、ひまわり等の積極的な成功例を紹介されて、日本の強みだとまさに感じるわけなんですけれども、これは日本が Non-Litigious 社会といえますか、訴訟がなかなか起こらない状況があって、それが実は何か社会的なボトルネックがあって訴訟が十分起こっていないのではないかなというような問題意識があったから、それで展開していった活動であったと思われませんが、そういう意味では、同じような状況、コートジボワールが抱えていたとしたら非常にマッチングがよかったのではないかなと思われまます。そういったことで、まず日本自身の認識ということ。

それからもう一つは、相手国のニーズ、相手国の社会的な特色をどのように把握していくかというテーマがあるような気がいたします。コートジボワールはマッチングしたのではないかなと思いますけれども、例えば午後、小松弁護士等からご紹介のあった

ミャンマーでは、調停というニーズがわっと上がってきたと。恐らくミャンマーは弁護士の人数とか弁護士費用の低さとかいう意味では、ちょっと日本とまた状況違って、Litigious 社会、日本に比べて訴訟が起こりやすい社会なのかもしれないと、そうすると違ったニーズが、むしろ訴訟がたくさん起こり過ぎているのを裁判所が裁き切れていないといったようなニーズから、日本のうまくいっているという調停、これをちょっと教えてくれないかというニーズが出てきたのかもしれないというふうに見ておりました。そういう意味では、相手国社会のニーズをどう把握して日本とのマッチングを考えていくかという論点があるかと思われまして、佐藤先生が先ほどおっしゃったような勉強会を、得てして JICA プロジェクトが相手の機関と 1対1 の非常に密接な関係をつくるのがうまいと言われておりますけれども、そこに加えて、もっと開かれた、例えば調停制度もミャンマーの最高裁を相手にしておりますけれども、もっと例えば学会とか商工会議所みたいなところも取り込んでいったような勉強会が広がっていくとか、そういったような何か工夫があるともっと展開するのかなと思って拝聴しておりました。何かそのあたりにパネリストのコメントをいただけたらと思います。

○森永 さあ、いかがでしょう。もうあまり時間がございませんけれども、それじゃ、釜井先生お願いできますか。

○釜井 日弁連の方の活動で、過疎地に弁護士を送ると、しかも、それを自分たちのお金でやるというようなことを他のところにまねてくれというのはあまりに難しいことだなと思うんですが、こういう試みをする前に試みていたこととしては、Access to Justice という試みの中では当番弁護士という当番を決めて身柄拘束された人から依頼が来れば駆けつけるという制度があります。これはある弁護士会が決めた後、全国の弁護士会に一気に広がったということがあります。

それともう一つは、確かに司法過疎ではあるけれども、そこにちゃんと定期的に弁護士会として法律



相談をちゃんと毎週やるとか、そんな形でやっていたことがあって、しかし、弁護士相談の機会ができて、依頼したいとなると遠い町や遠い市の弁護士に頼まなければいけないというところに限界を感じて、やはりその土地に弁護士事務所をつくらなければという話にはなったんですが、そういう試み(注:法律相談センターの設置)も参考になるかなと思います。

先ほど、ベトナムの報告の中にも当番を決めてというのが少しあったと思いますけれども、これはすごく、まさに当番弁護士と同じような形での試みかなというふうに感じたところですね。私はそんなところですよ。

○森永 ありがとうございます。

時間もそろそろ参りまして、あと数分ですけども、関西会場、本当に何もありませんか、大丈夫ですか。分かりました。ありがとうございます。

ちょっと長々とやってまいりましたけれども、いかがでしたでしょうか。

まずは、パネリストの皆様本当にありがとうございました。ご苦労さまでございました。

これで今回のパネルディスカッションはおしまいにしたいと思います。皆様ご参加ありがとうございました。もう一度パネリストの皆様大きな拍手をお願いします。(拍手)

また、元の司会に戻します。

○下道 皆様、どうもありがとうございました。いま一度、パネリストの皆様盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

以上で第3部のパネルディスカッションを終了いたします。

それでは、ここで公益財団法人国際民商事法センター理事、小杉丈夫様より、閉会のご挨拶をいただきます。

○小杉 皆様、朝10時から5時半まで長い間大変お疲れさまでした。

私は、今ご紹介のあった国際民商事法センターという法務省の法整備支援を民間からお手伝いをする公益財団法人の理事をしております。1996年、

この財団が設立され、またJICAの法整備支援が始まった年から理事をしております、この法整備支援連絡会も第1回というのに出ております。そういう意味では、もう絶滅危惧種かというふう思うぐらいであります。

本当に今日は、スピーカーの方々、それからパネリスト、加えてフロアから大変活発な質疑がなされて、大変充実した会議になったのではないかというふうに思います。

最初、Access to Justice というこの今日の連絡会のテーマを見たときに、一体どこへ連れていかれるんだろうなと、こう思って今日は始まったわけですけども、プログラムが進むごとに非常に内容が深まってきて、本当に最後はいい形で終わることができたというふうに思っております。

なるほど、私がこの会議の前に考えていたよりは、もう Access to Justice という概念が最近是非常に広く使われているということがアンダーセンさんの話、我妻先生の話、ほかの方々の議論を聞いてよく分かりました。ただ、そう言いながら自分のこの20何年の法整備支援というのを振り返ってみると、Access to Justice ももちろん大事だけれども、ジャスティスをどうやって構築するかということで20年間皆様とともにやってきたわけで、この問題というのがまだまだ大事だと、まだ終わっていないということも改めてそういう感を抱いたわけでございます。

Access to Justice という話になって、やはり新しいことをやるにしても、地元の団体、それから地元の人たちが主体になって日本からやっぱり応援をするという形は、必ずそういうふうになるんだろうなと思います。ベトナムのドー・ゴック・ティン弁護士会長の話も聞いて、いや、素晴らしい発展をしたなと思いました。

2001年という年に、私はハノイに初めて訪問をして、森脇先生なんかとともにベトナムの第2フェーズの調印式というのに出たんですけども、その頃のベトナムの弁護士会というようなものはまだまだ体をなしていなかった。それが20年たって、こういう形で活動していらっしゃるというのは本当

に素晴らしいことだだと思います。その頃のことです。三ヶ月先生、その頃は法務省の特別顧問でいらっしゃると思うんですけども、法務省からの支援、法務省から向こうの司法省だけの支援じゃ駄目なんだと。その当時、日弁連がJICAのプロジェクトで弁護士の支援ということをやるといことを言われたときに、三ヶ月先生は、それは大賛成だと、当時はまだ日本の弁護士会と、それから法務省、裁判所というのはもう少し対立色があった時代なんですけれども、三ヶ月先生が言われたのは、日本は明治以来、西欧の制度を取り入れて、条約改正のためにもう一気に整備を進めたんだけど、そのときにやっぱり弁護士のところをないがしろにしたというか、切り落としてどんどん日本の整備をやったと。それが元で日本で在朝在野の法曹の対立というような大きな傷を残すことになったと。ベトナムの支援を始めるに当たって、そういうことがないように初めから考えてやるのは大事なことなんだということを言われて、ベトナム支援の10周年の記念式典のときもそういうことを触れられたんですね。だからそういうことを今日の皆さんの話を聞きながら思い出しました。やっぱり先人はそういう先を見通したことをやっていたんだなということも改めて思いました。

そういうことで、新しい Access to Justice ということをこれからの法整備支援でどうやっていくかと。新しい選択肢でも議論に出たように、先方のニーズということもあります。予算ということもあります。いろいろな環境の中で新しい時代に即応した方策をこれから考えていくということになると思います。そういう新しい方向に向けて皆さんの力を結集していき、また、海外ともネットワークをつくりながら進めていかなければいけないというお話が出たと思います。

今日の連絡会は、外国からのスピーカーの方々、それから日本でのパネリストの方々、大変ありがとうございました。また、ご参加いただいた方々に厚く御礼を申し上げたいと思います。

それとともに、通訳の方、日米の通訳または日本

語とベトナム語の通訳の方のお力がなければ成功できなかったというふうに思います。改めてお礼を申し上げて、最後の私の言葉といたします。今日は皆様、長い間ありがとうございました。(拍手)

○下道 ありがとうございました。

以上をもちまして第21回法整備支援連絡会を終了いたします。

皆様、本日は長時間にわたりましてご参加ありがとうございました。

関西会場の皆様も、本日はありがとうございました。